

令和 3 年

会津美里町議会会議録

第 2 回定例会 12 月会議

12 月 6 日開議～12 月 16 日散会

会津美里町議会

令和3年会津美里町議会第2回定例会12月議会会議録目次

第1日 12月6日(月曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 (午前10時00分)	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○議案の上程及び提案理由の説明	5
○陳情の常任委員会付託について	7
○散会の宣告	8
散 会 (午前10時24分)	8

第2日 12月7日(火曜日)

○議事日程	9
○本日の会議に付した事件	9
○出欠席議員	10
○説明のため出席した者	10
○事務局職員出席者	10
開 議 (午前10時00分)	11
○開議の宣告	11
○一般質問	11
大 竹 惣 君	11
小 島 裕 子 君	19
荒 川 佳 一 君	22
星 次 君	28
鈴 木 繁 明 君	41
○発言の訂正	49
長 嶺 一 也 君	50

○延会の宣告	6 4
延 会 （午後 3時43分）	6 4

第3日 12月8日（水曜日）

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件	6 5
○出欠席議員	6 6
○説明のため出席した者	6 6
○事務局職員出席者	6 6
開 議 （午前10時00分）	6 7
○開議の宣告	6 7
○一般質問	6 7
堤 信 也 君	6 7
渡 辺 葉 月 君	7 6
渋 井 清 隆 君	8 5
村 松 尚 君	9 4
根 本 謙 一 君	1 0 5
○発言の訂正	1 1 6
○散会の宣告	1 2 1
散 会 （午後 3時43分）	1 2 1

第4日 12月10日（金曜日）

○議事日程	1 2 3
○本日の会議に付した事件	1 2 3
○出欠席議員	1 2 4
○説明のため出席した者	1 2 4
○事務局職員出席者	1 2 4
開 議 （午前10時00分）	1 2 5
○開議の宣告	1 2 5
○議案第84号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第85号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第86号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第87号の議題、説明、質疑	1 3 5

○会議時間の延長	1 4 9
○総括質疑	1 5 0
○議案の常任委員会付託について	1 5 1
○散会の宣告	1 5 1
散 会 （午前11時54分）	1 5 1

第5日 12月16日（木曜日）

○議事日程	1 5 3
○本日の会議に付した事件	1 5 3
○出欠席議員	1 5 5
○説明のため出席した者	1 5 5
○事務局職員出席者	1 5 5
開 議 （午前10時00分）	1 5 6
○開議の宣告	1 5 6
○常任委員会委員長の報告	1 5 6
○議案第73号の議題、討論、採決	1 5 8
○議案第74号の議題、討論、採決	1 5 9
○議案第75号の議題、討論、採決	1 6 0
○議案第76号の議題、討論、採決	1 6 0
○議案第77号の議題、討論、採決	1 6 1
○議案第78号の議題、討論、採決	1 6 1
○議案第79号の議題、討論、採決	1 6 2
○議案第80号の議題、討論、採決	1 6 3
○議案第81号の議題、討論、採決	1 6 3
○議案第82号の議題、討論、採決	1 6 4
○議案第83号の議題、討論、採決	1 6 4
○議案第87号の議題、討論、採決	1 6 5
○議案第88号の議題、討論、採決	1 6 5
○議案第89号の議題、討論、採決	1 6 6
○同意第14号の議題、質疑、討論、採決	1 6 7
○同意第15号の議題、質疑、討論、採決	1 6 7
○陳情第6号の議題、討論、採決	1 6 8
○会津美里町選挙管理委員会委員の選挙について	1 6 9

○会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙について	170
○日程の追加	170
○議案第90号の議題及び提案理由の説明	171
○議案第90号の議題、説明、質疑、討論、採決	171
○散会の宣告	173
散 会 （午前11時10分）	174

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 1 号)

令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議

議事日程 第1号

令和3年12月6日(月)午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を7番、村松尚君、報告願います。

村松君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） おはようございます。それでは、報告させていただきます。

会津美里町議会からは、1番、櫻井幹夫議員、2番、大竹惣議員も参加されておりますが、代表して私から9月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合の議会報告をいたします。なお、以降一部の呼び名を組合と呼ばせていただきます。

議会報告に入る前に、今般の会津美里町議会議員の改選にて、本議会から派遣される議員の組合議会での各委員会構成につきましては、総務消防委員会に櫻井幹夫議員、大竹惣議員、環境衛生委員会に私、村松、水道供給委員会に大竹惣議員、私、村松となりました。なお、水道供給委員会にて不在となっている委員長に、指名推選の結果、私、村松が委員長となりましたことを報告させていただきます。

それでは、報告に移ります。令和3年11月30日午後2時より組合庁舎4階講堂におきまして、令和3年11月組合議会臨時会が開催されました。提案された案件は、管理者より、予算案件1件、承認案件の2案件、また議会側より、選挙案件1件、選任案件1件、報告案件の計3件でありました。

まず、選挙第1号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会副議長選挙についてであります。これは不在となっている組合議会副議長を地方自治法第130条第1項及び会津若松地方広域市町村圏整備組合規約第8条第2項の規定により、副議長選挙を行うものであります。指名推選の結果、会津坂下町議会議員の五十嵐一夫議員が新たな副議長に当選されました。

次に、選任第5号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議会運営委員会委員の選任についてですが、これは不在となっている議会運営委員会委員を地方自治法第109条第1項並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合委員会条例第4条及び第6条の規定により、委員を選任するものであります。議会運営委員会委員に、新たに私、村松が選任されました。

次に、報告第8号は、令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合議会行政調査の中止でありま

す。これは、令和3年2月12日に可決された議案第1号による行政調査は中止とすることとしたものを報告するものであります。

次に、議案第16号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）であります。これは、現在建設中の沼平第3最終処分場整備事業に係る継続費の変更、新ごみ焼却整備に係る電源接続案件一括プロセス工事費負担金についての新たな債務負担行為の設定及びこれらの措置に伴う歳入歳出の経費について補正措置を講じようとするものです。議案第16号については、議員より、沼平第3最終処分場の建設に当たり地質調査のボーリングは何か所行ったのかとの問いに、当局より、ボーリング調査は7か所行ったとの答弁があり、その他若干の質疑がありましたが、討論はなく、賛成全員で可決されました。

次に、承認第4号 会津若松地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。管理者より、本組合監査委員の退職に伴い、新たに菅井隆雄氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるとの説明があり、賛成全員にて同意されました。

ここで、管理者より追加案件として、条例案件1件、予算案件2件の計3件が提出されました。

議案第17号 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例及び会津若松地方広域市町村圏整備組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例であります。この議案は福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じて給与改定を行うため、所要の措置を講じようとするものです。

議案第18号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第3号）、議案第19号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第1号）、この2会計補正予算は職員の給与改定に伴う人件費の調整に要する経費について補正措置を講じようとするものでありますとの説明がありました。

議案第17号に対しての質疑において、議員より、対象者は何名か、その内訳はとの問いに、当局より、対象者は341名、内訳は事務局が40名、消防士が301名であるとの答弁がありました。

討論において、コロナ禍において非常に厳しい職場環境に置かれている職員に対しての減額は、職場意欲を失いかねないものであり、反対の意を表明すると反対討論がありましたが、採決の結果、起立多数で可決されました。

なお、議案第18号及び第19号については討論なく、賛成全員で可決されました。

以上、9月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会報告を終わります。

なお、資料は議会事務局に提出してありますので、御覧ください。

○議長（横山知世志君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

5番 山内 豪 君

6番 長嶺 一也 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、議案第73号から議案第89号まで、同意第14号、同意第15号の計19議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議の再開に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案17件、同意2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第73号は、会津美里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。本案は、引用する法律の略称規定及び引用条項を整理すること並びに納税者等の手続の簡素化による負担軽減を図るため、押印を求める手続の見直し等に伴い署名及び押印を不要とすることについて、所要の改正を行うものであります。

次の議案第74号は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部が改正され、令和3年3月31日に公布されました。これに伴い、個人住民税の非課税及び寄附金の範囲の規定等について所要の改正を行うものであります。

次の議案第75号は、会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例であります。福島県税特別措置条例の一部を改正する条例が令和3年7月13日に公布されました。これに伴い、情報サービス業等の追加と取得価格要件の引下げについて所要の改正を行うものであります。

次の議案第76号は、会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就

学児に係る減額措置について所要の改正を行うものであります。

次の議案第77号は、会津美里町立小・中学校条例の一部を改正する条例であります。本案は、平成元年から休校となっている新鶴小学校沼山季節分校の廃止について、所要の改正を行うものであります。

次の議案第78号は、会津美里町学校給食センター条例の一部を改正する条例であります。本案は、新たに会津美里町学校給食センターを設置するため、新センターの名称、位置及び事業の一部変更等について、所要の改正を行うものであります。

次の議案第79号は、会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度が見直されることを踏まえ、出産育児一時金等の支給額について所要の改正を行うものであります。

次の議案第80号は、会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。福島県復興産業集積区域における県税の特例に関する条例が令和3年7月13日に公布されました。これに伴い、復興産業集積区域の特定と経過措置として旧復興産業集積区域内において、やむを得ない事情により新設等をした場合には、課税免除することができることについて所要の改正を行うものであります。

次の議案第81号は、会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次の議案第82号は、会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次の議案第83号は、会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、引用する法律の略称規定を整理することについて、所要の改正を行うものであります。

次の議案第84号は、行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例であります。本案は、本町における行政手続の簡素化及び住民等の利便性の向上を図るため、押印を求める手続の見直し等に伴い押印を不要とすることについて、関係条例を整理する所要の改正を行うものであります。

次の議案第85号は、会津美里町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例であります。福島復興再生特別措置法の規定により、提出特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する機械及び装置等の固定資産税について、課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するものであり

ます。

次の議案第86号は、会津美里町体育施設（高田体育館、二本柳運動場、宮川運動場、河畔公園庭球場、宮川庭球場、小山スキー場）の指定管理者の指定についてであります。高田体育館等の指定管理につきましては、平成29年より、特定非営利活動法人会津美里クラブ衆が行ってきましたが、令和4年3月31日をもって終了することとなります。令和4年度からの指定管理について、会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者の候補者を選定したので、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理の期間は、令和9年3月31日までの5年間であります。

次の議案第87号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,212万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を127億6,043万3,000円とするものであります。

次の議案第88号は、令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,971万1,000円とするものであります。

次の議案第89号は、令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,847万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億8,629万9,000円とするものであります。

次の同意第14号は、会津美里町監査委員議会選出の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本町議会議員の監査委員、渋井清隆氏が11月12日をもって任期満了となったことから、新たに荒川佳一氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の既定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

次の同意第15号 会津美里町監査委員識見を有する者の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、多年にわたり町監査業務にご尽力いただきました鈴木英昭氏が本年12月末日をもって任期満了となることから、新たに小島隆一氏を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。小島隆一氏におかれましては、昭和47年4月に会津若松市役所に入庁後、多年にわたり行政事務を遂行され、さらに平成24年4月からは会計管理者を務められたことから、監査業務に精通し、適任であると考えます。

私からは以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時24分）

第 2 回定例会 1 2 月会議

(第 2 号)

令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議

議事日程 第2号

令和3年12月7日(火) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(横山知世志君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長(横山知世志君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、2番、大竹惣君。

[2番(大竹 惣君)登壇]

○2番(大竹 惣君) それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、質問事項1、人口減少対策についてであります。現在、町が抱えている一番の課題といえは人口減少問題であります。会津美里町では、第3次総合計画後期基本計画に基づいて、課題解決に向けた取組を行っていると思存します。今年には町長も新しく替わり、議会議員の構成も大きく変わりました。

そこで今、年度末も近づき、来年度に向けての予算を組んでいく大事な時期であり、まさに新しい美里町をつくり上げていくための転換期であります。町長においては……

○議長(横山知世志君) ちょっと大竹君、待って。傍聴の方に申し上げます。携帯電話持込禁止ですので、マナーモードか電源をお切りになってください。

再開します。

大竹君、どうぞ。

○2番(大竹 惣君) 町長においてはその手腕の見せどころであり、多くの町民に夢や希望を与え……

○議長(横山知世志君) ちょっとごめんなさい。携帯電話鳴っている方、退席してください。

大竹君。

○2番(大竹 惣君) 町長においてはその手腕の見せどころであり、多くの町民に夢や希望を与えていくための最初の機会であると思存します。

そこで質問をいたします。難題でありますこの人口減少対策で、特に力を入れていきたい政策や何か目玉となる政策があるか、町長の考えを伺います。

続いて、質問事項2、子育て支援について質問いたします。子育て世代はまだ若く、収入も十分でない中で、養育に係る金銭面での負担が大きいものであります。ほかの市町村よりもこの子育て支援に力を入れていくことで若者の移住、定住促進につながると思存します。中でも、分かりやすく公平で効果が高いのは、学校給食の無償化であります。また、インフルエンザワクチン接種のための費用負

担軽減。現状、生後6か月から小学2年生までの1人当たり1回1,500円での接種ができますが、子供の多い世帯の2人目以降の接種負担軽減、また小学6年生までに適用範囲を広げるなどの子育て支援の強化について、今後どこまで力を入れていくお考えであるのかを伺います。

続いて、3番、農業振興について伺います。会津美里町の人口減少問題解決のためには、やはり働く環境の整備、産業の振興が急務であります。特に会津美里町では、総収入の高い農業の位置づけは最も重要であると存じます。

そこで、町の農業振興について、3点ほど質問いたします。①、第3次総合計画の中で、「町の基幹産業である農業へ新たに就農する場合や地域の担い手として意欲ある農業者を支援します」とありますが、町民の方々にこの町の基幹産業は何ですかと尋ねると、農業と答える方はほとんどいない状態であります。今般、農業を取り巻く環境が大変厳しい現状であり、農業者の人口がどんどん減っているところから、町の基幹産業としてのイメージが薄くなってきているのではないかと思います。町として今後もこの農業を基幹産業として位置づけ、特に力を入れていく産業であると発信していく考えがあるのかを伺います。

続いて、②、先般新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた米価下落における緊急支援対策として、10アール当たり3,000円の補正予算を計上いたしました。大変喜んでいいる農家がいる一方で、非主食用米や園芸品目を主に栽培している農家も新型コロナウイルスの影響を受けております。そういった農家も取り残されることのないように支援していただきたいと思っております。今後の指針といたしまして、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用した農業に対する支援などはこれからどのように検討していくのかを伺います。

③、現在米を主体としている農家には複合経営化を奨励しておりますが、施設園芸作物に対しましてはその品目に特化した経営も必要であります。米価が安定していない現状では、施設園芸作物の作付を増やすことが町の農業の発展に近道となると考えます。ICT化や施設化を支援し、高収益園芸品目の作付を増やすことで農業収入の増加、新規就農者の確保をしていくことが必要であります。他町村で行っておりますパイプハウスのリース事業など、施設園芸に挑戦できる環境の整備を今後どのように進めていくのかを伺います。

続いて、質問事項4、企業誘致について質問いたします。人口減少問題解決のためには、町の働く環境づくり、また新しい産業や企業の誘致が必要であります。これからは、アフターコロナの新しい社会に応じて、テレワークを活用した企業を誘致することがポイントとなってきます。本社から離れたところに設置されたオフィスや勤務者が遠隔勤務をできる通信設備を整えたオフィスであるサテライトオフィスの整備を推進していくことがこれからは必要であると考えます。町の過疎地域持続発展計画にもテレワークの推進ということでサテライトオフィスの誘致などの環境整備を図ると明記されておりますが、現状その環境整備はどの程度まで進んでいるのかを伺います。

最後に、質問事項5、白鳳山公園の行楽シーズンにおける交通整理について伺います。本郷地域に

あります白鳳山公園は、春の桜の季節や秋の紅葉の季節になると町内外から多くの観光客が訪れます。その多くは自動車で訪れておりますが、道幅が狭いところが多く、すれ違いに大変苦労しております。特に女性や高齢者であまり運転が得意でない方々からは、不満と安全上の心配の声が上がってきております。つきましては、行楽シーズン限定で一方通行にするなど、事故やトラブルを回避するための方策を講じていく考えがあるのかを伺います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。

なお、子育て支援のうち、学校給食費の無償化につきましては、教育長から答弁しますので、よろしく願いいたします。

初めに、人口減少対策についてであります。人口減少対策は多様な取組であり、総合的に推進しなければ結果につながらない問題であります。そのためには、人口減少に伴う諸問題に正面から向き合い、全庁が連携し、取り組む必要があると考えております。その中でも力を入れて取り組みたいのが、移住、定住施策の推進であります。引き続き、移住定住支援コーディネーターを配置し、移住希望者や移住者へのサポート、空き家、空き地バンクの充実、移住、定住者を対象とした住宅取得に対する補助事業など、さらなる移住、定住施策の拡充に努めてまいりたいと考えております。現下のコロナ禍の影響を踏まえ、地方移住への関心は高まりを見せているところです。こうした状況を的確に捉え、本町への人の流れをつくり、関係人口の創出、移住、定住の推進を図ってまいります。また、未来を担う子供たちの育成及び教育体制の充実のため、こども園、小中学校の連携強化による教育環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

次の子育て支援についてであります。今年度より生後6か月から小学校2年生までを対象にインフルエンザ予防接種の助成を行っております。これは国や専門機関である感染症学会において、感染した際の重症化予防のため、生後6か月から小学校2年生に対して接種の呼びかけをしており、国等の基準に沿って助成対象を定めているため、現在のところ対象の拡大等については考えておりません。なお、子育て支援につきましては、乳幼児に対するおむつ券の給付や乳幼児、児童生徒医療費の助成、乳幼児に対する全戸訪問事業などを行っております。また、重点プロジェクトとして子育て世代包括支援センターを軸とした子育て世帯に対する相談体制の充実に取り組んでおり、今後も関係機関と連携の上、継続して様々な子育て相談等に対応してまいります。

次の農業振興についてであります。1点目の農業を基幹産業として位置づけ、発信していく考えがあるかにつきましては、広大な農地を有する本町にとって、農業は多くの町民のなりわいとなっているとともに、他産業に関わる人々にも大きな影響を与える重要な産業であります。また、農地は農作物の生産だけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など様々な機

能を有しており、その利益は広く住民が享受しております。しかしながら、少子高齢化や産業構造の変化、さらに近年ではコロナの影響による消費の低迷など、農業を取り巻く環境が変化し、基幹産業としての意識が薄れている現状にあります。農業は本町の重要な産業でありますので、今後も様々な機会を捉え、魅力の発信に努めてまいります。

2点目の生産農家への支援の検討につきましては、これまで実施してきた認定農業者等経営継続支援給付金の検証を踏まえ、コロナの影響による実態把握を行い、コロナ禍にあっても意欲的に営農を継続し、将来展望を見通せるような支援策を関係機関と連携し、検討してまいります。

3点目の施設園芸の環境整備につきましては、現在園芸農家に対する支援として、種苗等の購入費の助成やパイプハウス、かん水装置の購入助成などを行っているところでありますが、いずれも購入を前提としたものであることから、初期投資を抑えることのできる施策が必要と考えております。今後は、リース事業やICTの導入による省力化について検討を進め、園芸に挑戦してみたいという農業者の初期投資に係る負担軽減を図りながら、より複合経営に取り組みやすい環境を整備してまいります。

次の企業誘致についてであります。テレワークやサテライトオフィスなどの環境整備の進捗状況につきましては、未来技術ニーズ調査事業により、本町における現状把握と課題を整理し、全国の事例等も参考としながら調査を行ったところであります。現在、サテライトオフィスなどの開設に向け、施設の改修や整備を実施する事業者への支援を行うため、先進自治体の事例等を収集し、地方創生テレワーク交付金を活用すべく国、県への相談を行い、アドバイスを受けながら事業開始に向けた取組を進めているところであります。

次の白鳳山公園の行楽シーズンにおける交通整理についてであります。白鳳山公園を訪れる観光客は年々増えてきており、春、秋の観光シーズンはもとより、向羽黒山城跡のPR効果によって多くの観光客が訪れております。また、本郷地域の住民の方々の散歩コースとしてもご利用いただいております。生活に密着した公園となっております。このような中で特に施設の安全管理には万全を期しておりますが、今後も多くの方々の利用が見込まれることから、規制を含めた対応策について関係機関及び地元自治区等と協議を進めてまいりたいと考えております。

私からの答弁以上であります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。

子育て支援についてであります。学校給食費の無償化につきまして、本町では学校給食法に定めるとおり、給食に係る食材費のみ保護者の負担としており、それ以外の施設整備に要する経費や人件費等の学校給食の運営に要する経費については町が負担しております。所得の低い世帯に対しましては、生活保護制度による教育扶助や就学援助制度によって学校給食費を全額補助しているため、現在

のところ全児童生徒の学校給食費の一律無償化については考えておりません。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） それでは、再質問させていただきます。

まず、質問事項1、人口減少対策についての答弁への再質問をさせていただきます。特に移住、定住、そして教育について力を入れていくということで、新しい町長、教育長が中心となり、職員が一丸となって町の新しい魅力をつくり上げていくことに期待するところであります。

質問いたします。その取組については任期中にどこまで実現していきたいのか、そのお考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 町長、答弁。

○町長（杉山純一君） 大竹議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

教育環境の整備がやっぱり重要であるというふうに思っています。それが将来的に移住、定住につながればというふうに思っております。幼小中の連携教育について今庁内でいろいろと協議を重ねておりまして、それは社会体育施設の管理計画だったり、本郷地域、そしてまた美里町全体のものありますけれども、そういったものを含めて連携して取り組んでいって、それなりの時間がかかると思えますけれども、順を追いながら的確にこの移住、定住に向けても進めていければというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） ぜひその目標に向けて積極的に行動し、さらなる魅力あるまちづくりが実現することを期待しております。

次に、質問事項2、子育て支援についての再質問をさせていただきます。給食の無償化は、多額の予算計上も必要であり、現状の町の情勢では難しい面もあると思えます。また、インフルエンザワクチンへの支援においても、医療、福祉の分野においてはほかにゼロ歳から18歳までの医療費の支援があるということもあります。しかしながら、これは近隣市町村でも同じであります。やはり移住、定住者を増やすための対策といたしましては、分かりやすくインパクトの強い支援が必要であると考えます。他市町村にはないような会津美里町独自の子育て支援策を設け、町内外に分かりやすく発信していくことが必要であると思えます。今後の検討に期待をいたします。

そして、現在子育て世代包括支援センターを軸として相談体制の充実に力を入れていくというところでございますけれども、子育て世代の様々な悩みや不安の解決をするためにサポートしていくということで、それが実際どの程度利用されているのか、今までの相談件数などをお聞きしたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 大竹議員のご質問についてお答えさせていただきます。

子育て包括支援センターの利用状況と利用件数ということでございますが、昨年度の実績で述べさせていただきますと、あくまで延べ件数ということで、相談対応につきましては令和2年度1,647件のご相談がございました。内容については様々でございますが、妊婦さん、あと産んだ後の相談、あと乳幼児に関する相談、あと保護者に関する相談ということで1,647件のご相談があり、それに対応させていただきました。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。せっかくのサポート体制整えておりますので、現状の子育て世代へのサポートの発信の方法をもう少し工夫して認知を広め、さらに利用しやすい運営をしていくことを期待しております。

次に、質問事項3、農業振興について伺います。まず、①の部分であります。これからも基幹産業である農業振興をしっかりと行っていくということで、今後町の農業を発展させていくためにはまずは農業の魅力の発信が重要であります。JAや普及所との連携も必要であります。やはり一番は実際に町内で農業を営んでいる優良生産者の様々な経営状況やライフスタイルを取材し、実際に美里町で農業を始めた場合の自分に合ったライフスタイルを選べるように提案をしていくような発信も必要であると思います。その情報の発信の仕方でございますが、今後どのように進めていくか考えをお伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、大竹議員の再質問にお答えさせていただきます。

どのような方法で農業の魅力を生み出していくのかというふうなところでございますが、農業につきましては自分自身で自由に経営することができまして、水稻と高収益作物の作付などやり方次第では収益を上げることが可能であるため、魅力ある農業並びにもうかる農業のモデルケースを構築いたしまして、他産業にはない魅力を発信していきたいというふうに考えているところでございます。

見せ方の工夫も大事でございます。議員がおっしゃいました一生懸命農業に取り組んでいる方の実践事例ですとか、そういったものをしっかり町のホームページ等にアップさせまして、魅力を伝えていきたいなというふうに思っております。

あと、また発信の方法としましても、今までは広報等の紙媒体が中心でございましたが、今はホームページですとか、SNSですとか、いろんな情報ツールがございますので、最大限そういったものを活用させていただいて、より農業の魅力というものを発信してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） ぜひこれからの農業の魅力の発信方法を見直していただき、会津美里町の農業の魅力を町の内外に伝えていただくことを期待しております。

それでは、②につきましては、新型コロナウイルスで影響があった主食用米以外の作物への支援も状況に応じて行っていくということで承りました。

続いて、③について伺います。米価が安定していない現状においては、高収益作物の栽培奨励が必要であるということはよく認識しているというところではありますが、今後その支援の仕方についてでございますが、もちろんこの高収益作物の新規作付や規模拡大の支援は重要でありまして、現状でも支援していたところではありますが、現在生産者が使用しているパイプハウスや機械などは親の世代から使われていたものも多く、更新の時期を迎えているものも多々あります。既存の生産者が農業を続けられるように、こういった機械、施設の更新に対する支援を行うこともこれからは必要であると思っております。今後この支援の仕方についてどのようにして進めていくのか、そのお考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

園芸に挑戦する方につきましては、様々な望む経営形態によりまして希望する支援の形というものもそれぞれであるというふうに思っております。支援のまずはメニューを増やし、拡充いたしまして、取り組む農家の方がそれぞれ選択できるような仕組みをつくってまいりたいというふうに考えております。具体的には、資材等の購入補助は今現在もやっておりますが、今後初期投資を抑えることができるリース事業も挑戦をしたり、さらには離農によりまして使われなくなった資材ですとか、機械ですとか、こういったものを有効に利活用できるようないわゆる機械、資材バンク等が実現できればいいななんていうふうに今思っているところでございまして、そういった方向を模索しながら検討を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） 時代のニーズに合った作物を奨励して、さらに実際の農業現場の意見を取り入れながらしっかりと支援をしていくことで町の基幹産業である農業を持続可能なものにし、さらに発展させるためにも、今後もそういった状況に応じた工夫を講じていくことを期待しております。

続いて、質問事項4、企業誘致についての質問に移ります。現状を調査している段階でありましたサテライトオフィスの整備には、ほかにも民間の業者を公募するなどして最適化を導き出していくということも必要であると思っております。他市町村に乗り遅れることがないように、スピード感を持って進めさせていただきたいと思っております。また、本社機能を移す企業に税制面で優遇するなどの措置を講じ、企業側にとって会津美里町への移転をした場合の魅力を感じてもらうことで大きな企業の誘致を促進するという事も考えられますが、そういった企業誘致のための今後の戦略などの考え方を伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまテレワーク交付金を活用しながら整備を進めていきたいということで行っておりますが、12月1日にまた内閣府からデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）というものが発表されまして、現在これにつきましていろいろ県、国のほ

うを調査させていただいております。今ほど答弁のとおり、積極的に取り組みたいという事業者の方を応援するというスタンスもございます。また、町が直接やるという事業メニューもございますので、そこら辺は調査しながら実施させていただきます。最終的にコロナ禍でいろいろ交付金が拡充されておりますが、議員のおっしゃったようなある局面におきましては、いわゆる固定資産税でありますとかかる町税の一応リンクを張りながら誘致をしていくということも考えられるかと思っておりますので、今後この事業進捗の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。アフターコロナの中で、移住希望者の増加や企業の働き方の大きな変革によって地方への移転を考える企業が増えてきている現状であります。地方といましては、今これはチャンスであります。このチャンスをしっかりとつかめるように、そして他市町村に負けないように、スピード感と実行力を持って進めていただくことを期待しております。

最後に、質問事項5、白鳳山公園の行楽シーズンの交通整理について再質問をさせていただきます。関係機関や周辺の自治区との連携はもちろん必要であります。高齢者などは特に車のバックなどが苦手で、待避所でのすれ違いが難しい場合が多々あります。解決のためにもう少し具体的な対処方法を再度お伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、行楽シーズンにおける交通の規制につきましては、車両通行止めがいいのか、さらには議員おっしゃるとおり一方通行がいいのかというふうなそういう交通規制につきまして、規制方法ですとかその時間ですとか期間について、まずは関係機関並びに地元自治区と協議をさせていただきたいというふうに考えております。具体的には、特に道路の道幅が狭い箇所がございます。そこにつきましては、道路側溝が今そのままグレーチング等がかかっていない状況でございますので、そういったところにグレーチングの設置なんかも考えていきたいというふうに考えております。さらに、そういった一方通行なんかもできるのか、またその手法についてもしっかり考えてまいりまして、安全管理に努めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） 例えばですけれども、春の行楽シーズンに試験的に一方通行をするなどして反応を見るということ、そういう判断も考えていくことができるか、そういうことを再度伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、まず今の現状というものをよく把握する必要があるというふうに思っております。それにつきましては、ただ車両だけではなく、実際のところ散歩をされている方、歩行者の方もいらっしゃいますので、そういった実態をまずは調査するということが必要なのかなというふうに感じているところでございます。その上で春に間に合うよ

うに、しっかりとそういう規制の関係についても協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹君。

○2番（大竹 惣君） そうですね、では春の行楽シーズンに向けてしっかりと何かしらの対応ができるように対応策を考えてほしいと思います。そして、アンケート調査も今後実施して、今後も利用者の皆さんが気持ちよく、楽しく利用できるような環境を整備していくことを期待しております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（横山知世志君） これで大竹惣君の質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時35分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第2号、8番、小島裕子君。

〔8番（小島裕子君）登壇〕

○8番（小島裕子君） それでは、一般質問を通告に従いさせていただきます。

1 問目、灯油購入助成を。原油価格の高騰が止まらず、これから迎える冬の暖房費への不安の声が上がっています。国においても備蓄石油の放出を決定し、対策に乗り出していますが、店頭価格に反映されるのか、いつ頃に安定するかは不透明なままです。また、いまだコロナ禍の渦中にあり、第6波への懸念も重なり、感染拡大防止のため、外出の差し控えで家庭で過ごす時間も多くなることから、この冬の暖房用灯油の高騰に対する生活困窮者支援がぜひとも必要と考えます。見解を伺います。

2 目、3歳児健診に屈折検査を。「子供の視力は生まれてから6歳ぐらいまで発達していきます。この間に目に異常があると、物を見極める能力が十分に育たず、弱視のままになるおそれがありますが、早期に発見して治療すれば回復が期待できる」と日本眼科医会会長の呼びかけです。弱視は子供の50人に1人はいるとされますが、子供は自身の見え方をうまく説明できないことから、3歳児健診で視覚異常を早期に発見されないことがあります。6歳ぐらいまでの発達リミットまでに適切な治療につながれば正常な視力を獲得できるようになります。視力検査は以前から3歳児健診の標準項目になっていましたが、遠視や乱視、見え方の左右差、斜視などが分かる検査は大がかりな装置と検査する人の技量と患者の協力も必要なことから、乳幼児健診に用いることができませんでした。現在の屈折検査機器は手で持つことができ、短時間で検査が終わり、異常を自動判定できます。厚生労働省は、屈折検査の普及を促すため自治体への半額補助を行い、普及の加速に取り組んでいます。6歳までの治療の機会を逃してしまえば回復が難しく、成人後まで影響することになります。子供たちの笑顔を守り、大切な視力を守るために屈折検査を幼児健診に加えるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、灯油購入助成についてであります。経済活動の再開に伴う需要増に伴い原油価格が高騰し、灯油価格についても高値が続いていることは認識しているところであります。今般、国においては、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、生活に困窮される方々への支援といたしまして、住民税非課税世帯に対する10万円の給付金、さらには緊急小口資金等の特別貸付け、住宅確保給付金及び生活困窮者自立支援金の申請期限延長など各種対策が取られる予定であります。そのため、灯油購入助成につきましては、それらの支援の状況を踏まえ、適切に判断してまいります。

次の3歳児健診の屈折検査についてであります。母子健康保健法において、満3歳から4歳未満の幼児に3歳児健康診査を実施することとなっており、その実施項目の一つとして視力検査があります。現在は、視力検査の結果と幼児に係る目に関するアンケートの結果から、精密検査等が必要な幼児については保護者の方へ専門医での受診を勧めているところであります。3歳児健康診査において専門機器を使用した屈折検査を実施することは、視覚に関するより精密な検査結果が得られ、視覚異常の早期発見、早期治療につながるものと認識しております。屈折検査の導入につきましては、専用機器の導入や検査体制の整備が必要となるため、国、県の動向を踏まえ、実施に向けた検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そうですね、国のほうでも生活に困窮される方々へいろんな支援はされております。その中で、やっぱり生活困窮者もそうですけれども、町民の方での生活困窮ではなくても、本当に今回の灯油の値上げということは生活においてすごく痛い状況になっております。灯油だけの値上げでしたらまだある程度いろんな創意工夫で補える部分はあるかもしれないのですけれども、今年の冬はどれだけの雪が降るかということもちょっとまだ想像もできない部分もありますけれども、あとそれに併せてガソリン代もすごく値上がりしております。美里町で車を持たないで仕事に通うということができる方または生活されている方というのはどれだけの割合の方がいるかという、ほぼ間違いなく全員の方が車を持たれての生活になってきます。その中で、本当に車に乗ることをやめて灯油代に回せるかという、それもまた難しい状況にあります。

最後に、そうですね、灯油購入助成については支援の状況を踏まえ、適切に判断してまいりますとありますけれども、この判断というのはいつ頃されるのかをちょっと伺いたいのですけれども。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） この適切な判断時期いつかというご質問につきまして、今国会において生活困窮者に対する10万円の給付の補正予算が計上されて、審議される予定でございます。そ

の状況、あと国のほうからそれについての事務手続、給付に関する手続と、どういうスケジュールでやらなければいけないかという内容が来ました時点で確認をさせていただいて、真に必要な場合について協議させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そうしますと、そういった手続等も踏まえながらの時期になるということですが、これからですと大体年内くらいにはそういった回答といいますか、購入に対しての助成町としては取り組めるかどうかというのは判断されるのでしょうか。それともまだ来年に引き延ばしてからというということになるのでしょうか。これから家庭のほうでも、子供たちがやっぱり冬休みとか入ってきますとストーブを使う台数も増えますし、そういったことでまたコロナ禍ということで家にいる時間がすごく長くなってまいります。そういったところで、町民の方はここ2年以上コロナ禍ということでもう本当に家の中にずっといるような形になっておりまして、経済的にも仕事も減ったりとか、なくなってきたりとか、いろんな緊急小口資金とか、そういったことを利用されている方がいらっしゃると思うのですけれども、やっぱり早急に、今会津管内でもこの灯油補助に対してはもう今回の12月会議の取組でもう本当に補助出すというところ、決めているところも何自治体もありますので、美里町も町の政策として町民の方本当に勇気づけるといいますか、これから第6波が来るといってちょっと時期にあって、町民の方が前向きに、またコロナ禍に対処していけるような形になっていただけるように、町のほうで早急な判断していただきたいと思うのです。やっぱり10万円の給付等あっても、10万円というのは本当に大きいのですけれども、ただやっぱりこれから灯油がまだどれだけ値上がりするかということが分かりませんし、どれだけ使用しなくてはいけないかということが分かりませんので、正月目の前にしてやっぱり町ではできませんでしたという形ではなく、町民の方に本当にお応えしてまいりたいというような形を示していただきたいと思うのですけれども、再度適切にということで、ある程度の時期というか、そういったのをちょっとお知らせいただければありがたいのですけれども。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどの再度適切な時期はいつかというご質問についてでございますが、まず先ほども答弁させていただきましたが、10万円の給付について、まだ国のほうでどういうスケジュールというのが全く表示されておられません。準備についての内々の通知等はございますが、それについての詳細はまだ出ておりませんので、それについてどういうスケジュール、どれぐらいのタイミングで給付をするのかということも踏まえて検討はしていきたいと考えております。あと、周辺町村の状況も確認はさせていただいておるところでございます。各自治体共にいろいろ条件をつけたりとか、あとやはり町と同じく国の施策の状況を踏まえて検討するといったところで確認を取っているところがございます。なるべく早い時期での判断をしたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 事務手続とか、やっぱり国からの連絡とかいろいろな点大変な段階を踏まえての判断になると思いますが、本当に町民の方が喜んでいただけるような判断をしていただきたいと思います。

続きまして、あと3歳児健診の屈折検査ですけれども、やっぱり実施に向けた検討を進めてまいりますとありますが、こちらの屈折検査を行った場合に本当に目の障がいがあるかどうかという判断がすごく的確にできるということで、松江市がちょっと例に挙げているのですけれども、弱視やほかの目の異常で精密検査が必要とされた子供の割合が導入前の1%から7.7%に上がっている。目の病気が見つかった割合も0.6%から5.1%に増加し、見落としが減ったことがこのデータからも分かっているということです。

各自治体で3歳児視力検査の実施というところでこの視力検査やっていないという自治体が全国でまだ3%あるという現実もちょっと見えてきています。幼稚園では12.9%、保育園では12.8%しか検査をしていないということです。その中で弱視の見逃しが約2%もあるという、国の年間の出生数を見ると大体年間約100万人の新生児が誕生しているのですけれども、その中で2%の見逃しがあるということで、毎年2万人が弱視になってしまっているという、ちょっとかなり大きい数字だなと私は捉えたのですが、美里町としては100人満たない出生数かなと思うのですけれども、そうすると1年に2人くらいの割合で弱視になる可能性を持った子供さんが生まれているということで、本当にこれは少なくとも8歳までの治療を終えていけばほとんどが弱視を回避することができるという検査の一つになっておりますので、この点をしっかりと踏まえて町のほうでぜひこの機器の導入に取り組んでいていただければと思います。

では、以上で質問を終わります。

○議長（横山知世志君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時01分）

再 開 （午前11時03分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第3号、4番、荒川佳一君。

〔4番（荒川佳一君）登壇〕

○4番（荒川佳一君） それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

1点目の高齢者福祉の充実についてを伺います。我が町は高齢化率が高く、高齢者の福祉サービスや介護サービスが行われており、さらには認知症の対応などの取組が行われております。通常の生活

で必要なことは、健康の異常に早く気がつくことが大切であると思われまゝす。病気になってからでは遅いのではないでしやうか。ある地区では、近所の付き合いにより、日常生活の中でお互い確認し合っているのととてもよい話を聞くことができました。町が定期的に訪問することにより高齢者の介護予防が図られ、安心、安全に高齢者生活が送られるようになると思ひます。そこでお聞きします。高齢者の訪問の現状及び今後の方針について伺ひます。

次に、2点目の区長会要望について伺ひます。本町においては、各地区から要望を受け、整備をしております。この要望は、一般要望より重要な要望に位置づけられております。そこで、過去5年間の区長会要望の現在執行した件数と未執行の件数を伺ひます。また、整備した箇所の優先順位や基準について伺ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 4番、荒川議員の一般質問にお答ひいたします。

初めに、高齢者福祉の充実についてであります。現在関係機関と連携して高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであります。保健師による訪問活動については、健診結果による慢性疾患の重症化予防に重点を置き、特定保健指導対象者を中心に戸別訪問を実施しております。独居や高齢者のみの世帯への対応については、民生委員や地域包括支援センター等が中心となり、また要介護等の認定を受けている高齢者については個別に契約するケアマネジャーや介護サービス事業所がその役割を担っております。そのため、高齢者に異常等があれば関係機関が連携して対応していくこととしており、今後も継続して行ってまいります。

また、高齢者の居場所づくりとして、集いの場の設置を推進しております。この事業は、高齢者が定期的に集まれる場所を設け、参加いただくことにより、日常生活におけるめり張りや安否確認としても有効であると考えております。集いの場では、リハビリテーション専門職の派遣や介護予防教室、うんどう教室、認知症予防教室、保健師や管理栄養士による健康相談、簡単な健康チェックなども行っております。高齢者の方々が安心して生活が送れるよう、引き続き高齢者の健康増進と福祉の向上に努めてまいります。

次の区長会要望についてであります。1点目の過去5年間の要望に対する執行状況につきましては、各年度の要望件数13件のうち、平成28年度は執行が12件、未執行が1件、平成29年度は執行が12件、未執行が1件、平成30年度は執行が11件、未執行が2件、令和元年度は執行が12件、未執行が1件、令和2年度は執行が13件で未執行はありませんでした。

2点目の優先順位の基準につきましては、現地の状況や区長等への聞き取りを踏まえ、緊急性や危険性あるいは利便性を考慮し、実施しているところであります。なお、実施できなかった要望箇所については、次年度以降計画的に対応しております。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） それでは、高齢者福祉の充実について再質問をさせていただきます。

ただいまの町長答弁で、高齢者の訪問、現状については理解ができます。しかし、その中で職員の訪問ということで今お話あったのですが、具体的にどのように行っているのか、今分かれば年どのぐらい訪問しているのかお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどの年どれぐらい実績として動いているのかという点につきましてでございますが、今令和3年につきましては現在まだ集計をしておらないところなので、令和2年度におきましては健診等を基にして保健指導が必要な方ということで抽出した方について、訪問の実人員については62人、訪問件数については延べで95回の実施をしております。抽出した対象者というのは、健診の結果で130人を抽出して、その方について実施したところでございます。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） それでは、先ほどの健診の結果ということなのですが、健診を受けられない方、受けていない方ということになるのですが、そういう方でも独り暮らしで大変高齢者は、そういう方にどう支援していくのかその辺も併せてお伺いしたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 健診等に行けない方で、独り暮らし等の方の支援という点でございますが、町長答弁にもございますとおり、町では集いの場という事業を実施しております。現在、町内で44か所設置されておりますが、そういった高齢者の方が集まる機会等に参加をしていただき、その中でお互いに地域の方たちで協力し合って、生きがいを見つけていただいたり、健康を管理していただいたり、保健師のほうも随時参りますので、そういった中で見ていきたいと考えております。まずは、やはり基本的な健康状態を年1回健診等で確認していただいて、町のほうでそこから指導が必要だと、相談することが必要だという方に対して町が対応していくことをまず考えております。あと、家庭、近所、隣、地域、そういったご協力を得ながら周辺で、この方がちょっと最近調子が悪いみたいなものだけでもという情報を町のほうにいただければ保健師のほうも出向いて様子をうかがうといったことも可能だと考えておりますので、そういった対応でやらせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） 大体分かったのですが、その中で先ほどの町長答弁にありました集いの場ということで、その点なかなかこれ町の人分からないというか、分かりにくいところもあります。サービス等を利用する方にある程度PRが必要ではないのかなと思います。先ほどの集いの場ということで、その場所に行けばということなのですが、なかなか今高齢者の方で、免許返納

したり、車の運転ができない方がいるのです。そうしますと、あいあいタクシー等を利用してということになるかと思うのですが、そういう方に何か各地区を回れるようなバスみたいな、そういう設備というか、そういう車等の足ができるようなシステムができればいいなということで考えていますけれども、その辺の考え方あるかどうか確認します。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 集いの場についてでございますが、集いの場につきましては各地区、集落単位に基本的には設置していただいていると。任意という形になっておりますので、今現在ですと、先ほども述べましたが、44か所。例えば旭寺入とか、新鶴ですと新鶴駅前とか、そういった形で地域のほうで集まって実施していただいているという形でございます。できるだけ多く設置したいと考えておりますが、各地区広報等での設置について募集をしているところであり、遠くに行って参加していただくということが基本ではございませんので、極力近くのところでという形ができるようにしてまいりたいと思っておりますので、その地区で開催できるように周知を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） それでは、先ほどの直接訪問して、今の保健師さんたちに一応そういう形で血圧測定とか表情を確認することということが大事だということなのですが、安否確認ではないのですが、せめて電話等による確認が必要でないかなと思います。ただ、先ほど件数が、健診した方ということで62名、延べ95回ということで、健診された方重点にやっているのですけれども、保健師さんたちにお願ひしまして、そういう血圧測定とか一応確認ということで、その点定期的にしていただくことはできないでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 定期的に戸別に訪問して血圧検査とかと、健康状態の確認をというご指摘でございますが、やはり独り暮らしの方というのが町内多数おられます。町のほうとしては、安否確認等につきましては緊急通報システム等を取り付けていただけるように周知をしているところでございます。そのシステムにつきましては、血圧とかそういった部分はないですけれども、お元気コールとかという形で健康状態、定期的にお電話をして確認をしたりといったことがございます。保健師が直接行くのがやはり理想ではありますが、業務的にもただ複数の業務を持っておりますので、やはり頻繁に行くということは難しいと思っておりますので、そういったサービスも含めながら、絡めながら対応については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） その点については理解ができます。分かりました。

それでは、あと先ほどの民生委員や地域包括支援センターが中心となりということをやっているのですが、地域包括支援センターというのはどういう組織なのか、その辺分かる範囲内でお願いしたいと思うのですが。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 申し訳ありません。地域包括支援センターの役割ということによってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） 地域包括支援センターにつきましては、高齢者の心配事、そういった相談の受付、あと成年後見制度に対する相談、受付、あとは介護度の軽い方、要支援等の方のサービスの提供に対するケアプランの作成といった相談業務と軽度のサービスの提供のケアプランの作成といったものが主な業務ということになります。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） そうしますと、地域包括支援センターの位置づけというのが高齢者にとってかなり重要な施設ということで認識してよろしいのか。また、そういう施設に、これ予算の話言うとまた別な話になってしまうのですが、町としてもどういった支援をしているのかその辺を確認したいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 地域包括支援センターにつきましては、町から業務委託ということで委託料のほうを支払って運営していただいております。あと、その相談業務、調査業務、ケアプランの作成といった業務がございますが、あくまで相談業務についての部分について委託料で、ケアプランについては一介護保険の事業所ということで報酬制で対応していただいているというところがございます。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） そうしますと、かなり町としても支援しているというか、委託をして業務を行ってもらっているということでの考え方でよろしいかと思えます。ありがとうございます。

それでは次に、2つ目なのですが、2点目の区長会要望についての回答をいただきましたので、再質問をさせていただきます。それでは、いろんな状況があるかと思いますが、地区では早期着工、完成を望んでいるところがございます。その中で、なぜ当初予算を確保しているにもかかわらず予算執行の時期が遅れる理由を、あればお聞きしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、予算の執行の件でのおただしかと思えます。例えばいろいろ担当課がございます。その中で、担当課のほうで1年間の予算、さらには1年間のスケジュール等を組みますので、確かに区長要望に対しましては町も優先順位を高めに設定

してなるべく実施するようにしておりますが、やはり実施月につきましては各課の事業の計画、さらには時期等も考慮しまして結果的に遅くなった場合もあると、そういうふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 荒川議員。

○4番（荒川佳一君） それでは、十分に早めに対応してやっていただいているということの認識でよろしいでしょうか。

それでは次に、町長答弁にもありましたように、緊急性、優先順位ですね。優先順位の基準ということで、緊急性、危険性ということであるのですが、その利便性というのはどういう利便性なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 利便性でございますが、例えの一例でございますが、例えば道路に対して要望があったといたします。例えばそういった道路を拡張なり舗装することによって、例えばその周辺の方の車の往来が楽になるとか、そういったことが利便性ということで考えてございます。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） 分かりました。

それで、区長会の要望については、本当に緊急で必要なものを上げているわけなので、先ほど町長答弁にもありますように、未執行が5年間で5件ということで、私の経験からですと非常に執行率というか、未執行が少なかったのではないかなということで、かなり要望どおりに進められているということのを再認識したところでございますが、一応残っているものについても区長会予算ということで特別枠を設けまして確保したらよいのではないかなと思います。やはり区長会要望、28、29年度のものについてはかなり3年、4年時間がたっております。早く要望どおりに整備されること、要望の内容についてかなりしっかりやっていただきたいということでございます。その点特別枠ということで一応考えられるのかどうか、特別枠についてその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 区長会要望に関しましては基本的に優先課題と捉えておりまして、財政措置についても十分行っているつもりでございますが、多分未執行の部分に関しましては現在地元との調整まだつかなかつたりということで残っているのだと思います。特別枠をつくらずとも、基本的には各課で上位課題として上げてきていただいておりますもので、それについては我々も財源措置をしてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 荒川君。

○4番（荒川佳一君） それでは、私の質問を終わります。

○議長（横山知世志君） これで荒川佳一君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前 11 時 27 分)

再 開 (午前 11 時 30 分)

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第 4 号、10 番、星次君。

〔10 番（星 次君）登壇〕

○10 番（星 次君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

大きな 1 番でございますが、令和 4 年度当初予算編成についてでございます。令和 4 年度当初予算編成が 11 月に出されましたが、本町の財政見通しについて、歳入では自主財源の半分を占める町税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響によって地域社会経済活動が停滞し、減少傾向にあります。また、依存財源である普通交付税及び臨時財政対策債についても、国勢調査人口の減少による急減緩和措置期間の 2 年目になるため、減額が見込められます。歳出では、郷土資料館整備事業や本郷生涯学習センター等移転事業など大規模改修事業が引き続き継続するほか、昨年度同様の事業が展開される予定であると考えるところであります。したがって、令和 4 年度は第 3 次総合計画の後期基本計画の 2 年目となり、令和 2 年度決算を踏まえ、計画に掲げる成果目標や施策、事業を再点検し、予算計上を図る必要があると考えますが、以下の項目について伺います。

1 つ目、令和 4 年度政策方針に基づく重点プロジェクト事業を戦略的に取り組むようであるが、町長としてこのほかに取り組む事務事業を考えているのかを伺います。町の発展や地域活性化となる町の顔はイコール町長のトップセールスであると考えますが、見解を示してください。

2 つ目、人づくりプロジェクトについてであります。町の未来を担う人材を育成するためには、教育環境の充実、強化が急務であると認識しております。幼少期からふるさとの自然や文化遺産など様々な教育資源に多様な町民を介して親しみ、ふるさとのよさを享受させるような教育を行う必要があると考えているようですが、具体的に教育課程の中に組み込むことが可能なのか、考えを示してください。また、予算規模はどの程度を考えているのか、併せて伺います。

3 つ目、歳入に見合った歳出が原則であります。最少の経費で最大の効果を上げるためには、職員一人一人がコスト意識を持ち、徹底した歳出抑制を図り、有利な国、県補助金の導入、活用を常に視野に入れて事務遂行を図ることが町民サービスにつながっていくと考えるが、見解を伺います。令和 4 年度は働く場の確保が最重要課題として取り組む必要があると考えるが、併せて所見を伺います。

次、2 番目、介護保険サービスの基盤整備についてであります。第 8 期介護保険事業計画では、住み慣れた地域で継続的に生活していくためには、必要な介護保険サービスの整備が不可欠であります。施設入所待機者が多数いる状態が恒常化しており、入所希望を考えている方が多く、認知症への対応について不安を抱く介護者が多く、町への早急な対応が求められております。しかし、整備計画を前倒しして待機者の不安を払拭してあげることが町の役割と考えるが、見解を伺います。

3番目、令和3年春の防霜対策についてであります。春の霜対策には、町はもとより、関係機関において連携を密にしながら対策に苦慮したようですが、防災無線でその対策を講じるように喚起の放送をしたことは承知しているところです。しかし、対応策としてどんなことをすればよいのか方法を周知することが大事ではなかったかと考えるが、見解を伺います。霜による被害額を把握しているのか、特に果樹類の被害はどうだったのかを併せて伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 10番、星議員の一般質問にお答えいたします。

なお、令和4年度当初予算編成の2件目、ふるさとのよさを享受させるような教育を教育課程の中に組み込むことにつきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和4年度当初予算編成についてであります。1点目の重点プロジェクト事業以外の事務事業につきましては、重点プロジェクト事業は町の第3次総合計画において、政策の柱に加えて、元気づくり、里づくり、人づくりの3つのテーマについて戦略的に取り組み、各部門が連携して施策を推進すべきものとして位置づけております。また、それぞれのテーマの戦略については、施策評価や事務事業評価を基に経営戦略会議において決定をし、政策方針の中で定めております。一方、事務事業は、中間評価により、成果の方向性やコスト投入の方向性により評価を行い、次年度の予算編成につなげております。なお、令和4年度に取り組む重点プロジェクト事業では、産業活性化支援や豊かな森林づくり、幼小中教育の連携による人材育成などについて重点的に取り組んでいきたいと考えております。重点事業につきましては現在構築中ではありますが、3月会議において施政方針の中でお示ししてまいります。町の発展や地域活性化のためには、私自身が先頭に立ち、町の魅力を町内外に向け発信してまいりたいと考えております。

3点目の職員のコスト意識につきましては、各職員が行政評価を行い、事業の有効性、コスト、政策立案のマネジメントを行うことにより、安易に前例を踏襲することなく、歳入に見合った歳出を基本としながら、施策の目標達成に必要な改革、改善に取り組んでおります。また、国、県補助金の活用につきましても、国、県の情勢を注視しながら最新の情報を幅広く収集し、新たな財源の確保に努め、最少の経費で最大の効果が得られる予算編成を行ってまいります。働く場の確保につきましては、国、県による支援策を効果的に活用しながら関係機関と連携し、事業継承や創業支援等の支援体制の充実が重要であると考えております。なお、国の支援策の一つである特定地域づくり事業協同組合制度についても、制度内容や先進事例など情報収集を行い、調査してまいりたいと考えております。

次の介護保険サービスの基盤整備についてであります。今年度からスタートした第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、在宅介護実態調査の結果により、主な介護者が不安を感じる介護として、回答者の4割が認知症への対応に不安を抱えていることが明らかになりました。高齢者

が在宅で安心して暮らせるよう、事業計画の基本目標として令和5年度末までに通所、訪問、宿泊を組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護事業所と社会福祉施設等の入所待機者の緩和を図るため、認知症対応型共同生活介護事業所を町内に整備することとしております。現在、施設整備意向のあった事業者が本郷地域に小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設した施設建設が進んでおり、令和4年中に開所する予定でおります。また、施設介護サービスの増加は介護保険料の上昇にもつながり、高齢者の負担が増加することとなりますので、現在の各種介護サービスを組み合わせて提供することにより住み慣れた在宅での生活を継続できるようにし、施設入所待機者の緩和につなげてまいりたいと考えております。

次の令和3年春の防霜対策についてであります。今年3月22日に防霜対策本部を設置し、霜のおそれがあるときには防災無線を通じてお知らせしているところであり、また農事組合長を通じ、各戸回覧にて水稻の対策方法としてビニールなどの被覆、野菜については保温資材によるトンネルを設置すること、さらに果樹については固形燃料を使用することなど具体的な対策をお知らせし、被害を未然に防ぐ注意喚起を実施してきたところであります。被害額につきましては、本町では4月11日及び4月27日の降霜により、特に柿、日本梨などの果樹類が被害を受け、柿については626万3,000円、日本梨については152万1,000円、全体で778万4,000円となっております。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 10番、星議員の一般質問にお答えいたします。

令和4年度当初予算編成についてであります。2点目のふるさとのよさを享受させるような教育を教育課程の中に組み込むことにつきましては、現在教育課程の中で実施しているものもあり、次年度以降さらに充実させてまいる考えであります。

具体的には、ふるさとの自然については、学習支援ボランティアによる自然体験活動や森林環境学習などを行っております。また、ふるさとの文化遺産については、町の副読本を活用した郷土理解学習や地域の方々のご協力による伝統芸能の継承など、各学校の実態に応じて教育課程を工夫し、ふるさとのよさを享受させるような教育を実施しております。今後は地域学校協働活動をさらに活性化させ、地域の人材や教育資源をより多く教育活動に取り入れ、ふるさとに親しむ教育を充実させてまいります。

また、予算規模につきましては、現在来年度の予算編成中であり、地域学校協働活動が十分機能するよう予算確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時45分）

再開 (午後 1時00分)

○議長(横山知世志君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

星議員。

○10番(星 次君) 町長から一定程度の答弁を受けたので、その答弁に基づいて再質問をさせていただきます。

初めに、テーマの戦略ということで、施策評価、事務事業の評価を基に経営戦略会議というふうに述べておりますが、この会議はどのようにして行われて、構成員というのはどんな人が構成員になるのか、お尋ねします。

○議長(横山知世志君) 政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 戦略会議につきましては、町長、副町長、教育長を含めまして、全課長で構成してございます。それから、事務局は政策財政課で行っておりまして、各係長、課長補佐が事務局としております。

それから、どのような形でということではありますが、まず戦略会議につきましては全体的な町の管理、経営ということで考えてございまして、今年度ですと令和2年度の事業につきまして9月に決算議会ございましたが、一つ一つ事業を点検するというので、事務事業の点検と施策評価の点検につきまして、今申し上げた組織の中で全体的に経営戦略会議の中で反省なり、そういうことを行ったということでもあります。

続きまして、そこで出てきた議論から、令和4年度につなげる政策テーマを分析しまして、次の会議については今回ホームページにもアップしました、令和4年度の政策方針アップしてございますが、元気づくりプロジェクト、里づくりプロジェクト、人づくりプロジェクトということで、その中身につきまして経営戦略会議でもみながら令和4年度の政策方針としたということでございます。

○議長(横山知世志君) 星議員。

○10番(星 次君) そうすると、この3つのプロジェクトで令和2年の事務事業評価を再点検し、戦略会議でそれを十分に練って、この元気づくりと里づくり、人づくりをやっていくのだというふうな考えではありますが、この中で今までの昨年度でやってきた重点事業ありますね。総合計画の前期から続いて令和2年までそれを各事務事業の中でも重点事業として行ってきた部分が、それとは別に今度はその事務事業の施策のぶら下がり部分がこのプロジェクト、重点プロジェクトとして捉えていいのか、これは別個にやるのですかと、別個にやりますよという考えなのか、お伺いします。

○議長(横山知世志君) 政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 総計の後期計画つくったわけですが、前期計画から一貫いたしまして政策目標があって、それから施策があって、そこにぶら下がっている事務事業がございまして、それを横断的に取り組むというものに、今申し上げました元気づくり、里づくり、人づくりというプロ

プロジェクトが横断的に実施するという事で位置づけられてございます。今までやってきた事業を当然振り返りまして、毎年度振り返っているわけですが、その事業について継続して取り組むものもありますれば、新たに角度を変えてここに重点的にやっていきたいと思いますという事でやるものもあります。基本的に重点プロジェクト事業につきましては、施策を横断した事業について全庁的に取り組んでいこうという事で設定してございますので、基本的に個々に3つのプロジェクトがありますが、多分20からの事業がぶら下がってきます。それは基本的には重点事業になるのだろうというふうに考えております。ただ、質問にありましたとおり、それ以外の事務事業となりますと、現在予算査定等々も含めて、各課の置かれている課題だとか、そういったものをクリアしていく事業というのが出てきますので、位置づけは重点プロジェクトの一つが一番大きく、町内の課題を重点的に取り組む部分。あと各課と申しますか、施策にぶら下がる事業の重点部分、それは今後予算編成の中で明確にしていきたいという事で申し上げます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、確認したいのですが、このプロジェクトと私が思うには何ら変わらないと、今までやってきた重点事業と。今課長はそれを取りまとめたような形のプロジェクトというふうなことなのか、それでは同じで、やはり成果が出てこなくて毎年毎年継続事業、継続事業ということになってしまうのです。やっぱりスキルアップしないではおかしいのではないかとというふうに考えるのですが。

だから、では政策財政課長でなくて町長にお聞きしますが、町長は町民の皆様とともに考え、行動し、新たなまちづくりに挑戦するという事で、町長がここに私の信条という事で掲げました。それで、いつも機会あるごとに5つの項目を話しますね。私はこういうまちづくりをするという事で、人口減少対策と子供を産み育てやすい住環境策として、若者が安心して住み、子育てができるまちづくりという事でやっていますね。それから、よく口にする教育環境の充実という事で、幼児、児童の緊急一時預かり施設の充実。それから、農業、商工業の振興という事で、担い手、新規就農者の支援とにぎわいのあるまちづくり、観光資源の有効活用による交流人口の拡大。それから、福祉施設の充実という事で、高齢者や生活弱者に寄り添ったまちづくり。そして、最後になりますが、空き家、鳥獣被害防止対策で専門員の育成、確保という事で、5つの項目が町長としてはまちづくりのためにやりたい項目なのだということになっていますが、町長の考えと今回示した財政の編成方針では少し乖離した部分があると思うのです。だから、それを町長としてこのとおり予算の中に反映させるつもりなのか、それともまちづくりの総合計画の後期計画の中に沿ったようなこういう重点プロジェクトというか、そういうふうにやっていくのか、町長の考えをお聞きします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 星議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、私の政策、選挙の掲げた中にいろいろございました。子供を育てやすい環境づくりとか、今星

議員が申し上げた内容、私も就任をして今までの町の取組などを勉強させていただきました。その中で私の考えも当局に申し上げながら来年度の予算編成につなげていきたいということで、今計画の中で予算的にやっぱり見直しをしなければできない部分も出てくるかと思えますけれども、私の考えの中のものはある程度といたしますか、今星議員がおっしゃったものは網羅されながら来年度に向けて、一挙に変えることこれなかなか難しい部分ありますけれども、長期的な部分も含めて考えながら私の考えに沿った予算編成に向けて来年も特にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 町民は今、新町長に、杉山町長に期待しているのです。やはり変わったそういう政治をしてもらいたいということで、もっと町民に寄り添った町政運営ということをやってほしいというふうに思っているわけなので、ぜひとも町長の政治信条を曲げないで、やっぱり予算編成の中にも組み込んでやるべきだと思うのです。これ答弁は要りません。そういう考えでやっていかないと町民が安心して生活というか、町長に対しての信頼度も少し薄れてくるというふうな考えなのです。

それでは議長、次に移ります。マネジメントを行うことによって歳入に見合った歳出を基本としながら、施策の目標達成に必要な改革、改善に取り組んでおりますと言うけれども、先ほど私が言いましたが、継続事業が大半なのです。だから、そこにやっぱり本当に見直ししてやるべきだと思うのです。

一例を申し上げまして、成果目標や施策事業の再点検をして予算計上をする方法でやっているのですが、廃止とか見直された事業は恐らく少ないと思うのです。だから、この予算書、それから決算を見ると、農林振興費の中のペレットストーブの補助金、一例を挙げますとこれが毎年毎年5万円ずつの計上でやっているのです。事務事業の評価として5万円補助金でこれ町の施策として成り立つのかというような部分もあるのです。だから、これを普及させるのか、林業振興につなげるのかということのこれ数値の違いだと思う。取り違いだと思うので、やっぱり発想と視点は変えて、そうだったら、もっと林業振興のためだったら、ペレットストーブの材料を作る会社を協同組合方式でつくってもらおうとか、そうすると間伐事業の推進にもつながってくるし、そこで働く場所の確保ができて、雇用が生まれて、地元に残る若い方々も増えてくるのです。だから、職員の皆さんも努力はしていると思うのですが、そういう一旦止まって、立ち止まってそれをやっぱり見直すというふうなことの点検が必要ではないかなと思うので、その辺政策財政課長のお考えをお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまいただきましたご意見でございますけれども、後期基本計画に移る際に全事務事業の点検をしてございまして、例えば令和2年度は事務事業総数600ございました。おっしゃるとおり、例えば5万円のペレットストーブ1つで1事業ということでやってございましたが、やっぱりそれは林業振興の中で全体的に見ていくべきだということで、事業数がある程度拡大して評価できるようにいたしました。令和3年は257事業となったところでございます。一応そ

のような形で令和3年257事業で今進んでございました。一応そのようなことで、今までの部分について一応前期計画振り返りながら、そのような声もありまして見直しをさせていただいたと。今後後期計画におきましては、少し広げた事業の中で具体的に事業転換できるということで、継続事業だけだというふうなおっしゃり方がありますが、確かに継続してくる事業もありますけれども、広く見れば一つの事業の中で取り組むもの、取り組まないものというのございますので、それは包括的にご判断いただければというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それから、最後のほうですが、働く場の場の確保ということで、国、県による支援策、それを効果的に活用しという記載あるのですが、私はそうでなくて、国、県の支援というのはあまり期待はできなくて、町独自でやっぱり働く場を創出するのが早くその場所の提供というか、働く場の確保はできると思うので、そういう大きな目標でなくて、農業にばかり、林業にばかり、商工業にしたって企業の方々にもそういうふうな関係機関連携して働く場所の確保というのはいっぱいあると思うのです。だから、その支援体制の充実が重要であると考えているならばやっぱりそういうふうなことを、先ほど書かれておりました経営戦略会議等で十分にやっぱりもんでいただいて、どの課でどれだけの就労するあれがあるのだということも取りまとめてそういうふうにやっていかないと若い人たちが働く場所がないということで町外に転出してしまうので、人口流出のためには、抑制するにはそれなりのをやっぱり持っていないとまずいと思うのです。その辺の考え方政策財政課長お願いしたいのですが。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 前期計画総括する中で、リーサスという統計データも使わせていただきました。その中では、大学だとかで卒業されてなかなか戻ってこれられないような人口の変動になってございましたので、やはりこちらでいかに働く場を創出していくか、これが大事だなというふうにも考えてございます。このコロナ禍におきまして、前の質問にもございましたが、いわゆるテレワーク環境、要は転職なき移住ですか、そういったことも今政府では掲げてございます。いわゆる我々といたしましては、製造業関係は今どうなのかなというところもございまして、やっぱりテレワーク環境、どこでも仕事ができる環境を整備をしてこちらにおいでいただくというところの環境整備をスピーディーに行っていきたいなというふうには考えてございます。既に庁舎は今のWi-Fiとかありますので、パソコンあれば業務はできるようになっているかと思えますけれども、そういった環境を増やしていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、もう一つありましたのは、確かに地元で創出していくということもございまして、地域づくり事業協同組合の事例も町長答弁ありましたけれども、それは地域内で、いわゆる春はただ農作業に従事して、冬は焼き物に従事するというような年間を通じた雇用の場、雇用サイクルをつくっ

ていったらどうかという議員立法で制定された制度でございました。これについても今調査を進めてございまして、どんな形で受入れ、環境整備していくか、時代の流れもありますし、コロナ禍ということもございますので、今はまずはテレワーク環境等々について進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

それでは、令和3年に策定しましたこの教育委員会でつくった第3期会津美里町教育振興基本計画ありますね。その中でうたっているのが、ここでは基本政策の7に学校・家庭・地域が一体となった教育の推進ということがあります。この中からこれを具現化させるために、今回の重点プロジェクト、人づくりのプロジェクトの中で教育長が考えている部分だと思うのですが、そこでお尋ねしたいのですが、この基本計画があつて教育長が考えている地域に親しんでというふうな部分の活動なのか、その辺のところをお示してください。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 星議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのご質問についてでございますけれども、第3期総合計画の中にごございますこの学校、地域、家庭との連携による教育の推進でございますね。これは非常に大事な柱でございまして、私は今回プロジェクトで様々な形でこれを進めたいと思っておりますが、当然この計画に基づいた施策を重点的に進めるためにパッケージして、施策推進のために取り組んでいきたいと考えているプロジェクトでございまして。したがって、当然計画の中にぶら下がっているものというふうにご理解いただいて結構かと存じます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 分かりました。

それで、この中に書かれております地域学校協働活動をコーディネートするのは学校運営協議会と思っておりますが、この学校運営協議会というのは既に設置しているのですか。その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ご説明を申し上げたいと思います。

学校運営協議会についてでございますけれども、これにつきましては令和4年度から町内の各中学校区において協議会を立ち上げまして、それぞれの小中学校をコミュニティースクール化して地域の皆様とともに学校を運営するような形態をつくってまいりたいというふうに考えております。したがって、現在設置要綱等を検討しておりますけれども、実際の運営協議会の設置は令和4年度からということを進めております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、教育長がライフワークとするこの地域の人材や教育資源、より多く教育活動に取り入れてふるさとに親しむ教育の充実ということで考えていらっしゃるようですが、やっぱりここが大事だと思うのです。やっぱり幼児から小学生、中学生までこういうふうなふるさとのよさ、会津美里のよさを教育環境の中で教えていくという部分がとても大事であって、そのときの事業の内容だったり、中身についてその当時の思いで、例えば町外に大学進学した、町外に就職したという部分でも忘れないで思っているのです、そのところを大事にしながら、では私は生まれたところに帰ってくる、Uターンするよというふうな部分も生まれてくると思うので、やっぱりこの部分に力を入れてやってもらえればいいのではないかなと思うのですが、その部分で教育長の考えをちょっとお願いします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問についてでございますけれども、私はやはり次代を担う、次の世代を担う人材を育成することが非常にやっぱり地方自治体にとって大事かなというふうな考えております。これは、かつて人口の首都圏の集中が課題になり、地方の自治体が脆弱化していくような状況を見たときに、今までそれを防ぐような教育を本当にしてきたのかというふうなことを私は突きつけられまして、なるほど今まであまりやってこなかったという思いに立ったところであります。したがって、今星議員がご指摘されましたように、若者が将来ここに定住して、あるいは戻ってきて、町のために何かしたい、ここで生きたい、働きたいという思いをつくっていくためには、仕事だけではなくて、やはり小さいうちからこの町に親しんで、この町を愛して、会津美里町のために何かしたいという思いを私は中学校卒業までの段階にやっぱり植え付けないと、それから巣立っていく子供たちのためにはなっていないのかなというふうな思っています。ですから、地域の様々なすばらしい教育資源とかすばらしい人材を学校教育の中に数多く取り入れまして、ああ、美里町って本当にいいところだなということを実感しながら子供たちに育ててほしいと思いますし、その思いをつなげて将来この町を担っていく、この町で暮らしたい、そういう若者を少しでも多くつくれたらという思いで教育に当たってまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、ただいまの本当に力強い教育長の考え聞かせていただきました。それで、私が予算的なことも聞いたのですが、今の時点では確保に努めるというふうな部分で回答はしておりますが、やはりそういう人づくりというか、人材育成が大切なので、やっぱり予算は本当に取るべきだと思うのです。だから、その辺も教育長頑張ってください、財政のほうと掛け合ってください、十分学校の現場の先生方が活動できるようにひとつ頑張ってもらいたいというふうに思います。

それでは、2番目の介護保険サービスについて質問いたします。整備計画では、特別養護老人ホー

ムの整備計画はありません。ゼロとなっていますが、令和5年度以降についての計画書には上がってくるのか、まずは伺います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 令和5年度以降の計画に特別養護老人ホームですか、施設の計画が上がってくるのかということですが、現段階では明確に上がりますと、上がりませんということはちょっとできかねるところでございます。といいますのも、本計画を策定する上で各事業所等にもアンケート調査、意向調査をやって、確認をした上で計画の策定ということになりますので、現段階では予定は未定だということでございます。この第8期の計画においても、今のところ今年度以降の部分については数字的なものは出していないということでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 町は、この計画には特別養護老人ホーム、今課長が今年度以降にもないと、考えもないというふうな考えですけれども、町民が、私選挙中歩いてみても、幾ら在宅介護サービスが充実してもやっぱり24時間介護するのは大変だということで、特別養護老人ホームを造ってほしいという人がいっぱいいるのです。それで、私調べてみました。待機者では4施設で何人いるのかといったら837人いるのです。これがずっと続くのです。やっぱりそういうところも視野に入れ、そして今戦後のベビーブームだった人が、昭和22年の方が今、今度は後期高齢に突入しているのです。我々もそうなりますが、近い将来。だから、そういう高齢者が増える中でではどのように、これずっとそのままにしておくのかということが町の行政としてはおかしいというふうに私は考えるのです。いや、しょうがないな、しょうがないなではしょうがないでしょう。それなりにこの人数をちゃんと重要視しながら、それを考え、計画に入れて、町長の考えも入れて、やっぱり1人でも2人でも解消に努めるといのが行政なのです。やっぱり俺はおかしいと思うのです。その辺再度課長お願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 待機解消のための施設の新設というご意見でございますが、議員のご指摘でありました待機者八百数名という点につきましては、全体の待機者は確かに800名を超える人数でございます。今ちょっと私のほうの手元で、11月30日現在で各施設照会した中で、特別養護老人ホーム待機者数につきましては913名おられます。ただ、これはあくまで町内、町外全ての方の申込み状況ということ並びに各施設、町内4つの施設がございます。そこに申し込んでいる方、重複というカウントになります。実人員ではございません。実人員の把握につきましては、個人情報関係上、各施設とも情報公開しませんので、把握できていないといったところでございますが、町内の、町民の方の申込み状況からいえば525人ということになってございます。あくまで延べ人数ということです。

施設の建設については2年前ですか、新しい特別養護老人ホームが1棟建ちました。平成会のほう

で建てた施設でございます。本町には、80人を超える施設が3つ、地域密着型の施設が1つ、全部で4施設ございます。人口2万人弱の町で4施設というのは、相当多いところと考えております。施設建設、施設入所に当たりましては、介護保険料のほうにも大きく影響してくる部分がございます。町長の答弁にもございますが、80人が施設に入ったと仮定した場合に、1人1か月当たりで約2,000円程度の保険料の上昇が想定されます。そうすると、介護保険被保険者については1人当たり約2,000円負担が増えるということにもなります。保険料のほうとの兼ね合いも考えながら施設の対応はしていかなければいけないというのが1つ大きな問題でございます。

特別養護老人ホームばかりではなく、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、認知症が今大きく問題化されております。今回この計画の中では、認知症に対応できる施設ということで2か所新設する。あと、泊まる、通う、訪問するといった、小規模多機能といった在宅系サービスの施設を2か所ということで、そちらのほう増設して対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） そうすると、計画書の中入っていた5年度の解消というのは、もう前倒して4年にやるということでもいいですか。

あともう一点です。4年度中に開所する予定という部分の施設もありますが、どんな、何床ぐらい、収容人数何人ぐらいなのか、その辺差し支えない程度でひとつ説明をお願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、令和4年度開所予定の施設につきましては、本郷にある心愛会のほうで今現在工事を進めているグループホームと小規模多機能の併設施設ということになります。グループホームにつきましては、ちょっと人数のほうあれなのですけれども、たしか1ユニット9人ということになりますので、認知症については9人という決まりがございますので、それが1か所。あと、令和5年度の施設につきましてはあくまで町が直接建てるものではなくて、民間が建設するものに対して町が補助する、県が補助するという形になりますので、民間の建設予定に沿った形で対応するということになります。ですので、今の段階では令和5年度民間のほうで建てるという、意向調査の結果も踏まえてそういうふうな形になってございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、施設入所待機者の緩和につなげてまいりたいというふうに考えているようですが、そうするとこの入所待機者の緩和というのはどんなふうに町は考えているのですか。つなげたいというふうな考えですが、本当につながるのかどうかというのを確認を、私はちょっと疑問視するのですけれども、その辺どうですか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 施設について今待機している方、施設入所につきまして要介護3から要介護5の方が優先的に入ると。状態の重い方ですね。施設のほうで状況等を加味して入る。実際の申込みは要介護1からでも、状況にもよりますが、できるということで、介護度の低い方も実際には待機者名簿に載っているということが事実でございます。そういった方について、在宅サービス、ショートステイやデイサービス、ヘルパー、そういったものの組合せ、複合的な組合せをもって家族の介護の軽減を図りながらなるべく施設のほうに行かないような形、そういった支援、施設に入れるまでの支援、サービスの提供といった形で町のほうとしては取り組んでいきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それを実施するには非常に大変なのです。それを、要介護4だったのを2にするとか、在宅で健全に、健康な体でいられるようにするというのは本当に大変だと思うのです。その辺はやっぱり十分認識して、これから緩和対策ということに臨んでいただきたいと思います。

議長、では最後になります。防霜対策についてですが、この中で果樹については固形燃料を使用するというふうになってはいますが、この固形燃料をやるというのは、例えばうちのほうなんかリンゴ、桃本当にいっぱいありますが、その広い面積で固形燃料を使って防霜対策するというのは、生産コストからいうと非常に大変なのですよ、値段も高くて。それをやっている事例なんてあるのですか。ちょっと教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたがでございまして、固形燃料を使いました防霜対策でございますが、これにつきましては有効な手だてがやはり固形燃料を使いまして燃焼することによって上昇気流を発生させて霜を防ぐというふうなものでございまして、これが有効な手法だというふうには私どものほうでも認識はしてございます。これにつきましては、霜の注意報が防災行政システムで流れますと、果樹農家さんにつきましては事前にこういった対策をしてくださいねというお知らせをしておりますので、実際やっていただいているというふうに認識をしております。ただ、誰が、果樹農家さん一人一人の状況を把握はできませんので、そういった対策についてはしていただいているというふうに私どものほうでは思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 答弁書には、柿と日本梨の被害状況を我々に示したわけですが、この本町ではこのほかにも高田梅があるのです。霜によって開花したのが、花びらが落ちてしまって減収にもなったというような事例もありますし、またリンゴは花芽が6つあるのです。中心花とその周りに5つの花芽があって、霜によってその中心花がやられて、今収穫して分かるのですが、変形しているリンゴが大半なのです。これは出荷が、値段は落ちてしまう、本当に。このリンゴの出荷、初めて収穫して分かる部分がいっぱいあります。だから、そういうところも春先だけでなく、今の時点

でも調査をしてみるとか、そういうふうにはやっぱり農業関係団体の横の連絡を取りながらやっていかないと来年の今度は栽培にも影響してくるし、その辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思うのですが。

それから、これちょっと持ってきたのですが、山内長県議がこれで、活動でやった部分で、福島県で要望して内堀知事が言っているのです。緊急にこれは実施しますということで、この中で肥料や農薬の購入、枝剪定除などの生産対策支援するとともに、防霜ファン等の導入による凍霜被害を、産地づくりを支援するのだというふうに県では予算確保もしたので、町としてやっぱりこういううちの地域みたいに果樹地域には防霜ファンというのが一番効果があるのではないかと考えているのです。長野県の小諸地方とかあそこなんかは防霜ファンになってちゃんと対策しているので、そういうふうな防霜ファンの設置というようなのを検討する考えあるかどうか、ちょっと課長の考えをお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えさせていただきます。

まず、前段の柿だけではなくて、果樹全般の被害状況の把握という部分に関しましては私どものほうで実際行ってございます。梅に関しまして、リンゴに関しまして、先ほど議員おっしゃったとおり、確かに実が変形している、実が小粒であるというふうな実態の把握はしてございます。ただ、これにつきましては普及所の先生ともお話をさせていただきましたが、これは霜というよりかは夏の長雨による影響がかなり大きいというふうに伺っているところでございます。決して私ども事後の霜の調査をしていないということではございませんで、その部分に関しましてもしっかり次期作のために調査をかけて実施しているということでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

それで、県等の補助事業の活用につきましては、当然これは今現在もやっているところでございまして、今回柿の被害に遭われた方につきましては、県の園芸産地競争力強化事業というふうな補助事業を利用させていただきまして、被害を受けたことによりまして新たに必要となる作業のかかります経費について補助をさせていただいているところでございます。具体的には、夏剪定ですとか、あとは樹勢回復のための資材の投入に関しまして、10アール当たり3万6,000円の補助金を支出させていただいているところでございます。

以上でございます。

〔「後段の部分言わないの」と言う人あり〕

○産業振興課長（金子吉弘君） 大変失礼しました。防霜ファンの検討につきましては、これがちょっと私どもも専門家ではございませんので、ある程度その知見を有している方と協議、検討させていただいて、効果的であるというふうに認められる場合については導入を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 個人とかそれぞれの補助金でなくて、町は試験的にこの地域に10基なら10基造ってみるというような、そういうふうな部分も、意欲ある農業をやっていくにはそれぐらいのやっぱり覚悟がないと駄目だと思うのです。だから、町がやったから、あと個人個人でもやって効果がありますからと示さないと、それではちょっと。どれだけコストがかかって、どれぐらい本当効果があるのか分からないので、そのぐらいやっぱり覚悟してやってほしいというふうに考えますが、再度町長としてどうですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今課長が答弁をさせていただきました。農業者が生産意欲を持って取り組むため、様々な災害も含めてあるわけです。そういったものよく町としても精査をして、やっぱり検討していく必要があるというふうに思いますので、そういったことを検討して、有効なものであり、町でできることであればやるように検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 議長、終わります。

○議長（横山知世志君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで2時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時47分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第5号、15番、鈴木繁明君。

〔15番（鈴木繁明君）登壇〕

○15番（鈴木繁明君） それでは、通告に従って質問いたします。

新型コロナ第3回目のワクチン接種について。政府は、ワクチン2回目接種から8か月以上経過をめぐりに、第3回目のワクチン接種を実施する方針との報道がされております。昨今のコロナ感染は下げ止まり傾向にあるものの、ブレークスルーのケースも発生する等第6波の心配も拭い去ることはできない状況であります。75歳以上の第1回、2回の接種予約は、該当者が直接予約センターへ電話により日時の予約となり、混乱を招く状況でありました。

1、第3回目のワクチン接種の実施方法について伺います。

2、高齢者の接種の際の移動手段の確保について、とりわけ独り暮らしの方の状況を調べ、移動手段の確保に何らかの対応をしていくべきと思うが、伺います。

続いて、吹上台団地についてであります。吹上台団地は13区画が未売却となっております。早期完売に向け、販売促進に努めておられるわけですが、またこの販売するに当たり、団地の除草

をはじめ環境の整備についても実施はしているようです。そうした中で、南側の上の土手から出水し、危険性が疑われるところがあります。この状況を把握しているか、まず伺います。

続いて、交通のアクセスについてであります。平成31年度より地域公共交通活性化再生事業がスタートしました。会津若松市と会津美里町を縦の路線と考えると、横、会津坂下町と会津美里町の路線がつながっておりません。町内新鶴地域の新鶴支所周辺から北側の方の生活圏は会津坂下町です。特に坂下厚生病院を利用している方が大変多くおられます。独り暮らしの高齢者や免許証の返納者のためにもぜひ横の路線をつなぐべきと思いますが、伺います。

続いて、運動場の環境整備について。町民が安全かつ快適に各種スポーツが行えるよう、各施設の整備を行うべきだと思います。屋外施設において、整備（修理）されていないところが見受けられますが、これについて伺います。

米価の下落に対しての支援についてであります。先日の11月会議において補正予算も計上されましたが、今年は米価が大幅に下落し、生産者にとっては大きな打撃を受けていますので、何らかのさらなる支援を講ずるべきと考えますが、伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（横山知世志君） 質問者、質問が終わったらマスク着用してください。

答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 15番、鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

なお、運動場の環境整備につきましては教育長から答弁しますので、よろしく願いいたします。

初めに、新型コロナ第3回目のワクチン接種についてであります。1点目の3回目ワクチン接種の実施方法につきましては、対象者は2回目のワクチン接種が済み、接種を終了した日から原則8か月以上経過した18歳以上の方であり、該当時期に合わせ、順次接種券を送付してまいります。接種場所は住所地接種が原則となり、医療従事者は勤務先で接種が可能となります。本町の場合、12月から1月までの接種対象者は医療従事者の方々が大多数であり、接種意向調査を基に町内医療機関での接種を行ってまいります。一般の方々の3回目接種については2月から予定しておりますが、混乱が生じないように現在接種枠の設定、方法を含め、町内医療機関と協議中であります。

2点目の接種に係る移動手段の確保につきましては、1回目、2回目の接種時と同様、独り暮らしの方に限らず、真に移動手段の確保を必要とする方々が利用する外出支援サービスやあいあいタクシーを利用させていただきたいと考えております。

次の吹上台団地についてであります。吹上台団地南西側の土手の湧水箇所につきましては過去に応急的な修繕工事を実施した経緯があり、状況は把握しております。現在も湧出が見られる箇所があることから、有効な排水工法を検討してまいりたいと考えております。

次の交通アクセスについてであります。令和2年3月に策定した会津美里町地域公共交通再編実

施計画において検討しており、運行経費などを考えると新鶴地域から会津坂下町間の新たな路線の運行は難しいものと判断し、美里あいあいタクシーと会津坂下町内路線バス経路との接続により対応しているところであります。なお、会津坂下町方面への移動手段の確保につきましては近隣町村との協議も必要であることから、今後の状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

次の米価の下落に対しての支援についてであります。先般11月会議で議決をいただきました稲作経営継続支援補助金については次期作への営農を支援するものでありますので、さらなる支援は考えておりません。今後も米価の回復が見通せないことから、農業者の皆様には減収分を補填する制度である収入保険やナラシ対策などに加入していただき、不測の事態に備えることが重要であると考えております。米価の変動に影響されないような営農形態を確立するため、畑作に係る高収益作物の作付を推進するなど関係機関と連携しながら稲作に依存しない複合経営を推進してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 15番、鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

運動場の環境整備についてであります。運動場も含め、体育施設の管理につきましては、高田地域、新鶴地域体育施設は指定管理委託、本郷地域については直営にて管理しており、町民が安全かつ快適に利用できるように適正管理に努めているところであります。

なお、施設の整備については、利用者からのご指摘をいただくこともあるため、日常的に施設を点検し、修繕を要する部分については早急に対応するよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 再質問します。

国内でもオミクロン株が確認されまして、大変心配されておるところでございます。まず、3回目のワクチン接種については、集団接種についてはどうなりますか、伺います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 3回目のワクチン接種の方法について集団接種の考えはというご質問であります。現時点で医療機関と接種の方法について協議中でありまして、集団接種やるかやらないかという点については、その結果によるものと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 11月29日の全協の説明会では、ワクチン接種ということで2回目まで集団接種をやられた方については医療機関と協議中というような説明がありました。その経過と内容についてお伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 医療機関との協議の内容ということでよろしいでしょうか。

〔「全般的な内容です」と言う人あり〕

○15番（鈴木繁明君） まず、11月上旬、医療機関の先生方と協議のほうさせていただきました。あと、両沼のほうの会議等もございました。接種につきまして、まず対象者がどれぐらいいるか、あと医療機関でどれぐらいできるかということをも確認をしないといけないのではないかとこの点がございまして、医療機関のほうに今日どれぐらい対応が可能かという調査をさせてもらっているところでございます。それに対しまして実際接種見込みの方、一応18歳以上で2回接種終わった方というのは医療従事者も含めた人数となりますが、1万5,419人ほどいらっしゃいます。それで医療機関、医療従事者を除いた人数で1か月どれぐらいできるかによって若干変わってくるものと考えております。それを今度医療機関からもらった中で再度協議をさせていただくということで今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 2回目までの中で、75歳以上の方は直接予約センターへ電話連絡しての予約であったということでありますけれども、これが大変混雑して混乱しております。その点について3回目はどうなりますか、まず伺います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 議員ご指摘のとおり、1回目の接種、75歳以上の方につきましては、コールセンター、電話予約1本という形で対応させていただきました。2回目、3回目につきましては、ウェブのほうも一応利用しながら実施したいと今のところ考えております。といいますのも、実際的に75歳以上の部分で混乱も生じたということもございまして。ウェブを活用すること、同居の家族の方等もいらっしゃる、家族の方に代理でやっていただくことも可能というふうに思っております。もしやれないという方がございましたらば、役場の窓口のほうでも対応できればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） まず、ウェブと言われましたけれども、やはり家族によってはそういったものを使えない方もおられるわけでありますので、その辺はどのように町としては対応していくのか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 対応できない方ということでございますが、一応ウェブ、あと電話、両方それは可能という形で考えております。さらに、対応が難しいという方につきましては、役場の窓口のほうでも対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） その辺は十分にお知らせというか、そういう部分はちゃんとしていくということでもありますか、その辺確認いたします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 12月1日号の広報に3回目接種の広報のほう載せていただきました。あとさらに、各個人に対しまして3回目の接種券を送付することとなります。その際には、そういった記載のほうも併せてさせていただきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 74歳以下の方については、直接医療機関で接種を受けられたわけでありますので、その方については医療機関……

〔「違う」と言う人あり〕

○15番（鈴木繁明君） 74歳以下の方医療機関で受けている。

〔「それは集団でしょう」と言う人あり〕

○15番（鈴木繁明君） 医療機関で接種を受けられた方については直接これから接種券が渡ると思うのですが、その方については直接医療機関に予約を入れるような形になるのか、まずこれから検討されると思いますけれども、その辺ちょっと伺います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 予約の方法につきましては、基本的には今までと変わらずコールセンターのほうになります。医療機関のほうに予約をすると、結局先の予約まで対応しなければいけないということで医療機関のほうが大変なことになってしまいますので、あくまで予約はコールセンターにさせていただくということになります。75歳以上の方はコールセンターで電話だけであったものを、先ほども述べましたが、ウェブも一応使えるような形で対応したいということでございます。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） いずれにしても、スムーズにいくようにお願いしたいと。

それで、5歳から11歳までの接種についてはどのようなことになっておりますか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 5歳から11歳の児童に対するワクチンの接種についてでございますが、国のほうから詳細、本当に具体的な内容のことはまだ届いてはおりません。一応接種のほうについてということは来ておりますが、まず内容的にはワクチンの接種量が違うということが1つ大きな違いであります。3回目の接種と同時並行的にやらなければいけないという部分がございます、それも併せて医療機関と協議した上で対応していかなければいけないと考えております。接種量が違う。大人の方に児童の接種量をする分にはワクチンの量が少ないという形ですが、その5歳から11歳

の児童に対して誤って大人と同じ量を接種するという間違いがないように対応していかなければいけないということがございますので、十分協議して検討しながら今後対応していきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 3回目のワクチンについてでありますけれども、2回目までのワクチンと同じようなものを使うのかということでお聞きします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 3回目の接種するワクチンについてでございますが、今現在国で3回目の接種ということで承認を受けているものはファイザー社のみとなっております。現在のところ、町ではファイザー社のワクチンで対応したいと考えております。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 送迎については、外出支援サービスといいますのは、答弁書にありますけれども、どのようなものですか、これ。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 接種のための送迎の中の一つとして外出支援サービスということでございますが、外出支援サービスといいますのは通常の公共交通機関の利用が困難な方、車椅子、ストレッチャー、そういったものを利用しないと外出できない、通院できないという方に対して町が登録制でサービスを行っている事業になります。社会福祉協議会のほうに業務を委託して、専用の車で送迎をするといったものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） そういう今の外出支援サービス等も使えるということで、町としてはそのほかあいあいタクシーの利用ということで十分対応できるというような考えでよろしいのですね。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 75歳以上の方、あと65歳以上の方に1回目、2回目の実施の際にもあいあいタクシー並びに外出支援のほうでアナウンスをさせていただき、苦情等はなくスムーズに行われましたので、3回目につきましても問題ないものと考えております。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） それでは、吹上台団地について伺います。

この土手は、雨が降ると土手の上のほうから、上に畑がありますが、その畑からまとまって流れ落ちてくるわけでありまして。そして、年中湿って、時には中段頃から石が落ちてきたということもありました。土手と向かい合っているお家の方は大変心配されて、花菖蒲を植えておられました。この花菖蒲は根っこが張って水を吸うということで、その方はそれが土手を強くすると、したいという思

いでやっておられたわけでありまして。そういうことで、町としてその土手をやっぱり今売り出している団地でもありますので、しっかりと対応していくべきだと思いますが、その辺再度伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまのおたがしでございまして、町長答弁にもありましたとおり、今具体的な排水工法について検討してございまして、取組は進めてまいりたいと考えております。

以上でございまして。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） それはいつ頃からそういった対策を対応していくのか、伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 新年度におきまして、今まだちょっと工法を、どのような工法にしていこうかということで検討中でありまして、具体的には水をやっぱり止めるということではできませんから、いかに上手に流していくかということだと思います。その辺を含めまして新年度のほうで何とか手当てできればと。また、未売却地も近くにありますので、そういったことで進めてまいりたいと考えてございまして。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） しっかりその辺住民の方心配ないようにやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続いて、交通のアクセスについてであります。町はデマンド交通、あいあいタクシー等を運行して利用者は大変利便性を感じているところでありますが、そのあいあいタクシーと会津坂下町でもバスロケーションシステムというものを運行しておりまして、会津バスが坂下町の町内走っておるわけでありまして。そのバスが上金沢まで来ております。ということで、うまく連絡を取り合えばつなげることができるのではないのかと思うわけでありまして、この辺町としてしっかり対応していただきたいなと思うのですけれども、その辺お願いします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 町長答弁にもありましたとおり、一応全体の計画、見直しをさせていただきました計画におきましては、ようやく上金沢のバス停を使わせていただいてデマンド等で、坂下さんのほうはバスになりますか、ジョイントできるというような状況をつくらさせていただきました。今後周りのいろいろな状況もございまして、今後医療環境等々もあるのだと思うのです。そういった部分踏まえまして、今ちょっと計画を見直して、ようやく接続したばかりなので、その状況を踏まえさせていただきます。今後ともそれは坂下町さんのほうとも検討してまいりたいという考えでございまして。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 交通の不便者にとってはもう本当に早くつなげてほしいという思いがいっぱい

いでございます。その辺町としてもしっかりと町同士連絡取り合っただけで済ませたいと思います。

それから、若松市では医療機関を巡回バスで回っているようなところもあるわけですが、その辺については町としては考えないのか、その辺ちょっとついでに伺います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 現在、デマンド交通と、いわゆる公共交通の部分ではバスの路線と両方で何とか手当てをさせていただいております。さらに、中を循環バスということも前々から言われているところでございますが、今のところ、合併当初実は庁舎間を結ぶバスもございましたけれども、なかなか使用率が上がらないということからこのような体制になってございましたので、もう少しばらばらこういった体制続かせていただいて、状況を踏まえながらと言わせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） 運動場の環境整備についてでありますけれども、やはり運動場、特に屋外の運動場については、スポーツした後に手を洗ったり、またトイレ等を利用するわけですが、やっぱり今まで整理、修理されていないということで大変利用者は不便を感じていたというところがあります。その辺再度しっかりとやっていただきたいと思いますと思いますが、その辺をもう一回答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事実、新鶴地区の運動場の野球場脇の水道が一部不具合があって水が出なかったり、トイレに若干の汚れがあって利用者の皆様方にご不便をおかけしましたこと、教育長としても本当に申し訳なく思っている次第でございます。加えまして、指定管理者の対応につきましては大変遺憾なところもございいますので、担当から適正な管理、それから早期の修繕に努めるよう指導しているところでございます。今後こんなことがないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） やはりそういった声があったら、すぐに対応していただきたい。本当に利用者は不便を感じておるわけですので、しっかりと対応していただきたいと思います。

続いて、米価の下落に対しての支援についてであります。農業者の生産意欲の向上及び農業経営の安定化を図るための目的で稲作経営継続支援金の交付は10アール当たり3,000円が提示されたわけですが、諸資材も値上がっておるわけでありまして。提示されたこの金額で生産意欲が出るのかということで、他町村との兼ね合いも考えた中でこれでよいのかな、もう少しできないのかなという思いで今回質問したわけですが、その辺町としてはその思いを、もう少し出ないのかなということで質問します。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてご回答させていただきたいと思います。

ご存じのとおり、稲作経営支援金につきましては、先ほど町長答弁のとおり、次年度への営農意欲を喚起して営農活動を続けていただくというふうな目的で支援をしたものでございます。このコロナの状況というものは、今は収束しておりますが、今後またいつ何どき発生するかも分かりません。さらには、米価の下落というのも今後さらに続くことが予想されます。それに対応するにはやはりしっかりと農業者の皆様にも収入保険等にご加入をいただいて、不測の事態に備えていただくということが非常に大事になってきております。当然もう今現在収入保険等に加入されている方に対しましては、この支援金によりまして昨年と同等程度の金額、米価の価格はいただけるというふうな状況になってくるものですから、やはりそれ以上お支払いするという事は難しいのかなというふうに考えてございます。ただ、この状況が想定以上の下落になってしまったり、収入保険等農業者の方の自助努力でもう賄い切れないようなそういった事態に陥った場合については、そういったときには行政でしっかりと手当てをしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 鈴木議員。

○15番（鈴木繁明君） そういった事情であるということで分かりました。

以上で質問を終わります。

○発言の訂正

○議長（横山知世志君） ここで、健康ふくし課長より発言の訂正が求められておりますので、許可します。

健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 鈴木議員の使用するワクチンについてというご質問でファイザー社のみというような発言をさせていただきましたが、今現在ファイザー社が承認済みで、モデルナ社が承認申請中ということで、両方使うような形に国のほうからは来ているということでございます。ただ、町のほうとして選択権がないというのが実際のところですので、国からの情報を待つて対応するという事になるかと思えます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 質問者、よろしいですか。

○15番（鈴木繁明君） はい、よろしいです。了解しました。

○議長（横山知世志君） これで鈴木繁明の質問は終わりました。

ここで2時40分まで暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時33分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第6号、6番、長嶺一也君。

〔6番（長嶺一也君）登壇〕

○6番（長嶺一也君） 6番、長嶺一也でございます。通告に従い質問させていただきます。

なお、質問に入る前に、一般質問通告書の質問事項の欄の訂正をお願いします。「1、令和4年度当初予算について」とありますところを「1、令和4年度当初予算編成方針について」に訂正させていただきますようお願いいたします。

それでは始めます。今般、令和3年10月31日執行、会津美里町議会議員一般選挙におきまして、初めての当選をさせていただきました。また、去る11月15日開催の第2回定例会11月会議におきまして産業教育常任委員会に所属し、さらには新人にもかかわらず同委員会の副委員長に選任され、改めて町議会議員の重責を感じております。そして、思いやりにあふれる安全、安心な会津美里町をつくっていくことで町民の皆様の負託に答えてまいりたいという決意を新たに、初めての一般質問をさせてさせていただき喜びと緊張を持って席に着いているところでございます。これからの任期の4年間しっかりと働き、その経過や実績を町民の皆様に発信しながら常に緊張感を持って自分の仕事に対する町民の皆様の評価をいただきながら議員活動を行ってまいりたいと考えております。

さて、町政運営に関しましては課題山積で、どこから質問すればよいのか迷いましたが、町長の今後の町政運営、産業振興及び次代を担う子供たちの教育方針を中心に質問させていただきます。コロナ禍の感染者数が激減し、収束に向かいつつある中、第6波の前の静けさなのか、さらには未知数のオミクロン株の蔓延の兆しもあり、予断を許さない昨今でございます。冬期間に入り、インフルエンザワクチン接種の進む中、町民のためにコロナ禍の第6波に備えた万全の対策を講じていく必要があると考えているところであります。本日の一般質問につきましては初めてのことであり、大所高所からの質問とする原則とは言い難い内容も一部あるかと思いますが、真摯な答弁をお願いし、以下質問をさせていただきます。

まず初めに、令和4年度当初予算編成方針についてであります。町長には、令和3年度町予算事業等が決まっていた本年4月に就任されたことから、杉山カラーを発揮できない状況にあったかと思えます。また、新型コロナウイルス感染症は収束に向かいつつあるも、その脅威や第6波に備えた対策、さらには度重なる大規模な自然災害から町民の命と暮らしを守り抜くための対策を講じるとともに、これまで感染症の影響を大きく受けてきた農林業、商工業や観光業などの地域経済を再生し、町がしっかりと町民生活を導いていかなければならないと考えます。さらには、人口減少等による税収減が進む中、町財政は年々厳しさを増す一方と推察され、課題は山積しております。そこで、町長はこのような社会情勢を踏まえ、町の令和4年度当初予算をどのような考えの下に編成していくのか、お尋ねいたします。また、課題山積の中で、事業の優先順位をつけるのはなかなか困難なことかと思えますが、町長は杉山カラーを発揮するため、当初予算編成における主な重点事業はどのように設定する

のか、お尋ねします。

次に、人口減少対策についてであります。町第3次総合計画後期基本計画を見ますと、令和7年度の目標人口を1万7,010人以上から1万8,164人以上と上方修正しました。当該計画書を見ますと、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略と連携した取組を推進し、人口減少に歯止めをかけていきます」とうたっております。そこでお聞きしますが、町はどのような根拠に基づいて目標人口を上方修正したのか、お尋ねします。

次に、子育て支援についてであります。この問題は、皆さんもご承知のとおり、単発的、単年度の事業では解決できないものであります。また、子供を産み、育てる環境整備、移住、定住の促進、雇用創出など様々な取組を連携して実施していかなければならないと思っております。そこで、子育て支援に係る今後の具体的かつ継続的に実施している主な事業はどのようなものがあるのか、お尋ねします。

次に、子育てしやすい環境整備についてであります。これまでの実績として、認定こども園の整備や児童クラブの対象年齢の拡大などが図られてまいりました。その結果、会津美里町で子育てをしたいという親の割合は95.5%などと町の子育て支援は充実していると思っておりますが、さらなる支援が必要と考えます。例えば経済的支援が充実していればもう一人子供は授かりたいと願う夫婦は必ずおられると思っております。そこで、私は保育料や給食費の無償化あるいは減額措置を行うべきと考えますが、このような経済的支援実施についてどのように考えるか、お尋ねします。

次に、産業の振興についてであります。コロナ禍で全ての産業が停滞というか、マイナスの方向に陥ってしまいました。政府も消費拡大や飲食業者、観光業者への支援策を行ってきた中、本年9月初旬米のJA概算金が公表されました。前年比25から30%減となるものでした。この報道には、私だけでなく、全ての農家の皆様が驚いたことと思っております。離農者が増えてしまうかもしれないと危機感を覚えたものです。このときまさに本町の9月会議開催中でしたが、寝耳に水の報道であったため、町の具体的支援策は公表できなくても、農家の皆様に寄り添った、しっかり農家の皆さんを守っていきますと発信していただきたかったと思っております。そのような中、このたび11月会議の補正予算におきまして、食糧米を作っている農家に対し10アール当たり3,000円を支援することを議決いたしました。私ども新人議員にとりましては、初めての賛成採決でございました。農家の皆様に代わって御礼を申し上げます。しかしながら、やむなく離農された方の土地を集積し、大規模化を図っている農家にとってどの程度の支援金になったかは分かりません。第1次産業の農業が衰退すれば、当然2次産業の商工業、3次産業の観光業のマイナスの影響が出てくるのは明らかで、全ての産業に悪影響が及んでいきます。これを打破するために、全ての産業が連携し、町にぎわいを取り戻していく必要があると考えます。そこでお聞きしますが、コロナ禍で停滞した町の産業振興をどのように活性化していくのかをお尋ねします。

次に、商工業の振興及び若者の定住対策についてでございます。雇用創出の場の確保は重要であり、

当然ながらこのことは町の税収確保にもつながりますので、町の健全な財政運営に欠くことのできない政策であります。朝夕の通勤時間帯の渋滞を見る限り、会津若松方面へ通勤している方が大勢おりまして、会津美里町内で働く場が少ないことは明らかです。そこでお聞きしますが、町の就労の場を確保するため、これまでどのような手法で企業誘致を行ってきたのか、そして今後企業誘致をどう進めていくのか、お尋ねします。

次に、次代を担う子供の教育についてであります。教育長には、これまでの経験に基づき、幼児からの教育の重要性を唱えており、私もそれらの構想の実現に向け、対応していかなければならないと思った次第でございます。本町では子供に対して質の高い教育を行い、学力向上に取り組んでおられ、学校現場の教員の皆様に対して敬意を表するものであります。

さて、ここ数年、SDGsについては語られない日がないくらいメディアでも取り上げております。本町でもSDGs日本モデル宣言に賛同して、第3次総合計画後期基本計画の遂行に当たってはSDGsの理念も踏まえて取り組むものとしております。私は、子供の知力醸成には、学力向上と併せて持続可能な地域社会づくりに係る教育も重要だと考えております。SDGsの17の目標を意識した一人一人の行動が明るい未来をつくるものと思っています。他人事ではなく、自分事として捉えていかなければならない問題と思っております。NHKではSDGsに係る番組を放映するとともに、分かりやすい「SDGsのうた」を流しており、子供たちへSDGsの理念が伝わっていき、それが次代を担うマンパワーとして豊かな心が育まれていくことを願ってやみません。そこで、教育長にお聞きします。SDGsの目標やその理念について子供たちに指導し、意識づけを図ることが必要と考えますが、教育現場でどのように指導しているのか、お尋ねします。

次に、いじめ問題であります。令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果についてですが、去る10月中旬県教育委員会が把握したいじめの件数は前年度に比べ913件減少し、7,621件との報道がありました。減少したことについては現に減少したのか。学校がいじめを放置してカウントされていない、数字だけでは読み取ることができないことも事実だと思います。そこで、県に報告した本町の学校において認知したいじめ件数についてお尋ねします。

次に、最近ではSNSを通じた悪口の書き込みや仲間外れなどがあり、いじめの実態を把握することがこれまで以上に困難になっています。クラス担任が把握できたいじめの件数は、全体の1割程度との報道もあつたくらいです。私は、子供のSOSにいち早く気づく体制づくりが重要と考えます。いじめが起きる現場は学校だけではありません。子供たちの異変を地域住民や塾の講師などから学校へ届ける環境づくりも必要であり、次代を担う子供たちを地域住民全体で見守ることも重要と考えます。そこで、いじめ問題が発生しないためにどのような対策や取組を行っているのか、お尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、教育行政における子育て支援及び子どもの教育につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和4年度当初予算編成方針についてであります。1点目の予算編成の考え方につきましては、国の地方財政計画や各種制度の改正等を考慮し、新型コロナウイルス感染症への対応、少子高齢化対策、防災、減災、デジタル化の推進などの社会情勢を踏まえるとともに、公共施設等長寿命化計画に位置づけられた大規模改修事業など、本町の各計画の事業実施に向け、限られた財源の中で施策の重点化を図り、成果重視の効果的かつ効率的な行政運営に向けた予算編成を行ってまいります。具体的な手法としましては、第3次総合計画の進捗管理及び自治体経営の観点から設置しております経営戦略会議において令和2年度施策評価及び事務事業評価結果の検証を行い、令和4年度の政策方針を決定しております。なお、現在は令和3年度の事務事業中間評価結果を考慮し、各施策における事業の構築を行っているところであります。

2点目の主な重点事業の設定につきましては、事務事業の中間評価により成果の方向性やコスト投入の方向性を総合的に評価し、判断しているところであります。令和4年度の重点事業につきましては現在構築中ではありますが、3月会議において施政方針の中でお示ししてまいりたいと考えております。

次の人口減少対策についてであります。第3次総合計画基本構想後期基本計画において目標人口を上方修正した根拠につきましては、前期基本計画策定時においてコーホート要因法により本町の2025年の推計人口を1万6,711人と予測しました。一方、現在の後期基本計画策定時において平成27年の国勢調査の結果を反映した国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した2025年の推計人口は1万7,810人であり、前期基本計画策定時と比較して1,099人減少幅が小さくなると予測しました。また、後期基本計画では2025年の出生数100人以上を目標値とし、社会動態については、空き家バンク、移住相談や移住支援金等の移住・定住促進事業の成果として、平成29年度マイナス78人、平成30年度マイナス58人と減少幅が縮小傾向にあったことから、2045年までに社会増減ゼロを目指し、減少幅を段階的に縮小し、2025年はマイナス30人以下を目標値としました。これらの推計結果から、目標人口を1万8,164人に上方修正したところであります。

次の子育て支援についてであります。1点目の今後の具体的な継続的業務につきましては、現在子育て支援を推進するための施策として、本庁舎窓口子ども家庭支援員を配置し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした相談業務を行っております。また、本事業につきましては、重点プロジェクトとしており、子育て世代包括支援センターを軸に関係機関と連携し、様々な子育て相談等を行っております。なお、現在町単独で行っております子育て支援事業には、こんにちは赤ちゃん用品購入助成事業としておむつ用品の購入助成、乳児家庭全戸訪問事業としてお子さんが生後2か月頃に保健師が各家庭を訪問し、発育発達の確認と予防接種手帳の配布、子育て支援金支給事業としてお

子さんの誕生お祝いに木のおもちゃセットのプレゼント等があります。引き続き、子育てしやすい環境整備に努めてまいります。

次の産業の振興についてであります。1点目のコロナ禍で停滞した町の産業振興の活性化につきましては、本町の産業はコロナ禍の以前においても厳しい状況でありましたが、このたびのコロナ禍により大きな打撃を受けました。産業の活性化を図るためには、国や県などの支援制度を活用し、事業の継続を目的とする一時的な支援策と経営の改善等を目的とする長期的な支援策の併用により、この町に根差した意欲ある事業者を育成、支援し、産業の回復とさらなる振興に努めてまいります。

2点目のこれまでの企業誘致の取組と今後の進め方につきましては、優良企業を誘致するため、福島県の主催による自治体と企業のマッチングを目的とした説明会への参加や福島県東京事務所などの出先機関から企業進出の情報を受けるなど、企業誘致に注力している姿勢を外部にもアピールしながら企業誘致に取り組んでまいりました。また、今後の企業誘致の進め方につきましては、町に雇用をもたらす企業誘致は大変重要だと考えておりますので、コロナ収束後の働き方の変化や企業立地の動向などを見極めながら、受入れ態勢の構築に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援についてであります。1点目の今後の具体的な継続的的事业につきましては、急な仕事の都合や保護者の病気、妊娠、出産などによる通院等の際に利用することができる一時保育の実施や保育施設等への送迎などの手助けを行う子育て支援ファミリーサポート事業、さらには研修を受けたホームビジターが家庭を訪問し、妊娠、出産、子育て中の母親をサポートするホームスタート事業など、子育て支援センターを核とした子育て支援サービスを継続的に実施してまいります。

2点目の経済的支援策実施につきましては、国の制度により既に幼児教育、保育の無償化が始まり、3歳児から5歳児の保育料については無償化となっております。なお、給食費については、主食費は町独自の取組として無償化しており、副食費は所得に応じて実費負担を求めているところであります。ゼロ歳児から2歳児については、受益者負担の原則により保護者の所得に応じて給食費を含んだ保育料の負担を求めています。なお、町独自の取組として、あいづみさと多子世帯保育料軽減事業により、第2子は半額、第3子以降は無償としております。保育の必要性は家庭によって異なることから、受益者負担を求めることが原則でありますので、保育料や給食費を一律無償化する考えはありませんが、現在実施している経済的支援は継続して実施してまいる考えであります。

次の子どもの教育についてであります。1点目のSDGsについての指導につきましては、福島県教育委員会が策定した頑張る学校応援プランのSDGsの視点も活用した探求的な学びの推進等による学力向上に基づき、各学校において実践しております。具体的に、二酸化炭素削減の計画を立て、

節水や節電に取り組んでいることや、ユニバーサルデザインも含めて性別や世代を超えて共に生活する視点など、各学校が関連する教科や教科横断的な教育課程を編成し、SDGsの視点も活用した指導をしているところであります。

2点目のいじめの件数につきましては、国が実施した児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、町内の昨年度の状況については、冷やかしやからかい、悪口、仲間外れ等いじめ事案に該当する件数は、小学校が272件、中学校では21件であります。

3点目のいじめ問題への対策や取組につきましては、園長・校長・教頭合同会議において、いじめ問題は早期発見、早期解決が肝要であり、報告、連絡、相談を密にし、共通認識による組織的な対応を図るよう指示伝達しております。加えて、日頃の児童生徒の観察と定期的なアンケート調査や教育相談等による情報収集をきめ細かく行うとともに、特別の教科道德の授業や人権教室等において、自他の命や人権を尊重する教育を充実させながらいじめ防止に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 再質問をさせていただきます。

まず、質問事項の1、令和4年度当初予算編成方針についてであります。これにつきましては、先ほど星議員のほうからも質問があって、町長からの答弁をいただいたところでございますが、先ほどは選挙のときのチラシを引用されたわけなのですけれども、私は選挙のときのピラを持ってきたのですが、この中では6つの取組について書いてございました。先ほど当初の質問でもお話ししたとおり、杉山カラーをどう出していくかということも言ったわけなのですが、この6つの取組の中で優先順位をつけるの難しいかと思うのですけれども、杉山カラーをどう出していくのかお聞きしたいので、町長よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 長嶺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

私の選挙中の公約といいますか、政策についてのリーフレットだというふうに思います。私が選挙中を通して掲げたのは、人口減に対しての移住、定住の増加であります。先ほども星議員の答弁でも申し上げましたけれども、この町の長計がございまして。それに沿ったという形ではありませんけれども、今までにもいい施策展開をしてきたものがございまして。それと併せて私が掲げたものも先ほど申し上げましたように執行部と協議をして、私の考えを取り入れた中で来年の予算編成に当たって私の掲げたものを実現に向けて予算編成するというところでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 次に、質問事項の2、人口減少対策についてであります。

人口減少に歯止めをかけていくための取組につきましては、各課横断的に事業を推進していく必要があると考えますが、将来にわたってどのように推進していくのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 人口減少対策につきましては総合戦略で定めてございますが、今年度におきましては先ほど申し上げました元気づくりプロジェクトというのがございまして、例年その元気づくりプロジェクト、里づくりプロジェクト、人づくりプロジェクトという3つの施策、庁内全庁的に取り組む事業をブラッシュアップしてございまして、今年度の元気づくりプロジェクト、人口減少プロジェクトというのが、基本的には総計上、人口減少対策に資する事業ということで位置づけてございます。その中で、今回政策方針の中でお示しいたしましたのは、産業の生産性向上による成長力の強化と雇用、人流の創出が1つ。それから、会津美里版ネウボラの充実・強化による子育てしやすい環境の整備、この2点をプロジェクトとして計上させていただいたところでございます。例年そういった部分で事務事業を検証させていただいて重点プロジェクトにつなげていくということで考えてございますので、元気づくりプロジェクトに位置づける事業については人口減少対策の事業だということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 今ほど人流の創出という説明がございました。あと、移住の促進ということにつきましても、町長が答弁で答えていたことでございます。勉強不足ということもあるのですけれども、我が町に移住のためのお試しの施設というものあるのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） お試し施設は特段設けてございません。実際今までの中で、移住世帯については前期基本計画の中で40件ほど世帯移住してございます。これ移住定住相談窓口を通じて移住された方々ということになりますが、そんなことでございまして、実績として上がってございますが、具体的にお試しというのはやってございません。設けておりません。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） お試しの施設につきましては結構ご承知と思うのですが、南会津のほうには各町村ございます。あと、昨日は民友、今日は民報に、会津若松市の旧黒河内内科院をお試しの移住施設にしましたよなんて、オープンしましたよなんてというような報道もされたところですので、移住を促進する上でも一つの政策かと思いますので、今後造る考えはないのかお聞きしたいのですが。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 移住を促進するために様々な、有効な手だては講じてまいりたいと考えてございます。今後そういった部分についても検討はさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） よろしく申し上げます。

次に、質問事項の3、子育て支援についてであります。町第3次総合計画基本計画後期基本計画の

39ページを見ますと、成果指標の一つに、子育てしやすい環境（育児や保育など）のまちだと思ふ町民の割合の現状値、72.8%を82.6%とする目標値を設定しておりますが、ほかの目標値より少なめになっております。つまりこのことは、町としてさらなる子育て支援の充実をする必要があると認識しているのではないかと推察するものであります。そこでお聞きしますが、目標値を達成するために今後どのような子育てしやすい環境整備をしようとしているのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） どのような子育てしやすい環境をつくっていくのかという点についてでございますが、現在町のほうにおきましては、町長答弁にもございますとおり、単独で実施している事業、あと全県内一律でやっている事業等多種実施し、取り組んでおります。あと、町のほうで作っております結婚、子育て支援ガイドの「みさとネウボラガイド」というものにもいろいろ事業を掲載しておりますが、町としましてはそういった事業もさることながら、子育て包括支援センターと相談業務、妊娠から子育て期まで幅広い方の相談に対応できる体制を充実していくことが重要かと考えております。今年度におきましては子ども家庭総合支援拠点という事業を立ち上げ、新たに相談員、家庭支援員を配置し、より対応の強化を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） そのサービスにつきましては、妊婦さんとかに周知するに当たって、母子手帳交付の辺りにこういう事業がありますよなんていう説明をするのかななんて思うのですが、そういったサービスの周知はどのようにしているのかお聞きしたいのですが。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、各種相談というか、窓口等にパンフレットの配布、あと町の広報誌等にこういう相談窓口を設置していますというのを掲載したりしております。あと、妊婦さんについてはまた別となりますけれども、お子様をお持ちの方等につきましては各種事業を実施しております。3歳児健診であったり、ちっちゃい子供の教室であったりと、そういった機会を通して皆様方のほうに周知はしているところでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

次に、質問事項の4、産業の振興についてのうち、林業の振興についてお聞きします。コロナ禍が社会に蔓延した頃の昨年4月から、町の広報では林業に係るページを毎月掲載しております。担い手が減少する中、林業に携わる人にとってはうれしい広報だと思います。また、町民にとっても、林業や緑の維持管理の重要性への気づきが芽生えた広報ではなかったのかと思っております。今後とも林業の記事は継続していただきたいと願っております。

そこでお聞きしますが、第3次総合計画の後期基本計画における林業の振興の3つの成果指標につ

いてです。1つ、森林保全を目的とした施業面積を206ヘクタールから277ヘクタールにする。2つ、生シイタケの生産量を3万7,800キロから5万4,100キロにする。3つ、木材生産量を6,023立米から6,625立米にするとされており。これら目標値を達成した際、林家に対してどのような経済的効果が図られるのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再質問にお答えさせていただきます。

第3次総合計画の後期基本計画におきます林業の振興の3つの指標についてでございますが、これにつきましては、元気と賑わいのある産業づくりのうち、林業の振興を目指すに当たりまして何を基にその状況を判断できるかを設定したものでございます。これらの目標達成によりまして林業収入が向上し、安定した林業経営が可能となりまして、林業の執行が図られ、元気と賑わいのある産業となるというふうに考えているところでございます。

林家に対する効果でございますが、これは林業収入が向上するという点でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） それら経済効果が林業に関わる人材の増加につながることを期待しますが、町は林業に関わるマンパワーの支援をどのように推進しているのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、林業がなりわいといたしまして確立されまして、多くの方が林業者として就業されることが町の目標でもございますが、今のところ林業事業者以外に参入される方がいないために、町単独の支援については行っていないところでございます。ただ、森林環境税を活用いたしましたマンパワー支援ですとか緑の雇用制度、さらには県が実施いたします林業アカデミーふくしまへの入校助成など、まずは国県の支援制度の内容把握を行うとともに、必要に応じて独自の支援策というものを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 今の答弁にちょっと重複するのですが、来年秋頃に県の林業アカデミーが開設されますが、第1期生として町から入校する人はいるのか。あと、入校する人への授業料の支援はあるのか。支援がある場合、継続していく考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

次年度より開校予定の林業アカデミーふくしまへの当町からの入校予定者でございますが、これにつきましては予定者はいないというふうに思われます。と申し上げますのも、一応私どものほうで直接アカデミーふくしまのほうに話をちょっと聞いたところ、個人情報ゆえにお教えできませんというふうに話しされてしまいまして、そういった意味でちょっと把握ができないというふうなところになってございます。ただ、その授業料の支援等に関しても、当然ちょっと入校の見込みが実際のところ

ろあるかないか把握できないものですから、そういった支援制度についても今のところできていないというふうなことになってございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 要望事項がちょっとご法度なのですけれども、もし入校する方がおられれば林業振興のためにも町の支援をお願いします。

次に、コロナ禍の中で町内企業の方々は必死で頑張っていると思いますが、そこでコロナ禍の中、町内企業に対する町独自の支援事業はどのようなものがあるか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えいたします。

これまでのコロナ禍での町の取組でございますが、まずは中小事業者に対しまして中小企業等活動応援給付金の支給をさせていただいております。さらには、製造業者に対しましてものづくりエール給付金を支給してございます。さらに、飲食店に対しまして飲食店応援給付金、さらには観光事業者に対しましてみさと観光応援（エール）事業補助金を支給させていただいております。さらに、消費を促しまして地域経済のカンフル剤としていただくために、みさと応援（エール）プレミアム付商品券事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 支援事業が数多くあってよろしいかと思いますが、この支援策をそういう企業の方にどう周知し、利用状況はどうかお聞きしたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのそれぞれの支援事業でございますが、これにつきましては今現在は既に終了した事業になっております。手元にそれぞれの補助金の実績等はちょっと持ち合わせておりませんが、かなりの事業者の皆様にご利用、ご活用いただいております。一時的にも売上げ等が減少した事業者様におきましては、大変有益な事業であったというふうなお言葉もいただいております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 支援していただきましてありがとうございました。

次に、雇用の場となる町工業団地の空き面積は今現在何平米あり、それは工業団地面積の何割なのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

今、現在の高田工業団地の空き地面積でございますが、空き面積につきましては5,327.96平方メー

トルでございます。工業用地全体でございますが、16万7,624平方メートルでございますので、約3%の割合となっております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 町の営業努力に敬意を表します。残りの3%を一日でも早く埋めるよう、よろしく願います。

次に、来ていただく企業に対してどのような優遇措置があるのか、それら優遇措置はほかの市町村との比較において企業側が立地しようとするに値するものなのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

誘致企業に対します補助金等々でございますが、まず大きなものとしたしまして津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金というものがございます。この補助金につきましては、東日本大震災で特に大きな被害を受けた震災区域を対象に工場等の新設等を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図るためのものがございます。高田工業団地につきましては、楯葉町の仮設住宅があったために対象地域となっているところでございます。これにつきましては、投下固定資産額に応じた新規地元雇用を要件といたしますが、中小企業に対しまして従業員数に応じて2分の1から6分の1、大企業に対しましては3分の1から8分の1というふうな補助率になってございます。

続きまして、そのほかに町独自の補助金でございますが、会津美里町工場操業奨励金というふうなものがございまして、これは新築、増設によりまして建築設備費に1億円以上投下固定資産があった場合について、1,000万円を上限に交付をさせていただくものでございます。

さらには、会津美里町雇用促進奨励金というものがございまして、これにつきましては新設、増設によりまして町内に住所を要する者を新規に5名以上かつ1年以上雇用した場合につきまして、従業員1名につき月2万円が交付される制度でございます。

さらには、会津美里町工場等用地取得費補助金がございまして、これにつきましては新規または増設によりまして土地の取得費10分の1以内を交付するものでございます。

最後に、会津美里町工業設置奨励金というものがございます。これにつきましては、固定資産税が課税された年度から3年間交付されるというふうなものでございます。工場設置のために初期投資を抑えるような補助金を我が町では多数用意してございまして、補助金の数、内容から申し上げましても周辺自治体より有利であるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 次に、工業団地からの物流をより一層円滑にするための一つの方策に、新鶴スマートインターチェンジから県道へのアクセスを整備する必要があると考えます。そこで、当該ス

マートインターチェンジから直接会津坂下一会津高田線の県道につなぐ道路を整備する必要があると考えますが、町の考えをお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

現在の主な利用ルートにつきましては、高田工業団地地内の道路からきずな橋を渡りまして、会津若松市、北会津町の農道を北へ向かいまして、ぶつかったところがパールラインになるわけですが、これを左折しまして黄金橋を渡って、途中の黄色点滅信号を右折して真っすぐインターチェンジのほうに向かうというふうな経路が主流になってございます。今のところその高田工業団地の立地企業様のほうからは新たな道路を要望するというふうな声は聞こえてきてはございませんが、まずは企業組合等へ動向と申しますか、利用の調査をかけながら必要性につきまして判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

次に、質問事項の5、子どもの教育についてであります。SDGsの17の目標や理念を子供たちに分かりやすく浸透させていく手段の一つに「SDGsのうた」を普及すべきと思いますが、考えをお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

議員が今推奨されていらっしゃる「SDGsのうた」については、NHKエデュケーショナルのテレビ番組等で放映されていることは存じ上げております。覚えるために非常に有効であり、子供たちも親しみを持って当たれるものかなというふうに思いますし、それから17の開発目標の一つ一つにつきましての歌もあることから、内容の理解も進むということで有効な手段であるとは考えております。ただ、一律に学校にこれを何か導入しなさいということではなくて、こういうものもあるということを紹介しながら各学校の教育課程におけるSDGsに関する、教育に関する取組に使えるものを使っていただくというふうなことで進めていければというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 次に、学年別いじめの認知件数ですが、文科省の調査結果を見ると小学生低学年の件数が多く、学年を重ねるごとに件数が減少する傾向があります。先ほどの答弁でも小学校と中学校の件数では1桁違いで、中学校のほうが少ないわけなのですが、この傾向をどのように分析しているのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） いじめの件数に関する認識でございますけれども、以前はご存じのとおり、

いじめというものはあってはならないものという捉えから非常に慎重な調査、統計をしておりましたので、件数非常に少なく出ておりましたが、いじめと考えられるものは全て上げるようにという文科省の指導もありまして、近年いじめの件数は増加している状況でございます。私の認識としましては、小学校の数は全国から見ても適正かなというふうに思いますけれども、これくらいあっても仕方がないというふうに認識しておりますが、中学校の件数については若干少なめだなというふうに考えております。これ議員ご指摘のとおり、十分な生徒観察だったり、事件の認知が十分でなかったというふうな危惧もございますので、その点については各校長等に指導しながら、きめ細かな教育相談体制や日頃の情報収集を密にして、少しでも子供の不安や悩みを寄り添いながら発見できるよう指導してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 次に、いじめの重大事態発生件数についてですが、本町において重大事態の発生はあったのか、あったときは県に報告した件数をお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） いじめの重大事態についてでございますが、昨年度の統計によりますと、本年度も含めてでございますが、いじめの重大事態は本町では発生しておりません。したがって、県への報告もございません。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 次に、いじめの発生件数と併せて長期欠席者数なども報告したと思いますが、長期欠席者数のうち不登校者数についてお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お尋ねの不登校児童生徒数であります。ご存じのとおり国の調査で対象としているものについては、年間において30日以上学校の欠席がある者というふうに捉えております。その点で申しますと、当町におきまして昨年度1年間に小学校で10名を認知しております。それから、中学校で26名計上してございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 私は、先ほど子供のSOSにいち早く気づく体制づくりが重要と考えると申しました。子供が不登校として頻回に欠席する場合、いじめの根が隠れていることもあるのではないかと考えます。そこで、頻回に不登校を理由に欠席している子供に対してどのようなアプローチをして支援しているのか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お尋ねの不登校児童生徒への対応でございますけれども、まず第1には学

校の欠席が複数日続く児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問等で状況を確認するなど子供たちのそこに不安や悩みが隠れていないか、病気欠席と違う休みではないかというようなところをきちんと把握するようにどの学校もしているというふうに考えております。

それから、必要に応じて不登校傾向が続く児童生徒に対しましては、担任による家庭訪問だけでなく、複数の教員によるアプローチであったり、友達からのアプローチであったり、様々な方面からのアプローチで子供の不登校傾向の解消に努めているところもございますし、加えましてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した教育相談であったり、校内での相談体制であったり、そういうものを整理しながら子供たちの学校復帰に向けた支援を継続しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、いじめ対策の取組につきましては、園長・校長・教頭合同会議において、いじめ問題は早期発見、早期解決が肝要であり、報告、連絡、相談を密にし、共通認識による組織的な対応を図るよう指示伝達しておりますと答弁がございました。もう少しちょっと具体的な答弁できないでしょうか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今の一般的な話として、そういう体制を校内で整えてくださいというお話を指示伝達したということでございます。具体的には先ほども答弁させていただきましたが、先ほどの答弁のその後に書かれております例えば日頃の児童生徒の観察であったり、保護者との連携であったり、それから学校においては定期的なアンケート調査であったり、あるいは教育相談による情報収集であったり、様々な複合的な手段を主に講じて児童生徒の不安や悩みの解消、早期把握、そして早期の対応をするよう指示しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） いじめ問題につきましては、子供たちが就学する期間だけではなくて、それがトラウマになって成人してからも適応ができないとか、就職できないというような人も聞きますので、いじめ問題根絶に対して対応していただければというふうに思います。

最後に、高田中学校の駅伝大会の実績は素晴らしいものがあります。これまで数々のマラソン大会や福島駅伝に出場してきた私にとっても、うれしい生徒の活躍でございます。来る今月19日の全国大会では、町民の期待をプレッシャーではなく、プラスの刺激に変えて、全力を出し切って楽しんで走ってきてほしいと願っております。そうすれば、おのずと結果となって表れてくると思います。以上、駅伝大会に出場する生徒の活躍を祈るとともに、質問のご清聴に感謝申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（横山知世志君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 （午後 3時43分）

第 2 回 定例会 1 2 月 会 議

(第 3 号)

令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議

議事日程 第3号

令和3年12月8日(水) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（横山知世志君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第7号、11番、堤信也君。

〔11番（堤 信也君）登壇〕

○11番（堤 信也君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

SOSの出し方に関する教育についてでございます。1点目、文部科学省はSOSの出し方に関する教育を教育課程に位置づけ、少なくとも年1回の実施を呼びかけております。児童生徒の命とかけがえのない未来を守るために、実施の検討をお願いしております。現在ではSNSを利用し、自殺願望を投稿したりするなどとした高校生等の心の叫びにつけ込み、言葉巧みに誘い出し、殺害したという極めて卑劣な事件も発生し、児童生徒の命を守るSOSの出し方に関する教育の推進が急務の状況です。我が町での対応について所見をお伺いいたします。

2点目、文部科学省の調査研究協力者会議は、留意することが必要な事項として、1点目、関係者間の合意形成、2点目、適切な教育内容、3点目、ハイリスクの子供のフォローアップ、4点目、学校以外の他の関係機関との連携を指摘されました。下地づくりの教育やそれに先立つ校内の環境づくり、学級集団及び個人レベルでのアセスメントと配慮、事後アンケート等のフォローアップなどを挙げております。このうち適切な教育内容では、危険な不測の事態が生じる可能性があるプログラムとして5点が挙げられていることから、SOSの出し方に関する教育においても教育目標に即した適切な教育内容を準備することや、外部講師を活用する場合に教育内容や使用する教材について事前に十分に協議を行うことを留意点に挙げました。また、ハイリスクの子供のフォローアップでは、少なくとも養護教諭やスクールカウンセラー等の支援が受けられるよう、通常のフォローアップ体制を整えておくことが求められるとしておりますが、我が町での現状について所見をお伺いいたします。

3点目、SOSを出した子供に対応する大人の受け止め方教育もセットで行う必要があると考えますが、性格や生育歴といった個人的要因、家族問題や対人関係といった社会的要因が子供たちの生きづらさにつながり、それらが引き起こすストレスが解消できず、鬱病や適応障害などの心の病となります。我が町ではどのように対応しているのか、所見をお伺いいたします。

4点目、今回の新型コロナの影響は、子供のメンタルヘルスにも及んでおります。今後再び休校となるようなことがあれば、DVや虐待、不登校といったハイリスクな子供たちは学校という逃げ道がなくなり危機が高まります。また、リスクの低い子供でも、生活リズムが乱れて摂食障害や睡眠障害

になるケースが増加すると考えられます。食と睡眠の乱れはメンタルヘルスに大きな影響を与えることから、コロナ禍で日常を取り戻しながら、生活リズムを整えていくことも今後の課題の一つだろうと考えますが、我が町の現状を含め所見を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 11番、堤議員の一般質問にお答えいたします。

SOSの出し方に関する教育についてであります。1点目の児童生徒の命を守るSOSの出し方に関する教育の推進につきましては、本町でも文部科学省及び県教育委員会からの通知に基づき、よりよい人間関係を形成するためのソーシャルスキルトレーニングや個性の理解と尊重を育む授業、外部講師を活用した人権教室や防犯教室等を実施しております。また、児童生徒の不安や悩みを把握するため、日常の児童生徒観察をはじめ、人間関係に関するアンケート調査や様々な教育相談の機会を設定するとともに、ふくしま24時間子どもSOSなど多様な相談機関を周知する等の対策を講じているところであります。

2点目のSOSの出し方に関する教育内容やフォローアップ体制の整備につきましては、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、主任児童委員を含めた町生徒指導推進会議が連携し、情報交換や様々な立場からのアセスメントを実施するとともに、関係機関との連携を図り、フォローアップできる教育相談体制を整えております。

3点目の子供のSOSを受けた教員など大人の受け止め方につきましては、校内研修を実施するとともに、担当者が県教育委員会の主催する研修に参加することにより、教員の対応力の強化に努めております。なお、学校においては組織的に事案に取り組み、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや児童相談所等の関係機関と連携し、随時ケース会議を開催できるような体制を整えております。

4点目のコロナ禍における子供のメンタルヘルスにつきましては、昨年度の全国一斉の臨時休校時に担任による家庭訪問や定期的な電話連絡等で児童生徒の生活の様子を確認し、支援してまいりました。臨時休校中に生活のリズムが乱れ、再開後、不登校傾向が表れた児童生徒はありましたが、現在学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと様々なアプローチによって事態を解消できるよう取り組んでおります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。一定程度の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

児童生徒の自殺予防については、これまでも自殺対策基本法に基づき学校においても積極的に取り組んでいることと思っておりますが、全国的には増加しています。特に小中高とも女子が増加していると発

表されております。県の教育委員会では、生徒への教育が自死予防に最も効果があるという学術研究結果もあります。授業を通して児童生徒の命と未来を守りましようとしておりますが、これに関して我が町ではどのような取組を行っているのか、詳細についてお伺いいたします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の県教育委員会が出しているSOSの出し方に関する教育を推進しようというリーフレットがあるわけでございますけれども、本町といたしましてもこのリーフレットを受けまして、各学校におきまして、ここに書いてあるとおりの年1回程度以上のSOSの出し方に関する教育が実施できるよう、現在教育課程に位置づけて実施しているところでございます。学校によってそのやり方については異なっておりますが、答弁でも申し上げましたソーシャルスキルトレーニングを学級活動の中に取り入れていたり、それから小学校高学年の体育であったり、中学校の保健体育の中でストレス対応の仕方であったり、不安、悩みの解消であったりといった授業をしながら、子供たちのSOSの出し方に関する教育についても今織り込んで実施しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） 今ほど教育長から答弁ございました。小学校でも保健体育の授業とか、そういった部分でやっている。中学校は、もともと保健体育ですね。教育課程の中において、小学校では例えば道徳だったり、総合的な学習の時間等々を利用してやっているというか、そういった部分もあるのかなと考えていたのですけれども、一応年1時限、1こま以上ということでございます。学校等々によっては複数時数での実施等々もあるのか。そのときに例えば教科等の横断的な部分も踏まえながら、児童生徒のSOSをどのように発信するかという具体的な発信方法であったり、友達の手紙を受け取ったときの対応とか、そういった部分を1時限にこだわらずに複数の時間帯を利用しながら、活用しながらやることは考えていないのか。今年1時限、1こまで十分間に合っているという形で判断しているのか、その辺についてどういった形で、今始まったばかりなので、今後の取組どうのこうのもあると思うのでしょうかけれども、そういった部分についての詳細をちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答え申し上げます。

議員が取り上げられました文科省のこの調査研究協力者会議でございますが、ご存じのとおり本年第2回目まで終えておりますが、現在取りまとめに向けて委員の方からの様々なお意見が出たり、全国各地での先進的な取組をおのおの持ち寄りながら、どのような方向性が学校教育現場に適した教育となっていくのかというところが議論されているというふうに認識しております。まだまだこれから先進事例を基にどのような方向性で国としてこの教育を進めていったらいいのかというところが見えてこない段階ではございますので、私どももこの動きを注視してまいりたいというふうに考えており

ますし、さらには議員ご指摘の教科横断的な取組であったり、あるいは日常的な教育活動の中で子供たちに例えば例示されました自分からの発信方法であったり、友達のそういう危険を察したときの子供たちの対応であったりと、そういうところにも当然触れていかななくてはならないというふうに考えております。なお、子供たちには、先ほども答弁で申し上げましたけれども、校内での教育相談の充実によって様々な自分の不安や悩みや、友達から聞いた友達の不安や悩みなどを話しながら、早期発見に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） ですから、始まったばかりですけれども、1こまで足りるのか、我が町においてのSOSの出し方教育について、2年足らずですけれども、その中でやっている中で、それで本当に足りているのか、それともそのほかに少しこの部分が足りないなということであれば、その部分も追従しながら時間を取って、1こま取らなくても、その中の一部の時間の流れでもいいのでしょうか、そういった部分をやっていくという、今やっているのかと、やっていない状態だとは思いますが、その辺の、まだ始まったばかりでいろんな案件もないと、そういった部分もあるのでしょうか、先進事例等々踏まえながらということでもまだまだこれからの状態だとは思いますが、その辺について我が町ではこういった部分を、重点的にと言うとちょっと語弊があるのですが、その辺の2年間やった流れでの検証であったり、今後こういった形で進めていけば子供たちの安全を守れるのかという、その部分について、検証していないのでしょうか、その辺途中ではございますけれども、今現在で考えられることについてちょっとお願いしたいと思うのですが、

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 現在考えられるところということでございますけれども、まず最初に議員ご指摘の点について私が考えておりますのは、子供たちも当然、ここに議員も書かれていらっしゃるのとおり、ハイリスクな子供とそうでない子供は当然おります。ですから、一律での教育、一律全ての児童生徒への教育というところでは、私はもちろん授業1時間で全てがなし得るとは思っておりませんが、やはり授業の中に全てを織り込むことは難しいというふうに考えております。ですから、様々な教育相談や日常の教育活動の中で子供たちのサインを拾えるような、そういう体制をつくっていくことが何より大切かというふうに考えております。

それから、今後国において様々な教育内容を変えてきたり、これを盛り込んでくれというようなことが今後出てくるかもしれませんので、そういう場合にはそれに従って教育課程の編成にさらに盛り込んでいくというところが必要なというふうに思っております。加えて申し上げるならば、議員ご存じのとおり、様々な今何とか教育というのが学校教育の中にかなり押し寄せております。これは、文部科学省が今学校教育の指針として出している学習指導要領の範疇を超えて、なかなか学校でも消化し得ない状況が出ているのは事実でございます。ですから、特定の授業として中身に入れて膨らま

せるのではなくて、議員もご指摘のとおり、教科横断的な中身であったり、日常的な様々な教育活動を通じてこのことを子供たちに教育していく、そういう方法が私は学校現場に即した負担の少ない方法なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） その中で先月になるのですけれども、愛知県の弥富町でしたか、市立中学校の3年生の男子生徒が同学年の男子生徒を刺して死亡させるという痛ましい事件がございました。授業開始前の出来事だったということでございますが、当初学校側としてはいじめやトラブルを把握していなかったというような説明しておりましたが、後日になって2月のアンケート調査等においてはその加害者がいじめられていたというところに丸印をつけていたと。学校側は、教育委員会のほうには報告していなかった。以降、学校としてはいじめ事案として対応していたわけですけれども、以降の2人の関係は改善されたと学校側で解釈して、逮捕された男子生徒に対しての、2年のときはいじめがあったというところで丸つけてあった。遡って1年のときのというそのアンケートが保管されているかということで確認したところ、保管されていなかったというような報道をされております。我が町でも、先ほど答弁にございましたよね、アンケート等の実施はなされていると。その結果をもって、やはり少なからずとも児童生徒等がSOSの発信をしているのだろうと私考えるのですけれども、その辺について今ほど教育長もおっしゃったように早期発見、早期対応、やはり学校教育の場で命の大切さというのをしっかりと指導する、していくというのが大事なことだろうと。小さなことであってもSOSに気がつけるような、子供に対する、児童生徒に対するそういった愛情も必要なだろうと思うのですけれども、アンケート等は皆さん学校側でも当然把握しているのでしょうかし、教育委員会のほうでもそういった部分は把握しているということの認識でよろしいのですか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 子供たちの実態把握に関することでございますが、いわゆる学校で行っています子供たちに対しました不安や悩みについてのアンケート等、これについては全てが上がってくるものではございません。ただ、何か問題があって、これがいじめとつながっているのではないのかとか課題があるものについては、私どもの指導主事のほうに上がってくるようなシステムにはなっておりますので、当委員会のほうでも把握している状況でございます。加えまして、今予算化していただいております、年2回WEBQUテストというのを実施させていただいております。これは、コンピューターによって診断する人間関係上の悩みに関する調査でございます、これについては学校ごとに個票が出ます。子供一人一人についても個票が出ますので、学級集団の中で悩みの多い子供だったり、学級集団に所属しにくい子供であったり、そういう特徴的な子供について教育委員会でも把握しながら、学校を担当の者が巡回しながら心配な子供たち一人一人のアセスメントについて相談し合っていて、指導体制、学校で本当に困っていることがないかどうかも含めてこちらでも状況を把握しながら対応しているところでございます。今後またきめ細かな、WEBQUテストの活用なんかも含めて

学校を支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） 今回の愛知県の事件の後についての、当然そういった事案があれば学校側でこういった部分があったのでということで、確かに子供、児童生徒に対してケアだったり、こういった部分があったのでというようなあれは、学校内ではそれなりに短時間であってもそういった部分の検証といいますか、そういった部分はしているとは思うのですけれども、やっぱり自分たちの身近な年代でそういった部分があったということについてはやはり本人たちも、場所が遠くであれどうであれ、そういった部分は非常に自分たちの、子供たちの心には傷つくというか、傷が結構深い部分があるのだろうと想定されます。ですから、その辺のやはり心のケアだったり、そういった部分は十二分に学校側では対応してやっていただきたいと思うところですが、それで子供の自殺であったり、自殺の原因といいますか、その動機というのがいじめ、我々いじめということがやはり最初にイメージするところではございますけれども、統計的には家庭のしつけだったり叱責、家族問題、進路問題、学業不振というのが自殺における4つの要因、4大要因というか、言われております。あつてはならないことではございますけれども、我が町でそういった事件が発生した場合の事後処理に対するマニュアルといいますか、教職員間で共有している対処方法、そういったものがあるのかどうか。また、残された兄弟、姉妹であったり友人たちの心のケア、当然回復するまではかなり時間を要するところだと思います。なぜその子たちを助けられなかったかとか、助けることができなかったのかとか、自分を責める時間というのかなり長く続き、精神的にも参ってしまうのではないかと思います。ですから、その辺もしっかりとケアをする必要も当然あるのだろうと。それを踏まえて当然教職員間、そこには当然父兄も含めた形での対応策というのものもあるのだろうと思うのですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今のご質問でございますけれども、まず教職員の事案対処のマニュアル等についてということでございますが、これについては国の定める防止推進法でございます。町も同様定めております。それに基づいて各学校でいわゆる危機管理マニュアルというものを、様々な危機を想定したマニュアルを作っておりますけれども、その中に子供たちの自死を明記しているところがあるかどうか分かりませんが、生命の危険に対する対応であったりというようなことで、それなりのものを各学校の実態に応じて備えているというふうに思っております。なお、こういう例えばいじめに関する自死であったりする、いわゆる重大事態というふうなものに対する対応ということでございますけれども、これにつきましてはなかなかやっぱりそういう重大案件が起きた場合に学校独自で対応することは基本的に不可能でございますので、町としては指導主事を派遣したり、そして私どもも十分にこの対応については学校を支援して、アドバイスをしながら、丁寧な間違いのない対応ができるようにしていかななくてはならないなというふうに思っておりますし、加えまして子供たちの心のケア、特

に兄弟、姉妹がいらした場合は、これについてはそのことを契機にやはり心理的な部分で非常に悩んで自分も不登校に陥ったりとかするケースが多々見られるわけでございますけれども、県の緊急派遣カウンセラーであったり、あるいは学校に週1回等行っているカウンセラー等を活用しながら、いろいろ子供たちに、その子供に対するケアをきちんと計画して進めてまいらなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） 常日頃からやはり児童生徒等々は学校に行く時間が、いる時間が長いわけです。日常的にそういった形で先生方と接している時間も多いと。ささいな事案なのでしょうけれども、例えばお母さんとうまくいっていないだったりとか友達とけんかしたとか勉強についていけないとか、そういった個々の細かい、我々からすれば本当にささいな心配事、悩み事なのだろうとは思いますが、それが自死につながったりとか、そういった部分もやはり対応の仕方によっては救えるのかなど。ですから、自殺というか、自死のリスクからそういった部分の要因を取り除いていくような対応の仕方ですか、そういった部分もしっかりと考えながら行っていただきたいという部分がございます。やはり中には会話が苦手な児童生徒もおります。そういった場合、どういう形がいいのかなといても、古いやり方かもしれませんが、おのおの先生だったり、子供たちと言葉で言うこと、会話で言うことが無理なのであれば交換日記的な、そういった部分も必要なのかなという考えは、古い考えですけれども、そういった部分も一つの手段にはなるのかなと思っているところなのですけれども、今現在それだけ重篤なといいますか、そういう案件がなければ町のほうとしてはそこまでの対応云々は今後の課題としてやっていけばいいことだと思うのですけれども、今現在に至るまでそういった重要な案件とかというのは特にはなかったという判断でよろしいのですよね。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今議員ご指摘の重大な案件とお聞きしたわけですが、それについては、もう一度、どのような重大な案件と捉えてよろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） 結局自死につながるような案件があったのか、それとも子供たちの中で、そういった部分で、今回殺人というような形がありましたけれども、相手を傷つけたりとか、そういった案件といたしますか、そういった事案があったのか、なかったのかということなのですか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今のご質問でございますが、実は非常に心痛ましいことではありますが、先月本町におきましても中学生が自死する事案が発生しております。これについては、ご遺族の心に寄り添いながら対応を進めてきたところでございますが、議場で申し訳ございませんが、本当に命を落とされたお子様のご冥福を心からお祈りしたいと思いますし、それからご遺族に対しても心からお悔やみを申し上げたいというふうに思っております。

なお、ご遺族からは非常にこれまでの学校の対応には感謝をしていると。そして、家庭の問題であるから、学校についてはこれ以上生徒にも心配をかけないでほしいし、学校からもいわゆる重大事態が発生した場合の背景調査というのは基本的にやらなくてはならないのですが、それについても固くお断りするというようなことで現在進んでおります。大事なことは、ご遺族に対する心に寄り添いながら対応していくということでもありますけれども、加えまして一方同級生を含めたやっぱりほかの子供たちへの心のケアも大事でありますから、今一月程度時間が経過しつつありますが、現在も相談体制を強化しながら、子供たちのそういう不安や悩みの解消に対応しているところでございます。

今のご発言の質問の前段で、いわゆる要因といいますか、様々な家庭の要因とか把握しにくいところの状況でございますね、そういうお話がございました。学校としても、議員がご指摘されたいわゆる毎日の記録、宿題とともに上がってくるようなもので、子供たちが書いてきたものに先生が赤ペンでいろいろ助言したりとかいうところはやっているところが多いというふうに思っております。そういうことも含めてきめ細かに子供たちの声を聞いていく、拾っていくということは今後も続けていかななくてはならないことだというふうに思います。一方では、ご存じのとおり家庭の負の部分といいますか、そういうものをやっぱり知られたくないというお子さんの感情もございますから、これをなかなか拾い上げるのは難しいところがございます。したがって、やはり福祉部局であるとか様々なところと連携しながら家庭の状況についても学校でも把握しながら、なかなかそこに立ち入っていくことは難しい問題でありますので、いろんなどころと連携しながら、例えば家庭の教育環境に問題がある場合にはそこについてもできるだけ改善を求めていけるような対応を今様々なケース会議などを通じて行っているところでございますので、今後も学校になるべく負担をかけないようにしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） ですから、学校内で起きていることではなくて、先ほど質問しましたように家庭内での事案、子供に対する家庭環境であったり、そういった部分で心が病んでしまうという部分があります。学校に来て、先生方にそれなりにSOSを出しているのではないかなと考えるのです。ですから、そのSOSを早めに感じ取っていただけるような教育体制といいますか、そういった部分はしっかりと行っていただきたいと思えます。

それで、当然学校側と教育委員会との関連性といいますか、関係性といいますか、教育委員に任命されている方々については当然見識だったり、そういった部分がおありになって、いじめであったり、パワハラであったり、そういった部分の幾多の経験値をお持ちの方であって、それを基に対応できる人、方々がそういった教育委員に任命されているのだろうと私は信じておるところでございますけれども、例えば学校側からの報告などについて、虚偽の報告であったりとか隠蔽などがあれば見抜ける力であったり、情報力等々を持ってやはり携わっていかなければならないと考えているわけです。今ほど自死のあれが、教育長のほうからそういった案件というか、事案がございましたけれども、そう

いった部分をやはりあれば隠蔽せずに、そういった部分を教育委員会等に上げて、教育委員会等も含めてその関係機関でその後の子供たち、当然ご家族の問題もあるでしょうし、そのお子さんに対して兄弟、姉妹等がいればそちらのほうの心のケア等も十分に必要な部分だと思いますので、そちらのほうしっかりとできるような体制だけは構築していただきたいと。悲しい事件であるとは思いますが、そういった部分についてやはりしっかりと対応していただければと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

いじめ云々の話が出たついでですけれども、町内の小中学校で教育旅行、今年は秋に実施されていますよね。修学旅行ですか。高田中学校の生徒が10名くらい不参加だったというような話を伺っています。その10名程度の不参加の理由と申しますか、経済的な理由だったのか、はたまたいじめだったりとか、そういった部分が関連しているのか。あとはまた、今コロナ禍の中でございますので、そういった部分の関連性があるのか、その辺についての教育委員会としての認識と申しますか、聞き取りと申しますか、そういった報告とか、そういった部分はあったのかどうか伺いたいと思うのですけれども。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 修学旅行をいわゆる欠席と申しますか、参加しなかった生徒については、何か議員ご指摘のとおりコロナ禍が心配でとかというような事案なのかどうか確認をするよう指導主事に指示をしております、その結果、高田中学校の場合には不参加した生徒全員がいわゆる不登校にある生徒で、なかなか修学旅行という絶好の機会にもやはり一緒には行けないというふうな判断をされたものというふうに捉えております。

○議長（横山知世志君） 堤議員。

○11番（堤 信也君） 修学旅行というのは、当然我々もそうですけれども、いい思い出になる、思い出づくりになるイベントのうちの一つではあると思いますけれども、不登校によって行けなかったというのはちょっと残念なことだとは思いますが。

その中で、やはり子供たちは当然町の宝でございます。どんな理由があれども、やはり自死という選択は防がなければならないと思います。子供たちの明るい未来のために、しっかりとした町の体制づくりが急務であろうと思います。SOSは子供たちだけでなく、大人も発信しているのではないかと考えるところです。ブラックボックスからの脱却、虚偽、隠蔽などのないしっかりとした体制で子供たちの安全、安心を守る仕組みの構築が必要だろうと考えますが、そこについて最後に町長のほうから見解を伺いたいと思いますけれども。

○議長（横山知世志君） 町長の通告ではなかったもので……

○11番（堤 信也君） 最後に町のトップとしての町長のお考えをお伺ひしたまでですが。答えられないのであれば教育長のほうで。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） それでは、ただいまの大人の部分も含めてということですが、教育委員会としてやっぱり基本的には守備範囲は子供たちでございますので、ただ先ほどから申し上げておりますように、大人も含んだ家族の問題ということもございますから、教育委員会といたしましてはやっぱり子供たちの日常的な観察や情報収集から家庭全体の危険を察知したり、状況把握したりしながら、福祉部局であったり様々な関係機関と連携しながら、家族の問題であっても、やっぱり連携を基に解決に向けて努力していく必要があるのだろうというふうに思っております。子供の問題に特化して言えば児童虐待であったり、なかなか把握できないものがございますが、それから今話題になっておまして、全国的な調査を行おうとしているヤングケアラーの問題であったりとか、家庭の中に潜む様々な子供を含む、取り込む課題は多くあると思っております。子供だけということでは解決し得ない問題でございますから、それについては各部局との連携を基に解決に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） これで堤信也君の質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩します。

休 憩 （午前10時41分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第8号、3番、渡辺葉月君。

〔3番（渡辺葉月君）登壇〕

○3番（渡辺葉月君） 本日議場にお集まりいただいた皆様、中継を御覧になっていただいている町民の方々をはじめ職員の方々、議席番号3番、渡辺葉月であります。私は、今日皆様がここから帰るとき、杉山町長はこんなふうに町のことを考えているのだなとか、そういうふうに希望を持って帰ってほしいなというふうに思っています。そういった議論を目指し、一般質問をさせていただきたいと思います。

私からは、ブランド化について4点お伺いいたします。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

- 1、町長が目指す長期的な町のビジョンを伺います。
- 2、町長にとって会津美里町のブランドにしたいものは何か。
- 3、またそれを実現するために町はどうすればよいのか。
- 4、町長の理念を職員にどのように伝えていくのか。

以上4点質問ですが、与えられた時間内において再質問をさせていただきます。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 3番、渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

ブランド化についてであります。1点目の長期的な町のビジョンにつきましては、町長に就任をし、改めて会津美里町を見たときに、我が町の魅力を実感しました。それは、何といても自然環境の豊かさですが、さらに全国各地で大きな災害が発生している中、我が町は幸いにも大きな災害に見舞われることなく日々の生活を送ることができています。今後の災害に備えての対策は必要ですが、災害が少ないことも住みやすいまちである条件の一つであると考えております。私が町長に就任して掲げているものは、笑顔あふれるまちづくりであります。様々な施策を実行する中において、町民がいい町だと実感できる施策展開を長期的な町のビジョンとして町政運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目の会津美里町のブランドにしたいものにつきましては、町そのもの、つまり会津美里町です。特化した施策としては子育て環境の充実、その中でも子供の教育環境が最も重要であると考えております。今後この町をつくり担っていくのは、間違いなく私たちの子供や孫といった若い世代です。昨今、残念なことに我々が考えられないような事件が全国的に発生しています。これは、子供が成長していく中で、当然家庭環境が大きく影響しているものと思っておりますが、子供が一日を通して過ごす時間の中で、友達や教師と接する時間が大半を占めることから、学校での生活環境も大きな影響を受ける要因と考えております。特に幼児期から義務教育課程までの期間は人間形成にとって大切な時期であるため、よりよい教育環境を整えることが重要であると考えております。そのような環境で育った子供たちは、町にとってかけがえのない財産であると考えております。

3点目の実現するためにはどうすればよいかにつきましては、まずは幼小中連携の教育環境を整え、実践してまいりたいと考えております。

4点目の職員にどのように伝えるかにつきましては、会議の席上などで副町長や教育長、幹部職員に対して私の思いを伝えております。さらに、個別の行政課題についても随時関係する職員と対話しながら、様々な施策展開を進めているところであります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 町長の温かいお心がとても分かったと思います。

再質問をさせていただきます。昨日の同僚議員の一般質問を聞いているに当たって幾つか聞こえてきた声は、例えば移住、定住に向けて任期中にどこまで実現したいですかとか、どのように杉山カラーを出しますかとか、もっと町民に寄り添った政策をしてくださいよとか、町民は新しい町長に期待していて、前とは違う変わった政治をしてほしいのだと思っているのだぞとか、そういった声が聞こえてきたと思うのですけれども、なぜそのような町長の方向性を問うような質問が出てくるのか、どういうふうにお考えなのかを聞きたいのですけれども。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 渡辺議員の再質問にお答えをしたいと思います。

なぜそのような声が出てくるかという質問です。やはり町長、首長は町の町政運営のトップであり、今後の様々な政策展開していくトップとして判断をして、政策を立案しながら実行していきます。そういった中で、やっぱり人が替われば当然やりたいこと、町がどうあるべきかという方向性も変わってきますから、前町長、長く町政を担ってまいりました。その中で新しく私が就任したわけですが、そういった中で新しい町長はこの町をどういうふうを考え、どのように施策展開をして、いい町をつくっていくかという期待の中からそういった声が出てくるものだというふうに感じております。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 私が聞いているのは、これはつまりそれがちゃんと、町長の公約ですとか、そういったものがちゃんと町民に伝わってれば、こういった声って聞こえてこないと思うのです、そもそも。多分これは、町長が先ほどおっしゃっていたそのような考え、温かい気持ちが町民たちにちゃんと伝わっていないからではないかなと私は思うのですが、例えば昨日同僚議員たちが持ってきた資料で、選挙時の使用されていたパンフレットですとかビラのコピーを持参していたと思うのですが、ああいうのを見ないと町長が掲げている公約というのは分からないのです。なので、それを全体に、町民たちに選挙時に掲げていた公約を周知できていると思われているのかというのを聞きたいです。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

周知されているかというお尋ねです。これは、選挙中にはマイクを持ったり、先ほどのリーフレット、選挙公約のようなものを選挙中は配れませんが、選挙活動の中で配って選挙運動があるわけです。そういった中においては、関心のある方はそれを見て判断をされるということが選挙前、それと選挙中は行われます。その後、選挙が終わって就任をしてそれを実行していく、これは当選してからその中で私が実際に、来年度の予算編成もこれからありますけれども、そういった中で町民の方々が判断をしていく、そしてまた理解していくことだというふうに思っています。現時点で私の公約に掲げたものが実践されているかどうかというのは、アンケート等を取っていないので分かりませんが、これからの中で私が示していくものであるというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 恐らくそれはもう一度、パンフレットですとか広報ですとか、例えば新聞とか、そういう時の流れによって流されている媒体ではなくて、例えばホームページですとか固定してその情報を置いておけるような場所にそのような情報をしっかりと、僕の公約はこうで、長期的なビジョン、つまりそれは掲げているものはこれなのですと。令和4年度に向けて、それを昨日の質問の段階でそういったことを職員たちと話し合っ、それを踏まえてかなえるために、実現するための予

算を組んでいるというふうにおっしゃっていましたがけれども、その予算が決まったときに、この公約を実現するためにはこういう政策を掲げますというふうに固定できる場所で情報を置いておくべきではないかと私は思うのですけれども、いかがですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

それは、個人のホームページだったりということをおっしゃっているのかなというふうに思います。また、私は今フェイスブックやっています。時を置いて私の活動なり報告をさせていただいています。今の渡辺議員のこうすればということも念頭に置きながら、そういった発信もその中でしていければなというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 私は、杉山町長がフェイスブックがあるとか今言われて初めて知ったので、分からないのですけれども、やっぱり会津美里町としての公式的なホームページがあるのであれば、その町長の町長室という、町長の部屋という町長のページがあるわけではないですか。そこに載せるというのが一番公式的ではないかなというふうに私は思うので、ぜひそういうことをやっていただきたい。そういうことをやっていくと、そういうふうに新しい町長は何やっているか分からないという声ってだんだんと減っていくと思うのです。それが先ほどおっしゃっていた長期的なビジョンをかなえるための具体的なものなのだから、それはぜひ今おっしゃってくださったようにしてほしいというふうに思っております。

次ですけれども、先ほどブランド化についてお話がありましたが、ブランド化というものというのは、ではこれを今から会津美里町のブランドにしますと言って、ぽんとブランドになるかといったら、そうではないと思うのです。なぜならばブランドというものは、周りの人たちが認知されて、認めていった暁に、後ろを振り返ったときにやっとブランドというものが立ち上がってくると思うのです。そうなってくると、1個問いたいのですけれども、そもそも美里町は何かブランド化ということをしていたいと思っているのか思っていないのかが1つと、もう一つは、もしブランド化をしたいと思うのであれば、ブランドという定義というのは何なのかというのを聞きたいのです。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 渡辺議員の質問の中にブランド化というものが出てきて、私も考えてみました。議員がおっしゃるように、後ろを振り向いたときにこれが町のブランドとなるものがほとんどなのかもしれません。私は、そのブランドというのは、私が掲げた政策の中で、今回も答弁させていただきましたけれども、そういったものがうまくいって、それが町のブランドとなって、他市町村の方々、ほかの方々が美里町ってこういうのがブランドなのだねというものにつながっていけば私はいいなというふうに思っています。そういったものがこの定義にもつながってくるのかなというふうに思うのですけれども。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） つまりはほかにはない美里町ならではのもの、差ということで間違いないですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

それが結果としてこの町だけのものになるかどうか、これは分かりません。いろんな成功事例があったりして同じような取組をすることがありますけれども、それを決めるというか、判断するのは我々ではなくて、ほかの方々がそういうふうにするか思わないかだというふうに私は思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 恐らく、もし本当にブランド化をするのであれば、決められた枠組みの中から1歩、2歩、外に出なければならぬという場面が出てくると思うのです。町長の6月の一般質問の答弁の中で、役場は一般的に慣例にとらわれがちなので、今までの慣例にとられることのないようにというワードを使っていらっしゃったのです。これは、会津美里町の役場職員の話をしているのではなくて、行政というのは大体そうだと思うのです。型にとらわれていると言ったらちょっとマイナスですけども、しっかりと型がある中で、そこでやっていくというのが行政だと思うのです。だけれども、もし本気でブランド化を目指すのであれば、その枠組みから1歩、2歩、外に出ていかなければならぬ場面が絶対に出てくると思うのです。その外に出るという覚悟というのがありますか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 枠組み、行政執行を行っていく中では決められたことが法律も含めてあります。法律を超えることはなかなかできないかもしれませんが、やり方によっては違う角度から行えばできることっていっぱいあると私は思っています。そういったことが慣例にとられない行政に私はつなげていきたいというふうに思っています。その中で、先ほど申し上げましたけれども、法律からは飛び出すことはできませんから、そういった中での覚悟を持って取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 今とってもいい答弁だったかと、すごくうれしいのですが、まさに法律というのは本当に捉え方だと思うのです。いろんな角度から見れば、直面的に見ればそれは駄目ですとなるかもしれないけれども、違う方向から見るとクリアできる場面があるのです。それによって東京タワーなんか今333メートルという高さのものが出来上がっていると思うのですが、要するにそういう考え方を職員の方々にも伝えていく姿勢はありますか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） もちろんそういった思いで就任から私も仕事の日々送っているつもりであり

ます。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） ありがとうございます。では、その言葉に期待をしておりますので、ぜひ職員の方々も含めて頑張っていたきたいなというふうに思っております。

また、ブランディングをする際に、これはかなり専門的な知識が要ると思うのです。これは行政だったりとか、そういった分野ではなくて、マーケティング力ですとか経営能力に関わってくる部分だと思うのです。そういった能力を必要としている場面でどういうふうにその能力を構築していくおつもりですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

個人が持っている能力、そして知識、これは限られたものがあるかというふうに思っています。そういった中で、そういうときどうするのかということです。これは、私が政治家として培ってきた知人、友人、そしてまた今までの経験も含めて、そういったものを生かしながら、そしてまたいろんな方のご意見、アドバイス、こういったものを聞きながら、そういったものに取り組んでいくという姿勢というのは大事だというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 以前の一般質問の中の答弁の中で、職員たちの教育のほうにも力を入れていくと、そういった新しい発想であったりとか、果敢に立ち向かうチャレンジ精神を生み出すような教育もしていくんだというふうにおっしゃっていました。それはもちろんやっていただきたいことなのですが、やはり外から呼ぶということも大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 議員おっしゃるように、外部からの方を招いて講演会だったり研修会だったり、これも必要だというふうに思っています。私も議員といたしますか、政治家としての経験の中で、県議会議員の当時、様々な先進地を研修をさせていただきました。やっぱり非常に勉強になりますし、実際今インターネットとかで映像とか、いろんなものを見れますけれども、やっぱり実際に行って、耳で聞いて目で見て、自分で感じるものというのが非常に大事だというふう実感をしています。就任してから職員も含めてそういった先進地視察だったりというものはどんどんやって、この町に合ったものであれば、それをしっかり精査をしながら町につなげていければなということで、職員にもそういった発信をさせていただいております。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 外から人を呼んでくるというのは、そういった一時的な研修ですとか勉強会というのも一個だと思うのですが、私も実際に移住者なのですが、外からの優秀というか、そういった能力にたけた人材を会津美里町に引っ張ってくるという作業は、要するにこっちに住んでも

らう。そうすることによって、持続的にそういった能力を町に落とし込んでいけると思うのですけれども、そういった部分はどうかお考えですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

議員もこの会津美里町に魅力を感じて今移住されて、議員になって活動されている。これは、やっぱりこの町をさらによくしたいということだというふうに思います。私の答弁で申し上げましたけれども、やっぱりブランド化をしていって町の魅力を発信をしていくことが、他町村にはない、やっぱりほかと比べてもこの町がいいのだという思いを移住希望者が見れば、どんどん移住して定住もしてくれるのだというふうに思いますから、そういったものを議員がおっしゃったようなブランドにしていって、一人でも多くの移住者が増えるような政策展開というものが大事になってくるのだらうと思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 今すごく具体的な、移住、定住政策に対しての具体的などういうふうにそういう政策をやっていくのかというのが今見えたと思うので、すごくよかったと思うのですけれども、今町長がおっしゃってくださったようなことを踏まえて、職員の方々が例えばこういう補助金ありますよとか、東京に行ってブース出してPRしてきますねとかというのって、いわゆる慣例に従っているなというふうに思うのです。やっぱりそういうのに、先ほども言っていたように1歩、2歩、外に出てみる、また変わったことをいろんな視点から見えていくというところでやっぱりさっき言っていたようなことを踏まえて、ではこういう能力が今美里町に必要なだから、そういう能力を持ち合わせた人間を集めるためにはどうしたらいいかなというふうに知恵を絞っていくというふうに、ぜひそういう取り組み方を職員共々してほしいと思いますということです。

最後に、町長と議会というものは2つの車輪ではないかという例え話があるのです。だけれども、会津美里町はかなり雪深いところなので、4輪駆動の車が必要なのではないかなというふうに思います。これ何が言いたいかというと、前2つの車輪は私たち議員と町長だと思えます。後ろのタイヤ2つは、200人以上の職員たちではないかなと思えます。この4輪駆動のアクセルを踏むのは誰だと思いますか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

これは、町長だというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） ありがとうございます。まさに私も町長だと思えます。だけれども、議員として、では町長が言ったことに対して全部従うかと、そうでもないかと。かといって全部反対すればいいかと、そうでもないかと。では、ここで大切なのは何か。町長とは何なのか、議員とは何なのか、職

員とは何なのか、町民とは何なのか、それぞれがそれぞれの立場をしっかりと理解することが大切です。こんな当たり前かもしれないですけども、それぞれの関係性というのをもう一度みんなが再理解することがよりよい会津美里町をつくっていくきっかけになると思います。

もう一つ大切な人を忘れています。これは、2万人弱の町民の方々です。では、この方々、どういうふうにその車に乗せていくのか。それは、町長がこのように今おっしゃってくれたようにしっかりとビジョンを掲げて、僕たちはここに向かうから、君たちもそれを実現するためにどうすればいいのか考えてくれという言葉で町民たちは待ち望んでいるのです。少なくとも今日ここに傍聴に来ている方々は、その車に乗りたいと思っている人たちだと私は思います。それに関してはどう思いますか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

町民の皆さんのこの思い、これをしっかりと受け止めること、私はよく町民の声を聞くという、接するということだというふうに思うのです。やっぱり町政を運営していく中で町長の判断は非常に大事になっています。私の思いを先ほど議員がおっしゃったように町のホームページの中で掲げていくのも大事だというふうに思いますし、町民の声をしっかりと受けて、これから笑顔あふれるまちづくりに努めていきたいというふうに思っています。

また、それぞれの役割というお話もありました。私もそう思います。それぞれの役割をしっかりと担って、私は私の役割、職員は職員、そしてまた議員は議員の皆さん、そして町民の方々からいろいろな提言をいただいて、いいものをそしゃくして、いいまちづくりを進めていく、これが一番大事なことだというふうに思いますので、そういった取組を含めて町民の声を大事にしながら町政運営に当たっていききたいというふうに思っています。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） ありがとうございます。今とても熱いメッセージをいただいたかなと思います。ですが、もっと町民をぜひ頼ってほしいです。町民の声を聞きます、あなたたちの要望を聞きますよというスタンスよりかは、それプラスアルファで、僕はここを目指しているから一緒に考えてくれというスタンスを望んでいる人たちが1人は絶対にいるのです。間違いなく、さっきも言いましたけれども、ここの傍聴にわざわざ来ているような人たちって町政に興味がある人たちなのです。そういった人たちは、参加したいと思っているのです。なので、ぜひ町民が共に参加できるという場所も設けてほしいというふうに思います。そういった考えを持ちながら、町政に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

私は、この車が一刻も早く出発する場面を願っております。切に願って、この一般質問を終了させていただきます。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 最後にお答えしたいというふうに思っております。

就任をして、今まで取り組んでいなかったことを1つだけ今実践をして、もう終わりましたけれども、まずはやっぱり町民の声を聞くためには、一人一人となかなか聞く機会がありません。まずは、地区の状況を把握するために各区長さん、156名いますけれども、その方々とお会いをして、まず地域の状況を把握するということが大事だと思って、そういう取組をさせていただきました。本当であれば、私が区長さんのお宅にお邪魔して、地区の状況も見たりしながらやりたかったのですが、ほとんどの方が町長室までおいでいただきました。それでもやっぱり結果はよかったなというふうに思っています。地区の状況も把握できましたし、区長さんですけれども、区長さんの思いは私に通じてきましたので、そういったことも大事なことだなという取組の一つです。あとは、ふれあい町長室を今開催をしています。私が出向くのも、これも大事ですけれども、そういった機会を利用していただいて、広報紙からの広報になるわけですけれども、ぜひ町長室に来ていただいて、政治に関心のある方、町政に関心のある方、ぜひ私とお話をして、よりよいまちづくりを進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） すみません、先ほど最後にと、これで終わりにしますと言いましたが、今お言葉があったので、ちょっとお答えさせていただきます。

今こういうふうに、そういうことを実際にやっているのだよというふうにすごく伝わってはきました。ですが、それが町民にこういうことを実際にやっているのだよということを見せてあげないと、その町長がやっていることの価値ががくんと下がってしまうのです。だから、ぜひそれは、パフォーマンスではないですけれども、それが先ほど具体的に私が言った、ホームページみたいな固定できるところに自分の公約はこうですと。それに対して政策として例えばふれあい町長室をつくります、区長さんとしゃべります、そこにチェックがつくわけではないですか。日々そうやって見たときに、これ実際にやっているのだなと、町長これちゃんとやってくれているのだなと、それが見えたときに町民たちは杉山町長を選んでよかったなと。たしか6,325、この数、聞き覚えがあると思えますけれども、これが町長が今回の選挙で獲得した票数です。それも常に背負っているのだと、その人たちが後ろについているのだと、その人たちが味方についてくれているのだと誇りを持って、実際にやっていることをアピールして、やっているのだぞと、これをやっているぞと日々見せてほしいなと、こういうふうに切に願っておりますので、それを最後の挨拶として終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで渡辺葉月君の質問は終わりました。

11時35分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時23分）

再 開 （午前11時35分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第9号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） 通告質問に入る前に、記載誤りがあったので、訂正の許可を願います。

○議長（横山知世志君） 許可します。

○9番（渋井清隆君） 通告質問書、質問の要旨の欄2ページ、下から13行目、高田中学校と記載するのを誤って高田一中と記載したため、改めて高田中学校と記載訂正するものであります。

それでは、早速一般通告質問に入らせていただきます。1問目、定例会3月会議及び6月会議の町長答弁について。町長は、車庫棟の工事施工について、令和3年定例会3月会議の答弁では、単価、金額は下回りますが、軒先や棟周りの形状変更により、車庫棟全体で見ると設計額を超えており、やむを得ないものであったと認識しておりますと述べていること。さらに、喫煙所の工事施工について、同年定例会6月会議の答弁では、町としては設計書の入力誤り及び町との協議のない変更については本来あってはならないことですが、経緯や変更に伴う内容の説明を受け、最終的に判断してやむを得なかったものと認識しておりますと述べていること。そこで伺います。

1、用語について。①、やむを得ないという言葉の意味。

②、やむを得ないという言葉の使い方。

③、文章中のやむを得ない、やむを得なかったと述べている文言は、必要な関係書類等に不備があるときに普通地方公共団体が使用する専門用語なのか。

以上、3点について伺います。

2、公文書開示可否決定通知書によると、①、法的根拠（建設業法）に基づく必要な関係書類（工事請負変更契約書、変更協議書等）が不存在と述べていること。②、公共建築工事標準仕様書に基づく必要な関係書類等においても不存在と述べていること。したがって、前述しているように定例会3月、6月会議の中で述べている町長の答弁に矛盾が生じていることは明らかであり、解釈と判断に誤りがあると考えます。しかし、町長の答弁は特別な事情があり、合理的かつ正当な理由に当てはまると意味する答弁のあること。何を根拠として述べられたのか見解を伺う。

2問目、庁舎及び複合文化施設工事の修補について。庁舎及び複合文化施設工事（1年目・2年目）経年検査の結果に基づき修補したとしている。しかし、いまだに修補されていない箇所が見受けられる。そこで伺う。

1、修補されないその理由。

2、今後における修補の時期と補償の有無。

3問目、町道12009号線の街路灯設置について。町道12009号線（字新布才地1番地先から字法幢寺東甲3663番地先）は、農道の一部から町道として編入され、認定された道路である。そして、令和元年、令和2年の2年間にわたり、整備延長約444.20メートル（新庁舎から通称1号線、高田中学校の

交差点まで)の道路改良工事が施工され、令和3年9月14日供用開始された。その道路構造を見ると、歩道はあるものの、街路灯は一灯も設置されていない。町民からは、新庁舎には図書館もあり、10月下旬ともなれば夕方5時頃になると暗く、歩くのに不安を感じているとの声がある。町長は、この町民の切実な要求をどのように感じ取られるのか伺う。

また、今後において町民の不安を解消するため、街路灯を設置する考えはあるのか見解を伺う。

簡潔明瞭な答弁をよろしく申し上げます。以上。

○議長(横山知世志君) 答弁、町長、杉山純一君。

[町長(杉山純一君)登壇]

○町長(杉山純一君) 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、定例会3月会議及び6月会議の町長答弁についてであります。1点目の用語についての1つ目、やむを得ないという言葉の意味につきましても、一般的にほかにどうすることもできず、仕方がないという意味であると考えております。

2つ目のやむを得ないという言葉の使い方につきましては、言葉の意味のとおり、ほかにどうすることもできず、仕方がない場合に使う言葉と認識しております。

3つ目の必要な関係書類等に不備があるときに普通地方公共団体が使用する専門的用語なのかにつきましては、あくまで一般的な用語としての使用であり、専門的用語であるとは認識しておりません。

2点目の何を根拠として述べられたのかにつきましては、工事請負変更契約書や変更協議書等が存在することは事実であり、施工業者及び設計者から謝罪があったところですが、変更に伴う経緯やその内容の説明を受け、やむを得ない変更であったと認識しているものであります。

次の庁舎及び複合文化施設工事の修補についてであります。1点目の修補されない理由につきましては、床の塩ビタイルの張り替え等一部の補修が進んでおりませんが、製品の更新時期もあり、新製品による取替えが必要であることから、現在実施時期を調整しているところであります。

2点目の今後における修補の時期と補償の有無につきましては、早急に日程調整を行い、補修を実施してまいります。また、補償の有無につきましては、2年点検による補修箇所については業者による補修義務が生じておりますので、期間経過後であっても業者が責任を持って補修することを確認しております。

次の町道12009号線の街路灯設置についてであります。1点目の町民の切実な要求につきましては、11月22日付で周辺自治区から同様の要望書を頂いております。私といたしましても暗さを実感しており、街路灯の必要性を認識しているところであります。

2点目の不安を解消するための街路灯の設置につきましては、次年度より計画的に整備してまいります。

○議長(横山知世志君) ここで午後1時まで休憩といたします。

休 憩 (午前11時44分)

再開 (午後 1時00分)

○議長(横山知世志君) 再開します。

休憩前に引き続き、渋井議員の質問を続けます。

渋井議員。

○9番(渋井清隆君) それでは、再質問に入らせていただきます。順序に従ってまいります。

やむを得ないということで、言葉の意味が一般的にほかにどうすることもできず仕方がなかったということでお答えしておりますが、やむを得ないと、やむというのは漢字で書くと止めるということでは認識しております。したがって、このやむは、今まで続いたことがそこで終わりにするというような意味だと私は思うのです。得ないというのはできないということですが、事務局、町のほう、執行部のほうの考えをお聞きしたいと思いますが。

○議長(横山知世志君) 総務課長。

○総務課長(國分利則君) やむを得ないという解釈についてだと思いますが、町長答弁にあったように、確かに漢字で書いた場合、止めるということを書くのかなと思っております。やはり意味的にはほかにどうすることもできず仕方がないというような解釈であると考えております。

以上でございます。

○議長(横山知世志君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) やむを得ないということを漢字で書くと止めるということですね。

そこで、議長に許可をいただきたいと思うのですが、通告には書いてありませんが、関連性があるので、これから述べることについて許可をいただきたい。よろしいですか。

○議長(横山知世志君) 中身は。

○9番(渋井清隆君) やむを得ないということの絡みでの関連でございます。

○議長(横山知世志君) 許可します。

○9番(渋井清隆君) 通告質問の中でも申し上げておいたのですが、ここの変更の云々というところでやむを得なかったということなのですけれども、ケイ酸カルシウム板の収まりが、施工中で進めていく中でケイ酸カルシウム板張り方の施工箇所にて電気系統の配管や照明設備を設置することが生じたために、収まりの関係やメンテナンスを考慮し、水下の高さで施工した。つまり片流れですから、詰まるから下の部分でもって変更したのでやむを得なかったと、こう言っているわけです。しかしながら、私が確認したところ、今年の令和3年8月27、28日、2日にかけて大規模な修繕が行われています。それではやむを得なかったのですか。工事が行われているにもかかわらずやむを得なかった。やむを得なかったのは今言うようにやめたと、そこで止まるということ。止まらずやったということは、不具合が生じたとか、そういうものでなく、手抜きをしていたために張っていなかったのを張ったということでしょう、これ。それでやむを得なかったという言葉はどうですかということなのです。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問は、車庫棟についてのご質問かと思えます。確かに一部のカルシウム板でしたっけ、板を以前一部張っていなかったという箇所がございました。その後、今議員ご指摘のとおり8月に施工し、全面を覆ったというような経過のことだと思えます。結果的にはそういったことで補修をしたということでございますので、それについてはこちらのほうからある程度指摘をしまして、これはできるのではないかとというようなことで協議の結果、現在のように補修をしたという経過でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、できないものではなくて、できるものやむを得なかったと判断したのでしょうか、そのときは。その後やったのですよ、これ。ここにいろんなことを書いてありますよね、協議をしたとかあれがやったと。全然協議の結果が反映されていませんよ、これには。やむを得ないというのは、天変地異や天災地変がなければこういう言葉は使うものなのですかということを知りたい。何でもかんでもやむを得なかったと言っていたのでは全然違うでしょう、意味が。どうですか、副町長。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） やむを得ないという部分については、やっぱりいろいろな使い方があるのではないかなと私は解釈しておりますので、町長が答弁したその言葉というのは、それはそれで致し方ないといえますか、そのままの形だと私は思っております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 具体的にそういうことを使うときには、いろいろなというものはないと思います。本当にやむを得なかったといえば何らかの原因があって言う言葉であって、何でもかんでもやむを得なかった、あれがこうだったからやむを得なかった。これでは行政が、このやむを得なかったというのは、役場が判断して他人の言葉を言っているのですよね。そうでしょう。役場がやっているのではないのです。発注者がいて、請負元がいるのです。請負元がやむを得なかったというのは、それに従って、結果があってやむを得なかったということなのです。役場側が勝手な都合で何もできない、やむを得なかった、時間が過ぎてからやればいいのかと、こういうものでは工期もへったくれないのです。だから、やむを得なかったという言葉をやむを得ないで使ってもらっては困るのではないですかということを知りたいのです、私は。いかがですか、町長。

○議長（横山知世志君） 町長、答弁。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

私の答弁でも申し上げたとおり、当時のその状況、そしてまた業者さんからの説明、協議、そういった中で役場担当としてはやむを得ないことであったということだと私は認識をしております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、ここに書いていない、関係書類等は不備がなかったことはもう認めていると言っているのですよね、ちゃんと。書類等の不備が、役場がこれから修繕とかいろいろなところになってきたときに、設計書がない、何もなくて、何をもってやるのかということになってきますよ。前にも聞きましたが、車庫棟については全体図の写真はあると。しかしながら、その詳細についての工事過程、そのもろもろについての資料等は一切ないと、開示文書のほうでも見ているのです。だから、あるべきものがなくて、やむを得なかったというのがいかなものかということのを再三言っていますけれども、やっぱりそこは間違いは間違いだったというのはきちんと認めるべきです。その上でこうだったと。これは、いかにも本当に天変地異、いわゆる天災地変と同じで、災害とか火災、そういうもろもろがあった場合、準備行為があって、なったのでやむを得なくなったと、なくなったとか燃えてしまったとか、そういうときに使う言葉ではないですか。どうですか、総務課長。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 議員おただしのおとり、やむを得ないについてということでございますが、安易に使うべきではないというようなご指摘だと思います。確かにそのとおりで思っております。今回の件につきましては、先ほど言った写真、さらには変更の協議書がないことについては町としても十分反省しているところでございます。ただ、やはりその後それが判明した中で、そういった経過、写真とか、そういった協議書がなかったということについては、これはもう遡ることはできませんので、町としてはやむを得ないという判断に至ったということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） だから、なかったから判断したでなく、当然変更すれば変更設計書なり全部作らなければ、安い、高い、物の違い、そこらも全然見ていないのです、これ。許可をもらったから言いますが、角スパン、あれはサイディング張りとは全然値段も違う。だけれども、角スパン張るもサイディング張るも形態に全然変わりないです、張ることについては。屋根でも何でもそうだけれども、屋根屋さんなら丸でも三角でも四角でも何でもやります。そういう設計書に基づかずにやって、自分勝手でもってそういうことをやっていると、しからばこの中で言っているように書類等々が、言っておりますよね。経緯や変更に伴う内容の説明を受けてと。この経緯や内容の説明というのは、てんまつ書とか何かあるのですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、施工業者、さらには工事の管理者からのその経過、てんまつということでございますが、これにつきましては本年度9月にてんまつなりを、そういった経過を踏まえた文書を施工業者、さらには設計の管理者のほうから提出があったということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 変更協議が出た時点であるべきでないのですか。今になってそれを遡及させ

るのですか。法的に遡及効ができるのですか、そういうの。既に終わっていることは、ちゃんとそのときに理由書なりなんなりがあつての初めでしょう。今年になってからと、言われたから取るということ。やるのだったらやるなり、やむを得ないと言うのであれば、どういうところでどういう状況なもので止めなくてはならないとか、そういうことではないですか。今年になってからなのですか。あなたたち、これ点検は2年点検も過ぎているのですよ。それは点検後の要因、原因を言うときの資料でしょう。これは、既に終わっているのです。ちょっと考えがおかしいのではないですか、解釈が。だから、その町長の答弁と矛盾している、そういうことを私言っているのです。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、3月、6月会議の答弁の件ということでよろしいでしょうか。その際に答弁の中でやむを得ないという言葉を使わせていただいたということで承知しております。その段階で工事についてはもう既に終了している中で、その後そういった変更に係る協議書等がないということが判明いたしました。それに対してどうするというので、その後経過なりを聞きまして、その時点でそれはやむを得なかったのではないかと、もう過去には遡れないということでございますので、協議書がなかったというようなことについては確かにそれは事実でございますので、町としましてはその経過も説明を受けまして、やむを得なかったという判断をしたということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 協議書というのは、私は協議書等様々なものの一連の関係する書類がないのでしょうかとさっきから言っている。写真もなければ検査事項、そういうところがなくてどうやって検査するのですかと。あくまでも見えないところの検査というのは写真が主でしょう。見えるところなんか写真は要らないでしょう、はっきり言って。見えないところが大切なのです。それが後々は瑕疵担保というところに来るのでしょうか。今は瑕疵担保という言葉ではなくなりましたが、瑕疵担保、そういうところに来るのでしょうか。瑕疵担保でない、もともとが見て分かる、一見明白説的な、誰が見てもこれはこうだと分かるのだから、やむを得ないではないのです。そのときにきちっと補修なりなんなりをさせるべきなのです。何も発注者側ですから、ただでやってもらっているのではないのですから。これは誰の金なのですか。町民の金をやっているのですよ。これからこういうことでどんどん、どんどん行った、経年劣化なりもあるかもしれませんが、何年も、45年、この先50年近くもたなくてはならないのです、耐用年数は。そういうときに材料的な鋼材検査手法がない、あれもないなんてあるはずがないのです。義務づけられているのですから、ミルシートが。そういういろいろがなく、これから公共事業ばかりになって、ならば例えば今建てる場所のいろんなところあります。給食センターなりそういうところでは、そちらのほうもそれでやむを得ない、資料もないで通すのですか、そういうのを。そうなるでしょう。やはり行政ならばやることは、町は窓口一本なのです。たとえ役場のほうで、役場というよりも教育委員会が建物を建てるわけではないのです、給食セン

ターでも学校でも。建物を建てるのは町長なのです。町長のやる仕事なのです、何においても。これは法律にも定めがあって、ちゃんと決まっているでしょう、事務形態が。地方自治法第2条第2項の事務ですか、そこらの何項に町でやるもの、県でやるもの、いろいろ書いてあるでしょう。安易な考えで33億もする建物をやむを得なかったとか、そういうことで、考えが甘いです。ちょっとそこら辺の考えについては、認識が甘過ぎるのではないかと私は思う。町民のお金を使うわけですから、やっぱり最少の経費で最大の効果を上げる、地方自治法第2条、あと地財法第4条第1項に書いてあると思うのです。もう一回よく認識してください、見て。2つのところに書いてありますから、と私は思います。記憶に間違っていて言ったらごめんなさい。私は、そこに書いてあると思います。きちんとそういう、町はこういうふうに徹してやるのです。総務課長がそんな考えでやっているとはどういうことなのか。本当困ります。もう少し認識のほう深く持っていただきたい。今後いろんな工事等があると思います。そこでもってきちんとしたことをやらないと、人によっては七五三みたいなことやっては、町のあれはこんな簡単なのだよと、会津美里町はこんなのでいいのだと。ちゃんとルールに基づいて、やっぱり建設業法とかあと工事関係の仕様書にのっとってあるべきものは備え付けるといふ、これだって現場事務所が備え付けておかななくてはならない本なのです、はっきり言って。町長、こういうことをしていたということに対してどういう認識を持ちましたか、今。私しゃべって。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

この庁舎建設に当たって、この中で様々な問題が発生して、2年目点検ということが行われたということもあります。実際に工事をやる中で、協議書だったり変更契約書がないというものは、これはあってはならないことだと私も思っております。それに関して、私が就任をして今までの経緯を聞いた中で、時既に過ぎてしまったことであったので、役場としての回答の中でやむを得ないという言葉を使ったのだというふうに私も認識をして了解をしたところであります。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） では、今町長がおっしゃるように、もう前の町長と替わりました。今は杉山町長です。ですから、きちんと最初に振り返って、やっぱりやるべきものはちゃんとやるべきです。それでもやむを得なかったと言うのならまだいざ知らず、やるべきことはやらなくてはならない。誰が替わろうと。例えば町長が替わったときに起債でも何でも借りていたら返すことないなんて、そうではないですから、何でも継承するのですから、あくまでも町長というのは雇われているような人間であって、あくまでも役場、美里町というのは法人なのです、これは。会津美里町が法人です。法でもって美里町の人格を持たせているのです。法の下に人がいると書くのですよね、法人というのは。だから、そこで人格をつけているのです。誰が替わろうと町は法人なのです。ですから、きちんと町民のお金を有効に、要するに町長も施政方針にあるように最小の経費で最大の効果を上げると、ここにやっぱり行かなくてはならないと思います。これについてはここら辺でやめておきますけれども、

あと塩ビタイルの床の張り替え、一部の補修が済んでいますがと、こう書いてありますが、実施時期を調整しているところでもあります。それで、全体的に日程を調整しながら補修を実施してまいりますと、こうなっているのですよね。しかしながら、6月会議、この中では積み残しの部分が何か所かございますので、それを今年度中に完了させたいと思っていると、こうなっている。もう12月ですよ。これは、床だけならいいのですが、外回りとか、そういうところもあるわけですよね、この周りも。こういうところについては、外回りなんか雪これから降りますよ。床などは、これはできるけれども、今年度中というのは具体的にいつを指しているのですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 今年度でございますので、来年の3月までということで考えております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 3月までは分かるのですが、その時期はいつ頃を予定しているのですかと。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） いつ頃までに完了するのかというご質問だと思いますが、それは修繕箇所によっていろいろ変わらなっております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それで、これきれいな言葉で書いてありますが、実際はこれは廃番だったのですよね、更新時期が云々という理由で。そうでしょう。廃番だったのでしょうか、これ。前にも会議の中で言っていますが、再度確認しますけれども、廃番であったために新しいもので全部やることになるのでしょうか、これ。部分的にできないでしょう。そこを聞いているのです。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのおただしでございますが、床の塩ビタイルの件だと思います。確かに塩ビタイル、これから修繕をするというようなことで計画をしております。ただ、先ほど廃番というようなお話でございましたが、確かに塩ビタイル、メーカーに確認したところ、これは何度も申し上げてございますが、おおむね2年程度で仕様が変わるということは確認をさせていただいております。ようやく11月に、先月末に新しいカタログが出来上がりましたので、その中から今どういったものを選定して修繕、修理をするのかということで現在協議を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） この塩ビタイルばかり取り替えても、何回取り替えても同じだと思うのです。床のクラックですよ、あれ。問題はクラックの原因、要因は何であるか、そこが一番大事なところだと思うのです。何回張り直したって駄目ですよ、これは。今後やるに当たっては、やはり要因、原因を究明した上でやらないと、何回張っても駄目ですから。だから、私が先ほど言うように、その経緯

の写真とか検査事項、全部そういうものがなくてやると、こういう状態になったときに何が原因でなかったかということ突き止めることができないでしょうと。例えば配筋の問題ありますよね。配筋というのは、私の今までの経験上からいうと、太さによって結束金のカサのやつが全然違ってくるのです。そういうものもあります。あと、コンクリートの厚さ、土かぶりというのですが、こういうものからいってやらないと、全然なっていかなくなりますよ。ですから、そういうのをちゃんとした上でやっていただきたいなということです。本当に大切なところばかりですよ。これ基本的なことが全部漏れているのです、検査事項が。確認事項といいますか。だから、期間経過があっても、これ補償確認、いわゆる今は瑕疵担保でなく民法の適用条文が設計のほうですね、これ変わったのですよね、契約不適合責任と。発注者の有利なように皆全部できるのです、損害補償ばかりでなく、いろんなの。だから、そういうふうになった場合、今はこれ適用できないかもしれません。令和3年4月からですから、2年ですか。だから、こういうものがあるのですから、よほど役場側も業者に対しては請求権を持つのですから、きちんとその分やってください。この点については終わりたいと思います。

それで、町道の12009号線街路灯に入りたいと思います。町長、これ不安を解消するため街路灯の設置については次年度より計画的に整備してまいりますということの回答でございます。それで、町長ここでこの道路、自分の足で歩いたことありますか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 全線ではありませんけれども、ございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そういうことから、不安を解消するために次年度より計画してまいるということですね、これ。次年度というから令和4年度以降ですよ、次年度は。ちょうどいい時期でございますので、当初予算がこの後で出ますよね。ぜひとも4月から、メーター的には444.2メーター程度です。大体スパンとしては50メーターとか100メーターに1か所くらいあればいいのではないかなと。今私も何回か歩いていますけれども、今の霧の時期もポイントになる役場ですら見えないのだ、歩いてくると全然。夜なんか本当に町民の人が歩けば、ましてやここは図書館もあって遅い時期になります。いろんな会議もあります。夏場なんかは歩いてきます、運動がてら。やはりこういう町民の切実な要求を早めに来年度には計上していただいてやっていただきたいなと、私の思うところがございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもって、町長答弁要りませんから、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで渋井議員の質問は終わりました。

ここで1時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時29分）

再 開 （午後 1時40分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第10号、7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、小中学校の教育環境及び部活動についてであります。現在の国におけるデジタル化の推進や、近年よく話題になるDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた企業や社会の取組、生活環境においても携帯電話での電子マネー決済の普及など、様々なものが日進月歩で変化を遂げています。我が町においても小中学校においてタブレットを導入し、早い段階で現在の様々なツールに対応できる能力を身につけるよう授業などを通して行っていることは、未来の人材育成の観点からますます重要なことであると認識しています。しかしながら、様々なところにしわ寄せがあることと思います。そこで伺います。

1点目、現在教職員がタブレット授業を行うための講習時間を十分確保できているのか。

2点目、中学校で部活動を担当する教員と小学校の教員では時間的な確保の違いがあると思うかどうか。

3点目、中学校教員の負担軽減の観点から、部活動を専門性を持った外部講師に委託することで子供たちの運動能力の向上が図られると考えるが、見解を伺う。

4点目、現在小学校のランドセルは、年齢に応じた適正な重量ではないとの報道をよく耳にする。過去にも質問したが、タブレット端末の普及した以上、デジタル教科書導入の必要性、また置き勉強対策での1人1台のロッカーの設置が子供たちの身体的成長に寄与すると考えるが、見解を伺う。

次に、コロナ終息後を見据えた観光対策についてであります。先日の新聞紙面において、会津高田大表引きの中止の記載がありました。昨年から続くコロナ禍の現状は、今年の米価下落も相まって、地域経済に深刻なダメージを与えていることはご存じのことと思います。コロナ禍での厳しい状況の中において、我が町ではGo To M I S A T O事業やウエルカムクーポン事業など様々な観光事業を行っており、県内外の観光客の方々から喜ばれていることは新聞等で周知のことと思います。これからのアフターコロナに向けた方向性について伺います。

1点目、昨年度からほとんどの観光事業やイベントが中止や縮小しているが、観光事業の次年度の方向性の考え方は。

2点目、昨年からコロナ禍の中で行ってきた事業については、今後も継続していくのか伺います。

次に、人口減少対策の考え方についてであります。9月会議の一般質問で広域交通網の進捗状況、Ma a Sの考え方を伺いました。それは、人口減少は子供たちが県外に就職してしまうばかりではないとの考えからです。高齢者の方々が免許返納をしても、病院、買物、銀行に安価で通える交通網の整備が急務との考えからです。現在年金を受給されている方、特に75歳以上の方々は、高度経済成長期やバブル期の収入から換算された年金ですが、職種によっては決して高額ではなく、高齢者2人

で住む場合、持家であれば固定資産税や国保税をはじめ、様々な税金を支払い、なおかつ通院費や車の維持費等、その費用負担は大きなものであり、最終的には生活の維持が難しくなり、県外の子供たちに引き取られるか、施設に入居することとなり、そこに新たな空き家ができると考えます。今まで地域を守ってきた先人の方々に対して、高齢になっても人生の最後を会津美里町で迎えらる高齢者の生活環境に広域交通網整備が急務であり、またそれが難しいのであれば、高齢者に対して一定の条件下でのタクシー代等の一部補助制度が必要と考えますが、見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、小中学校の教育環境及び部活動につきましては、教育長から答弁しますので、よろしく願いいたします。

初めに、コロナ終息後を見据えた観光対策についてであります。1点目の観光事業及びイベントの次年度の方向性につきましては、コロナ禍の収束等による状況の好転が前提となりますが、コロナ禍の以前から実施しておりましたふれあい茶会、あやめ祭り、ワイン祭り、大俵引きの4大イベントについては、経済効果をもたらすイベントとしてリニューアルし、継続したいと考えております。

2点目のコロナ禍の中で行ってきた事業の継続につきましては、コロナ禍により通常の事業展開ができないため、代替事業として実施しました。スタンプラリー等により街なかへの誘客を図るGOTO MISA TO事業は好評のため、来年も事業を継続したいと考えております。また、次年度以降、コロナ禍の終息により以前のような観光事業が実施できる状況になれば、広域観光振興計画に基づき各種事業を展開してまいります。

次の人口減少対策の考え方についてであります。広域交通網整備につきましては、令和元年5月に会津若松市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、柳津町及び本町を含めた6市町村により会津圏域公共交通活性化協議会を設立し、会津圏域の市町村間をつなぐ公共交通網の維持、改善に向けた協議、検討を行い、経路を変更するなど利便性の向上を図ったところであります。今後も広域及び地域間の移動における対策につきましては、交通事業者並びに関係市町村と協議、検討してまいります。また、タクシー代等の一部補助制度につきましては、現在関係市町村及び交通事業者が連携し、交通網の整備に取り組んでおりますので、現段階では考えておりません。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

小中学校の教育環境及び部活動についてであります。1点目の教職員のタブレット講習時間の確

保につきましては、各学校において時間の確保が難しい中ではありますが、実態に応じて長期休業中に講習会を実施したり、空き時間や放課後にICT支援員から直接支援を受け、スキルの向上に努めております。

2点目の中学校で部活動を担当する教員と小学校の教員の時間的な確保の違いにつきましては、小学校の教員は原則として担任が全ての授業を行い、その授業準備のため放課後も多忙ですが、中学校で部活動を受け持つ教員は、授業の空き時間があるとはいえ、部活動の指導に多くの時間を取られているためより一層多忙であり、講習時間の確保が十分とは言えない状況であります。

3点目の部活動の外部講師への委託につきましては、中学校の部活動を担当する教員の負担軽減を図る観点から有効な手段であり、部活動指導員の配置を含め、地域の受皿づくりについて研究してまいっている考えであります。

4点目のデジタル教科書導入の必要性、置き対策の1人1台のロッカーの配置につきましては、既に学習者用デジタル教科書を小中学校へそれぞれ1教科ずつ導入しており、今後国の施策に合わせ学習者用デジタル教科書の導入を進め、活用を図ってまいります。また、1人1台のロッカー設置につきましては、既に普通教室に導入しているものを十分に活用しながら、持ち帰る学習用具を精査するなどして児童生徒の通学時における負担軽減を図ってまいりますので、新たに設置する考えはありません。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 一定程度の答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

小中学校の教職員のタブレット授業の講習時間ではありますが、今のところどの程度、例えば月にするのかわりにするのかわりでいいのですけれども、どの程度の講習時間が確保できているのか伺います。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの各学校での講習時間についてでございますが、具体的に各学校何時間ということではございませんが、それぞれの学校で工夫して講習を行っております。例えばですが、特に小学校におきましてはやはりICT支援員から担当や教頭が講習を受けて、それを各学年ごとに伝達をしておりましたり、中学校におきましてはICT支援員の協力によって講習会を何回か開催したりしているところでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 私から補足でお答えいたします。

議員ご質問の時間については、厳密に何時間という捉え方はなかなか困難でございます。例えば学校によりましては、放課後に来ていただいて、集まれる教員が集まって、直接講習を例えば1時間、

2時間受けたり、あるいは夏休み中に日を設定して半日の講習をしたりということで、学校によって開催できる回数が違いますので、既に多い学校では今年度だけで4回ほど講習会をしている学校がございますが、それ以外のところでは夏休みの1回だけで、あとは放課後等のサポートだけで終わっているような学校もございます。ICT支援員については、教育委員会で予算を確保しながら派遣をお願いしておりますけれども、学校の実情に応じてその利用時間は若干差があるというふうに捉えております。なお、今後予算の範囲内で十分活用するよう学校を指導してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、先生方は当然講習を受けられる先生、今ほど教育長のお話であれば、そのときに来れる先生方に集まっていただいて開催するという捉え方で考えると、なかなか先生方同士のスキルの違いというものが少し、若干出てくるような感じは受けるのですけれども、その辺についての不安材料みたいなところというものは、それを例えば補完する、その日受けられなかった先生方が別日に講習を受けるとかという、そういった制度みたいなものはまだ構築されていませんか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

当然スキルの差はございます。どちらかといえば使える教員についてが講習会に参加するというよりは、使いにくい、なかなかスキルが高まらない教員がICT支援員の直接的な指導を受けたりということが多くかと思えます。若干上級者については専門的なところで指導を受けるようなことも聞いておりますけれども、加えましてそういうスキルの高い教員が校内においてスキルのなかなか高まらない教員と一緒に使ったりしてスキルアップを図ったりするというようなことも学校によってはやっておりますので、最低限使えるだけの環境をつくるように今進めているところでございます。学年によってもかなり使用の形態や頻度が異なりますが、少しでも導入いただいたものが有効活用できるように、今後も学校とともに研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 先生方、たしか9月会議のときにどなたか質問されたと思うのですが、宮川小学校さんあたりの先生方は非常にスキルが高いというようなお話も伺った経緯もありますので、やはりこれからの先生方、自分たちも学ばなければならない。新しいシステム、タブレット授業に対するその能力というものも勉強していかなければならないというところを見ると、その時間的な制約というものが非常にやっぱり厳しく感じるのです。やはり1日はもうこれは24時間しかありませんので、どうあがいてもこれは増えようがないと。その中でやはり先生方も生徒たちに対する時間を割いて、なおかつ部活動がある先生方はさらに部活動の顧問というような、そういったような制限がある中でできるだけ能力の上下がないような形にさせていただきたいなと思えます。

2点目なのですが、それでは1点目はその辺で終わらせていただいて、2点目のほうに入ら

させていただきます。2点目、これはさらに、先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、部活動を兼務する先生方というのは非常にさらに時間的制約があるというお話を今させていただいたのですけれども、そういった先生方、さらに部活動等で時間が制約されている先生方というのは、今現段階どういった形で講習を受けていらっしゃるのか、その辺分かるようでしたら教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

部活動を担当する教員につきましては、当然部活動に多くの時間を割かれるのは間違いございませんので、先ほど答弁したとおりでございますが、学校の講習会があるときに例えば全校一斉にその日は部活動を中止にしたりとか、あるいは先ほど申しましたように、夏季休業中であったり休業中に部活のない時間帯に設定して部活動担当者も出席できるであったりとか、そういう環境をつくっている学校もございますし、それから先ほど申し上げました、いわゆる伝達講習、スキルの高い者、あるいは講師からいろいろ学んだ教員が参加できなかった教員に伝達する、そしてスキルアップを図ると、そういうことを繰り返しながら、できるだけスキルをそろえられるように努力しているところだと認識しております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 1点、先ほどからお話伺っていると、夏季休暇中の講習というお話がよく、何回か出てきたと思うのですけれども、ちなみに春休み、夏休み、冬休みとありますけれども、その中で講習という頻度、その中で講習会みたいなものというのはどのくらい開催されたでしょうか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

これも恐らく学校によって設定がまちまちだというふうに思いますけれども、多いところでは2回ぐらいやったところもありますし、あとは1回しかやらなかったところもございますし、学校の実情に応じて開催しているものと認識しております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、2回、1回というお話ですと、逆にやらなかったという場所はないという確認でよろしいですか。その辺ちょっと確認させてください。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 講習会をやっていない学校はありません。全ての学校でやっておりますが、ただ学校の調査によりますと、先ほども出てまいりましたが、100%参加とはいかないような講習会もあるので、それを補完するための伝達講習を行っているということで対応しているようでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 今の時代の中で、やはり教職員の先生方というのは非常に多忙な状況にある

というのは私自身も非常に感じる場所でありますので、何とか皆様、先生お一人お一人が例えば同じようなスキルになれるように、ぜひとも努力していただきたいと思っております。

それでは、3点目なのですが、有効な手段ということで一定の評価をいただいているのかなと感じております。ちなみに、こちら様々な部活ありますが、今研究しているというか、地域の受皿等として研究していく考えというお話でしたけれども、美里町内の全ての部活動、中学校の部活動に対しての指導員、外部講師というような形での指導員というような感じで研究していく考えなのですか。その辺の位置づけみたいなのを少し教えていただければありがたいです。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

部活動については、議員もご存じかもしれませんが、現在国においてかなり大きな過渡期を迎えてきております。今議員のご質問にありました町内各学校にある部活動が例えば地域移行するときに、できるだけ環境があるのかというふうな多分ご質問だったと思っておりますけれども、なかなかこれは実現が難しい状況でございます。学校においても指導者に限界がありますので、設置できる部活動の数や種類にも限界がございます。これが現在子供たちがこの部活動をやりたいというニーズとマッチしているか、必ずそうではないという事実がございます。そういうことを踏まえますと、やはり今後私どもはそういうニーズを調査しながら、町の中にどの程度の受皿ができるかというところを研究していかなければならないというふうに思っています。従前より指導力の、なかなか専門的指導ができない競技については外部コーチを委託したり、これは学校独自でやっております。それから、部活動指導員というのは、これは国の施策でございまして、国、県、市町村が3分の1ずつ負担しながら部活動指導員を臨時に雇用する形でございますけれども、これも現在地域への受皿づくりができない市町村には配置できないような方向づけになっております。そういうことを踏まえながら、地域の中で例えば総合型スポーツクラブを活用するなど、連携するなどして地域にどのような競技の受皿ができるか、今後研究していかなければならないものだというふうに考えております。

なお、国においては令和5年度から休日の部活動については段階的に地域移行していくものというふうに今進めておりまして、スポーツ庁においてその課題や、実際に移行の仕方について議論がされているところでありますので、これらの動向についても詳しく見てまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） やはり先生方も、先ほどから何回もお話しさせてもらっているように、非常に学ぶことも必要になるわけですから、先生方にとっても学ぶ時間を確保する上では部活動というのが一つの重荷になっている部分もあるのではないかなというのを感じております。先生方、今非常に熱心に部活動を教えていただいておりますけれども、やはり先ほど教育長がお話ししたとおり、過渡期に差しかかってきているというのは、様々なものが今時代の過渡期という部分で来ているとは思

いますので、ぜひ少しでも早く、早い段階でこういったものが、部活動指導員というものが配置できるような研究をお願いしたいなと思っております。

それでは、4点目に入らせていただきます。4点目のデジタル教科書の導入についてでありますけれども、小中学校それぞれ1教科ずつというお話でございましたが、現在デジタル教科書というものは何教科分、市販というか、そういったものがあるのか、分かるようであれば教えてください。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたしますが、私の認識している範囲では、恐らく教科書を発行しているほとんどの教科書会社でほとんどの教科のものを発行しているというふうに思いますが、現実に採用されているものは、いわゆる小学校でいえば主要4教科プラス外国語、中学校でいえば主要5教科というところが多分ほとんどだというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、今の段階では1教科ずつの導入と、小中学校それぞれ1教科ずつ。これは、段階的に増やしていくお考えなのでしょうけれども、これは段階的に増やしていく、国の政策に合わせてやっていくというお話でしたけれども、これはやっぱり先生方のスキルというのですか、一般的な授業スキルみたいな、タブレットのスキルみたいなものも勘案しながら段階的に今後入れていくお考えなのか、その辺の今後の導入の考え方というものを少し教えていただければと。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

デジタル教科書の導入についてでございますが、これも今回のタブレット端末の1人1台配置、導入につきましましては、このコロナ禍において計画よりも2年程度前倒しで一気に導入が進んだという事実がございます。これに合わせて急激に導入が進んだものですから、その活用、あるいは中に入れるソフトウェア、コンテンツ等についてはなかなか追いついていけないというのが実情でございます。私どもの町では、率先して町予算において1教科既に導入しておりますが、国におきましては試験的導入というふうな言い回しをしながら、来年度概算要求におきまして全国の小中学校に、希望する1教科のデジタル教科書を配備するような計画がございます。私どももこれを利活用させていただきながら教科を増やし、そしてそれを使ってどのような授業実現ができるのか、今後活用について研究してまいりたいというふうに考えておりますが、町独自で全ての教科を導入するというのはなかなか困難でございますので、国が今後いわゆる本としての教科書とデジタル教科書とどのような形で配給していくのか、無償供給していくのか、その動向も見据えながら本町としても導入、活用を研究してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） これは、なかなかやはり予算があってできることとできないことということが出てくると思っていますので、やはり国のほうでそういった施策が出て、また予算化がなれば、積極的

に導入しても先生方もできるようなスキルまで高めておいていただいて、今の国の予算がつくまで積極的にやっぱり先生方のスキル、またそういう国の予算ができれば即座に入れられる、そういう体制、そういったところをぜひお願いしておきたいかなと思います。いずれにしろ、このデジタル教科書というものがいずれ普及すれば、ランドセル等の重さ、今の教科書、紙媒体の重さというものも解消されてくることだとは思いますが、置き勉強だ何だかんだというお話も自然と少しずつ少なくなっていくものだと私自身も思っておりますので、ぜひともそういった時代の流れ、そういったものにアンテナを高くしていただいて、少しでも早い導入をお願いいたします。それでは、小中学校の教育環境については終わらせていただきます。

続きまして、コロナ終息後を見据えた観光対策についてであります。こちらにつきましては、今ほどふれあい茶会、あやめ祭り、ワイン祭り、大俵引きの4大イベントについては経済効果をもたらすイベントとしてリニューアル、継続したいと考えていますというご答弁いただきましたが、リニューアルというのはどういった意味合いでのリニューアルなのか。抜本的に見直しをするのか、部分的な見直しなのか、今現段階ですけれども、見えているものだけでも教えていただければ。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

これまでのイベントというものは、一過性のイベントであったような気がしております。ですので、今後地元の方と観光客の方、両方取り込めるような取組にしていきたいというふうには考えております。期間を設けて地域を巡っていただく、それには飲食店、温泉に経済効果をもたらすような、そういった仕掛けに変えていきたいというふうに思っているところでございます。具体的には、例えば大俵引きであれば、今のコロナ禍のこの現状もございしますが、例えば観光客の方にちょっとちっちゃいタイプの俵というものを引いていただいたりするような、そういったイベントの方法も一つであろうというふうに思っています。それを一つのいわゆるツアー商品として売り出したりすることによって、経済的効果というのがもたらされるといったようなイメージでございします。さらにはワイン祭りをやっておりますが、ワイン祭りに関しましてはワインフェスというふうな形で今までの取組、いわゆるそこでブースを用意するというのは間違いないのですが、ワインに合うようなそういった飲食物を多数用意させていただいて、さらには中央にイートスペースなんかを設けまして、比較的ワインだけではなくて、もちろんお子様対象にジュースなんかも用意させていただきながら、ファミリー層を狙ったような仕掛けでリニューアルといたしますか、変えていければいいなというふうなところで今いろいろ検討を重ねているというふうなところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 実際参加者の方が俵引くということというのも多少は多分今までやったこともあると思いますし、お隣の坂下町さんなんかでは参加者の方は皆さん最後に引くのですよね、出てきて。そういったところもあるので、どういった位置づけでうまく誘客というものにつなげられるの

かというところはなかなか難しいのかなと思いますけれども、少しでもそういった、ワイン祭り、長年同じ事業でずっとやってきましたので、やはり時代に合ったような形にしていくことも必要ではないかなと思います。地元の方、ご年配の方ばかりでなく、やっぱり町外の若い方々が美里に行ってみようと、その日一日美里で遊んでみようとっていただけるような、そういったイベントの内容にしていればなと思います。これは、観光協会さんとか、そういったところとの協議も含まれると思いますけれども、ぜひともいい協議をしていただきたいと思います。

それでは、2点目のコロナ禍の中で行ってきた事業の継続でありますけれども、G o T o M I S A T O、次年度も事業を継続したいというお話でもありました。また、コロナ禍の中での代替事業ということもありましたけれども、この事業、ちなみにこれはもともと観光協会さんが主体的、実施元で行ってきたのかなという、そこに様々な団体の方だったり、業者さんがついているのかもしれませんが、観光協会さんとしては、この事業は逆に言うとアフターコロナに向けて、先ほどお話しさせていただいた1点目の4大イベントを行った上で、さらにそのほかにこういった事業をやるだけの体力であったり、マンパワーという部分ですか、そういったところというのは協議の中では大丈夫だというお話はいただいているのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 最後のおただしでございますが、一応観光協会との打合せの中では、当然今までできなかったイベントの関係、4大イベントに関しても実施の方向で進めていくというふうなこともございまして、G o T o M I S A T Oの事業につきましてはあくまで代替事業として行ってきたものですから、それをプラスして同じように、どうしてもマンパワーの関係ではできませんので、G o T o M I S A T Oに関しましては、ある程度絞ったような形で去年実施しまして検証させていただきました。その中で有益、有効な事業というものを1つ基軸とさせていただいて、そこを中心に実施をさせていただきたいなというふうに今思っております。ただ、やはりこういうコロナの状況がいつ何どき変化するかは分かりませんので、その状況に応じたような、その時々マッチしたようなタイミングでいろんな事業を仕掛けてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 少し危惧するのは、このふれあい祭り、先ほどから出ている4大イベントプラスG o T o M I S A T Oという事業を行うに当たって、事業の抜本的な見直しであったり一部縮小というものまで見据えないと、例えば予算面とか、そういったところまで影響するのかなと思うのですが、その辺についての協議であったり、そこら辺の考え方というのは教えていただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまの事業の強弱につきましては、当然予算の兼ね合いもござ

いますので、必要だというふうに思っております、その打合せも実はさせていただいているところでございます。例えば4大イベントにつきましても、従来の事業費に関しましてもやはり減額される部分があったり、さらには今回は増えてくるものはあまりなかったのかなというふうに思っておりますが、そこを減らすことによって、G o T o M I S A T Oの事業のほうにその事業費を振り向けるというような形で、当然事業の強弱をちょっとつけさせていただいて、実施できる範疇で実施をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 事業の強弱というと、4大イベントが何か少し寂しくなるのかなんていうちょっとイメージも感じてしまう部分ではあるのですけれども、やはり町長答弁にもありますけれども、4大イベントとなっておりますので、ぜひともこのイベントは成功させていただいて、なおかつ中身をリニューアルしてG o T o M I S A T Oのほうに波及させていただく。また、それ以外にも新たな事業展開というのも様々なアイデア出していただいて、観光協会さんですから、様々な団体さんもいらっしゃると思いますので、そういったところで美里町の事業、観光に対しての光というものをもっと強くしていただければありがたいなと思います。こちらについてはぜひとも、コロナ禍の中でもなかなか油断ができませんので、いついかなるとき、また代替事業等というものが発生する可能性もあります。事前の段階で、本来であれば次年度に入る前に2本立て、コロナ禍であればこういうふうなスケジュールでやろう、コロナ禍でなければこの事業でやろうというような形である程度のスケジュールリングみたいなものを観光協会さんとしてもやはりつくっておいていただくのがばたばたせずがいいのかなと思う部分もありますので、その辺もぜひとも所管として協議していただければなと思います。

それでは、最後の質問ですけれども、人口減少対策の考え方についてであります。こちらにつきましては、先般9月会議のときも私、先ほど質問でもさせていただきましたが、M a a Sであったり、広域交通網の考え方というものを話させていただきました。これの基礎となる部分というものは、やはり美里町の人口を少しでも人口減少を抑制する一つの手だてとして、高齢者の方々もやはり最後の最後まで美里町に残っていただけるような、そういった仕組みが必要ではないかなと。そうすると、やはり高齢者の方々からすれば、病院、買物、銀行、この3つというのが大体形になるのかなと思っております、先ほど同僚議員のほうからも質問ありましたけれども、上金沢ですか、まで坂下線、一つの例を例えれば、坂下線に関してはデマンドと会津バスさんの結束点というものができていますよというお話しするのですけれども、これなかなか現実的な話ではないのです。要は時間的ロス、また高齢者の方々というものが1つの科だけで済むのかと。当然内科であったり、外科であったり、整形外科であったりというものの中で毎回毎回デマンド交通を使って、バスを使って例えば町外の病院に行つて、また戻ってきてというのは、これはちょっと現実的な話ではなかなか難しいのではないかなと思っております今回の質問を考えておりました。実際これは新鶴地区ですけれども、新鶴のバス、会津バスの運

行ルート、こちらのほうを見させていただきますと、吹上台入り口で今度バス停留所ができました。バス停留所ができましたけれども、冬になるとバス停留所は上に上がるのです、10メートルくらい先に。私、多分当時一般質問でバス停留所の話をしたときに、あそこでバス止められるのですかと、あそこから坂登るのですかという話をしましたら、登りますというお話だったのですけれども、今回のバスの1点、では吹上台のバス停留所を上にしたその理由なんていうのはバス会社さんのほうから伺ったりとかというのはしているのかどうか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） バス会社さんのほうからは、ご質問いただいた部分もございましたが、やはり冬期間の部分もありまして、当初そういうふうにも可能だというふうにも判断した部分があったと。ただ、実際のところなかなか困難なところもあってということでは伺っておりました。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 確かに吹上台、人口比率からいけば若い方々が多く住んでいらっしゃる場所でもあります。ただ、坂道を下って、しかもあの上上がったところになると、防風林はありますけれども、野ざらしなのです、冬場。真冬、多分あそこを通ると吹きだまりになるところなので、なかなか正直なところ、バスに乗る方が増えるのかなというちょっと疑問なところはあるところもあります。これは一つの考え方ですけれども、広域交通網、この計画というのはやはり活性化協議会の中で早急な公共交通網の在り方というものを考えていただかないと、やはり1年遅ければ1年多くの交通弱者の方々がなくなってしまう可能性がある。それは、イコール空き家にもつながる、町の人口減少にもつながると。そういったものを一日でも早くやはり構築していただくことが私は必要ではないかと思っています。

また、タクシー代の一部補助については、なかなか現段階では考えはないというお話ではありますけれども、こちらにつきましても活性化協議会の中で明確な指針が、例えば5年後とか、10年後とか、そういったようなレベルの話をされるのであれば、やはりこういったものも、タクシー代等の補助というものもやっぱりある程度の一定の条件をつけた上で考えていかなければならないと思うのですけれども、その辺について考え方少し教えていただければと。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、町の網形成計画を策定いたしまして、その後圏域の計画を策定させていただいたと。その中でニーズ調査等々も行いまして、新鶴の運行に関しましても乗降調査だとかさせていただいた上で、極力残していこうということなので、いわゆるなるべく使うところに行きましょうということで今回吹上台のほうを直接回させてもらったという経過がございます。それから、上金沢の部分に関しましては、今まで多分結節ルートが具体的になかったのですけれども、今6便くらいはございますが、どうしても午前中の便が少ないということで、それを何とかできないかということでこれからまた協議していく必要があるというふうにも考えております。今広域的にもよう

やくだういった形でやっていくかということになっていますし、見直しは5年間、5年後には見直されるということでもありますので、そういった部分の中で、いわゆるまずは元年につくって、圏域計画は昨年なのです。状況を十分把握させていただいて、その間いろいろ、多分高校の統廃合もござい
ますし、いろんな社会条件が変わってくると思うので、そこら辺は十分我々も踏襲しながらというか、
検証しながら次に向けた検討計画の中で今おっしゃったような提案の部分についても検討していく必要
はある、その時期に来たらその検討が必要になるかなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 私が思うに、やはり9月会議でもお話しさせていただきましたけれども、人
生80年と言われていた世代から人生100年と言われる世代になり、人生100年に延びても体が強くなる
わけではなく、老いは進んでいくわけであります。寿命は延びてもなかなか停留所まで行ったりする、
そういった体力がこれから高齢者の方々に残っているのか、そういったところも疑問ではありますけ
れども、今すぐどうの、こればかりは町の計画、また広域での考え方、また町の中で簡単に私も補助
を出せということを行うつもりはありません。これは、やはり町の財政あってこそですので、厳しい
この財政状況下の中で、簡単にだせ、だせという話はしたくありませんので、そういったところでや
はり一定の条件下というような話をさせていただくところであります。

これから私たちもそうですけれども、私ももう46になりますけれども、あと20年後、30年後に自分
が免許がなくなっても、返納しても、やはり町の中で暮らしていけるような、そういったような仕組
みづくりというのをやはり考えていきたいと思っています。この時代の中で非常に今変化が激しい時
代です。先進事例、先進事例と言って視察研修行かせていただきますけれども、やっぱり美里町が先
進事例となれるような、何か1つ、ものができるように、それが広域交通網の在り方、そういったも
のがぜひとも先進地域だといって、雪国の地域で先進地域だと思っていただけるように、少しでも早
くそういった交通網、高齢者に対して、交通弱者に対しての施策というものができればいいなと期待
しながら、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時31分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

次に、通告第11号、12番、根本謙一君。

〔12番（根本謙一君）登壇〕

○12番（根本謙一君） それでは、私の通告してあることについて、一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1番目といたしまして、令和4年度当初予算編成方針について。本町の財政見通しに

ついて、歳入における自主財源の半分を占める町税収入において、新型コロナウイルス感染症の影響により見通しが不透明な状況が続いており、依存財源である普通交付税及び臨時財政対策債についても減額が見込まれるとされています。歳出については、大規模改修事業の継続のほか、経費の増加も見込まれることから、より一層の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが急務となっていると述べております。そこで、次について所見を伺いたと思います。

①、杉山町長として初の当初予算編成であることから、具体的な政策転換、新施策は何かあるのか。

②、今後、本年5月実施の長期財政計画ローリングに大きな影響はないのか。

③、事務事業について、令和2年度最終評価から3年度中間評価を経て、改廃などにより踏み込むことがあるのか。

次に、大きな2番目です。本郷地域における幼小中一貫教育構想について。この構想なるものは、本年9月定例会時、私の旧本郷第一小学校跡地利活用に関しての一般質問において、町長は教育施設の配置計画について検討を指示したと見直しの答弁をし、歌川教育長からは、同月23日に開催された町民に対する本郷庁舎利活用基本計画に関する説明会において、私見として披瀝されました。現在本郷地域住民から問題視されている本郷体育館解体及び本郷こども園移設場所に対して、一つの対応施策になり得るのではとして私は興味深く受け止めています。そこで、次について伺います。

①、この構想は町として正式方針となるのか。現在どのように考えているのか、改めて所見を伺います。

②、認定こども園の改築場所、時期はどのように考えているのか。

③、公共施設長寿命化計画や長期財政計画等にも影響してくると考えるがいかがか。

次に、大きな3番目に参ります。旧本郷第一小学校跡地利活用具体的検討について。この件については、本年3月の町民懇談会以来、町の考え方が示されておりません。本年9月定例会一般質問での町長答弁は、地域住民の方々と合意形成を図りながら再度検討していくでした。今後の進め方についてどのように考えているのか、所見を伺います。

次に、大きな4番目です。本郷庁舎大規模改修について。本年9月23日の説明会及びパブリックコメント終了を経て、町民の声がどのように生かされたのかを町民に対してじかに説明することは、住民自治意識の醸成上とても大切な対話の過程と考えております。丁寧に説明会を開催すべきではないか、所見を伺います。

次に、大きな5番目です。街なか活性化について。①、高田地域中心市街地の活性化取組は急務であると考えます。商工会はもちろんのこと、ほか団体、機関や地域住民の方々には関与をいただきながら、住み心地のよいまちづくりを俯瞰したビジョンづくりに資する取組になる行動を起こす体制、組織づくりをすべきと考えます。大事であります伊佐須美神社とのさらなる連携、天海大僧正生誕地としての礼賛と顕彰、旧美里公民館跡地利活用や往時の商店街を含む歴史の掘り起こしなどなど、専門家の知見活用も不可欠であると考えます。所見を伺います。

②、本郷街なかにぎわい創出にもグランドデザインづくりが不可欠と考えます。年中行事、催事があり、インフォメーションセンター大規模改修、向羽黒山城跡資料館施設解体、窯元巡る回遊性仕掛けとまちやど創出、そして旧本郷第一小学校跡地利活用のありようも無縁ではありません。この機を契機とし、ソフト面とハード面一体的に、住民の知恵とともに丁寧な地域づくりの取組を進めるべきと考えます。所見を伺います。

最後の6番目に参ります。コロナ禍の現状認識と農商工業支援策の継続について。新型コロナウイルス感染症は、全国的にも小康状態と言えらると思っておりますけれども、専門家などからは第6波の懸念と対策への進言もあり、いまだ収束とは言い難い状況であります。国外での感染拡大からも警戒は怠らざ、基本的対策の継続は重要です。そこで、次に伺います。

①、コロナ禍の社会生活現状と影響をどのように認識されているのか。

②、2年近くにわたるコロナ禍の影響で地域農商工業の疲弊感はさらなるものがあり、行政としての支援対策の継続も望まれることと考えます。国の地方創生臨時交付金が補正予算で調整と報じられています。給付金支援事業、プレミアム商品券発行などをはじめ、各種施策の検証をしつつ、継続的に来年度においても支援策を検討すべきと思っております。所見を伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

なお、本郷地域における幼小中一貫教育構想につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、令和4年度当初予算編成方針についてであります。1点目の具体的な政策転換、新政策につきましては、第3次総合計画後期基本計画における政策、施策について変更することなく引き続き取り組んでまいります。事務事業につきましては、令和4年度に特に力を入れていきたい事業として、1つ目は未来を担う子供たちの育成及び教育体制の充実のため、幼小中教育の連携強化による教育環境の整備であります。2つ目は、森林環境整備促進事業を拡充し、人と野生鳥獣のすみ分けによる共生社会の構築を目指すとともに、有害鳥獣防除事業における現在の体制強化を図ることあります。

2点目の長期財政計画ローリングへの影響につきましては、新規事業としての教育体制の整備や拡充事業としての森林環境整備は新たな事業費が見込まれます。したがって、一般財源での対応となれば長期財政計画に影響がありますので、他の実施事業の事業費圧縮や財源の振替、優先順位の見直し等による調整を行い、長期財政計画に沿った予算編成が必要になるものと考えております。

3点目の事務事業の改廃につきましては、第3次総合計画後期基本計画の策定に合わせた事務事業の整理統合により、令和2年度最終評価と令和3年度中間評価との改廃事業等を比較することは困難

ですが、令和4年度の予算編成を通して事業効果及び有効性や実績等を考慮しながら検証をしております。

次の旧本郷第一小学校跡地利活用の具体的検討についてであります。本郷地域における幼小中一貫教育構想により利活用方針が大きく変わってくることから、その経過を見据えた上で跡地利活用検討会による3つの理念をベースに今後住民参加によるワークショップを開催し、具体的な整備内容を検討してまいりたいと考えております。

次の本郷庁舎大規模改修についてであります。9月に開催した町民懇談会の意見やパブリックコメントを踏まえ、現在詳細な設計を進めており、今後町民懇談会の開催を予定しております。

次の街なか活性化についてであります。1点目の高田地域中心市街地の活性化につきましては、これまでも国や県の事業を活用し、商工会や金融機関等と連携しながら、創業支援等を中心として地域活性化事業に取り組んでおります。高田地域は、昔から伊佐須美神社や天海大僧正ゆかりの地など、人々の信仰と共存してきた歴史があります。今後は専門家の意見や先進事例を施策に取り入れ、地域住民や商工会を中心とした関係団体とともに、高田地域らしいまちづくりに取り組んでまいります。

2点目の本郷街なかにぎわい創出とランドデザインづくりにつきましては、本郷地域は向羽黒山城跡資料館施設解体、旧本郷第一小学校跡地などの施設の利活用が直面する課題となっております。地域の中で各施設を有効に活用するためには、多くの町民が納得できるようなランドデザインをつくる必要があると考えております。そのためには施設の整備計画と併せて地域のプレーヤーを継続的に育成する体制づくりが重要なことから、関係団体と協力して知恵を出し合い取り組んでまいります。

次のコロナ禍の現状認識と農商工業支援策の継続についてであります。1点目のコロナ禍の社会生活現状と影響の認識につきましては、勤務体制の多様化、イベントの自粛、不要不急の外出を控えるなど社会生活に大きな影響が出ております。さらにはワーキングプアと言われる方々が増加し、失業や収入の減少に陥ったり、家族の関係が崩れる、DV、虐待の問題が発生するといったケースが多くなっているとの報道等があることは認識しているところであります。このような状況の中、本町におきましては、コロナ禍を直接の理由とした生活相談や家庭内の問題に対する相談はありませんでした。なお、コロナ禍に関する専用の相談窓口は設置しておりませんが、問合せいただいた内容により、担当部署あるいは関係機関と連携した対応を行っており、いまだ収束の見通しが見えない状況であることを踏まえ、引き続き関係機関等と連携を図りながら対応をしております。

2点目の各種支援策の検証と来年度における支援策の検討につきましては、現在のところ新型コロナウイルス感染拡大の鎮静化もあり、事業資金に関する制度融資の申請等は減少しておりますが、次の第6波の到来も予想されるため、これまでの影響や今後のコロナ禍による経済活動への影響により、事業者に対する支援が必要な場合は速やかに実施したいと考えております。支援制度の構築に当たりましては、これまで実施してきた各種支援事業の成果を検証し、農業協同組合、商工会、金融機関等の関係機関とも連携しながら、適切な支援を迅速にできるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

本郷地域における幼小中一貫教育構想についてであります。1点目のこの構想は町として正式方針かにつきましては、9月23日の本郷庁舎利活用基本計画に関する説明会以降、教育委員会定例会で合意形成を図るとともに、10月1日の庁議にて、地域とともにある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトとして町長以下全課長に説明を行い、同月25日の総合教育会議においても町長の全面的な支持をいただき、町の正式方針であると認識しております。

2点目の本郷こども園の改築場所、時期につきましては、このプロジェクトの中で令和7年度に移転する計画としておりますが、改築場所も含め、整備検討委員会を立ち上げるなど、町民の皆様のご意見をいただきながら検討してまいります。

3点目の公共施設長寿命化計画や長期財政計画等への影響につきましては、現段階では実施時期等について変更がないことから、公共施設長寿命化計画を見直す予定がないこと、また長期財政計画への影響については新たな事業費が見込まれることから、他の実施事業の事業費圧縮や財源の振替、優先順位の見直し等による調整を行い、長期財政計画に沿った予算編成が必要となることを町長部局に確認しております。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 答弁を頂戴いたしました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、令和4年度の当初予算編成方針についてですけれども、ここに通知として、ホームページからアップした資料がございます。昨年度から見ると、1点、象徴的ということではありませんけれども、一件査定が消えております。まず、このことの意味を教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 特に全部1件1件を査定するというのではなく、PDCAサイクル評価と今回財政規模、財政の方向性ですか。コストの方向性もクロスしながら予算を行うような考え方でおりますので、全体的にバランスを見ながら取っていくということでございます。内容については、十分それは精査しながらやっていくということで、特段一件査定がなくなったから、予算査定を精密に行わないということではございません。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 私の認識では過去の経緯からすると、予算あれば一定の枠で予算化してきた時代がありましたよね。そこから今度一件査定に移行しますよということが出てきた話だと思っています。ですから、当然これがなくなれば、総枠で予算化の方針を、基本方針を所管に落としている

のかなというふうに当然思うところあります。確認ですけれども、それはそうではないということでもいいのですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 枠配分を行うということではございませんで、あくまで今まで検討、昔はそれこそ枠配分やりました。それから一件査定に戻しましたが、この第3総計の後期基本計画からは、事務事業評価のシステムの中でコストの方向性も十分反映させましょうと。成果の方向性、それからコストの方向性を反映させるという形で行ってございました。ということでシステム改修等々も行っております。今回は、そういった部分も踏まえまして予算編成を行いたいということでありますので、皆さんが評価した部分において、どの程度予算に反映していくかという部分も新たに追加されてきたということで、具体的に枠配分ではなく、それは査定は当然行いますけれども、そういう指標を新たに増やしたので、一件査定という部分に関しましては、今回削除させていただいたということでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 理解しました。

それで、同僚議員からの幾つかの質問の中で杉山カラーという話が大幅出ました。今日の同僚議員の中で、町長と議会は車の両輪で、雪国ですので、4輪駆動にする必要があるとか、そういう話がありました。基本的な両輪論ですけれども、私は違うと思っています。議会はハンドルであり、ブレーキです。町長がアクセルを踏む、これは当然あってしかるべきです。やりたいことをやろうとするのですから。そういう認識の違いもこの質疑の中では大変重要な位置づけになってくると私は思っています。議会と町長が両輪では、どこで修正するのですかということになりますから、かえってぎくしゃくしておかしくなるというのが私の基本的な考え。これは、過去の研修と勉強で得た知見です。これを私の考え方の基本に置いて問いただしていきたいと思っております。そのことについては、町長はどのようにお受け止めになります。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思えます。

渡辺議員からの両輪ではなくて、4輪駆動でやるべきだという質問で、私もそのとおりですという答弁をさせていただきました。当然私も議員の皆様方も、向かうところは私は一緒だと思っています。この町がいかんしてよくなるのか、よくなっていくための政策を出していくのが私であり、それに向かって協力をしたり、努力をしてもらうのが議会だというものですから、そういう意味では両輪であるかというふうに思います。ただ、今根本議員がおっしゃったように、例えばこれは違うのではないかというときにブレーキになるのも議会でありますから、それは非常にそのとおりだというふうに思っていますし、是々非々の関係で私はこの町発展にお互いに努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） そういう認識だということで一応受け止めさせていただきます。

この答弁書を見ますと、特に4年度、力を入れていきたい事業として教育環境の整備、これは物すごく分かります。2つ目には森林環境整備促進事業拡充、有害鳥獣防除、これも大きな課題であります。このことによって、ここに力を入れることによって、本当に長期財政計画に影響が出ないのかなと私は思っています。私は、当然出てきてしかるべきだと思っています。では、どこを削るのだという話まで今日はしませんけれども、本当にそういう認識で受け止めていいのですかということだけ確認させてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） この後、長期財政計画を5月ですか、6月に示させていただきますけれども、それは今の、その当時の事業についてすべからく差し込んだ中で、取り入れた中でのシミュレーションをさせていただきました。今回町長の思いの事業もございまして、それを入れながら、ただ財政規模はご存じのとおり、標準財政規模、美里町70億くらいです。そういった中で、今後長期的に財政を健全性を保ちながら持つていく場合には、やはりほかの事業を調整していく必要があるのだろうと思っております。それは、PDCAサイクルの部分も含めまして、事業検証を行いながらという形になろうかと思っております。ただ、長期財政計画は、示した長期財政計画の中で何とかクリアしていくには、そういう手法を取らざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。ですから、総体的には変わらないと、その中で調整してやってくという受け止め方でいいですね。分かりました。

それで、事務事業の改廃踏み込みというのは、昨日の同僚議員の質問の中で、600事業ある中で275事業にしたという話ありました。これすごいことです。この効果はどのように評価していますか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まだ257事業の中間評価は行いましたが、決算につきましては来年度の9月に行く、決算と申しますか、事務事業評価の部分ですね、振替については。600から257に統合したということをご理解いただきたいと思うのですが、細かい事業を全て計上しておりました、前期計画におきましては。後期計画に移るにおいて、1つだけでは事務事業評価がなかなかできないということもありまして、似通ったと申しますか、1つのグループの事業につきましてはまとめさせていただいたということでございます。それで、257の事業にすることで、果たして今までの負担金、補助金は裁量権のないものは評価しませんというふうにしてまいりましたが、全体的に評価できるでしょうと、そういうような考え方の中で257に絞り込んだということをご理解いただきたいと思っております。この257の事務事業評価等々に関しましては、令和3年度の事業になりますので、令和4年9月の会議の中で評価表も含めてお示しすることになろうかと思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。4年度の決算時期に当然そのことが出てくるわけですので、それを見させていただきます。

最後に、大きな1番目の質問で町長にお尋ねしたいのですけれども、過去の一般質問の中で私、マニフェストもつくるべきですよねっておただしをしました。来年度にはそのようにできればしたいという答弁だったと思います。現在の考え方はどうですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

マニフェスト、つまり先ほどの渡辺議員の質問にも関連してくるのかなというふうに思います。やっぱりこの町としてやっていかなければいけないこと、また重要なことであります。これは、本郷体育館の解体も含めて出てきたことでありますけれども、本郷地域の、あの地域のものをよく見直ししてほしいということで教育長に指示をいたしました。その中で、先ほど根本議員から質問があった、幼小中連携ということが出てきました。私の思いの中で、やはり子供の教育というものが一番大事だというふうに思っています。先ほどの質問の中でも答えさせていただきましたけれども、やっぱり幼小中の連携という国が進めているこの施策、これを進めることによって、このものが町のブランドになって、移住、定住にもいいとなればつながってくるでしょうし、そういった意味での私の町のブランド化、渡辺葉月議員の言う町のブランド化を私のマニフェストの一つにしていきたいと、核となるものにしていきたい。そしてまた、子供がこの町に残ってくれるような、そんなまちづくりをしていきたいという思いであります。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 今町長言われたように、これブランド化になり得る、やり方によってはですよ。そこに覚悟があるか、魂が入るか、ただそれだけだと思います。ぜひそこは私も見ていきたいですし、言うことはやらせていただきますので、ぜひここには力入れてください。私も異存はありません、このことに関しては。

それでは、2番目に参ります。幼小中の一貫教育構想についてですけれども、これが出てきたときに私は本当にカルチャーショックでした。私もこのことについては勉強してきたつもりですけれども、まさかここでというところ、この局面で出てくるとは思っていませんでした。それで、町の方針にしたということを確認できましたので、正式な確認等も含めて深掘りはこの時間内ではできませんので、これは3月にやらさせていただきますけれども、基本的なところでこの構想、それから時期も含めて考えますと、認定こども園の改築時期も動かさないということになりますと、相当窮屈な日程の中で町民の理解も得ていかなければならないということありますよね。ただ行政で共有していけばいいという話ではない。最終的には町民の理解を得て初めて推進力が出ると私は思っていますので、そこは大事なポイントだというふうに思っています。そのことはどのように考えていますか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

ただいま議員がご指摘されたとおり、私もやはり丁寧な説明をし、そして住民の方々のご理解とご支援をいただくということが何より大切かというふうに考えております。確かに先々を俯瞰しますと、タイムスケジュールは窮屈ではございますが、何としてもその中でなし得る方向で進めたいというふうな決意を持って進んでまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 本当にタイトなスケジュール、進め方になると思います。今までの町の進め方、こういう大きな事業、特にこれはもうビッグプロジェクトですよ。これは、今までにない大きなプロジェクトになりますので、当然町民の理解は一、二度の説明会で分かってもらえるような話では私はないと思っています。これを考えますと、本当に大丈夫ですかということをもう一度確認させていただきたい。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 大丈夫ですかということの確認ということではありますが、この先このプロジェクトを議員の皆様方にも機会を得てご説明申し上げたいと思っておりますけれども、やはり何より皆さんの協力を得ながら、課題を潰しながらやはりやっていかななくてはならないということだと思います。町長が掲げる教育環境の充実という点を踏まえると、やはり私は子供は毎年毎年大きくなって卒業していくわけでありますから、一刻も早く子供のために教育環境を充実させるということが何より肝要かというふうに思っております。スケジュールの窮屈さは十分認識しているつもりではありますが、ぜひ計画どおり進めるよう指示して、計画どおりやっていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力もよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 一応理解はしたいと思っておりますけれども、当然議会にも十分な説明、これからになりますけれども、町民の説明会も含めてどのように日程的にも考えておられますか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） この後、今議会の中で時間をいただければ議員の皆様方にご説明申し上げたいというふうに思っておりますし、その後具体的に令和4年度から動き出すものもございますので、それに向けて住民の方にもこのプロジェクトについてご説明、ご理解いただく機会を設けたいというふうに考えております。

大変失礼いたしました。議会中と申し上げましたが、議会終了後の協議会か何かの機会をいただけるように今お願いをしているというところでございますので、訂正させていただきます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 町民に対しての説明会は、今具体的にいつ頃と言えませんか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 現在適切な時期を見計らっている段階でございます。町長答弁にもありました本郷一小跡地の利活用、あるいは本郷庁舎の改築の説明も併せてどの辺に持っていくのがよろしいのかも含めて今検討してまいります。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 今年度中にとというのは当然の話かなと思いますけれども、そのように受け止めていいですか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 先ほども4年度からの実施、動きを見据えてということでございますので、3年度中に最初の機会は設けたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 一度で済ませるという考え方はぜひなくしていただきたい。2度、3度、必要ならばやりますよというスタンスでぜひ求めたいと思います。

その中で、3点目の長寿命化計画、長期財政計画等への影響についてはないというふうに思ったのですが、日程がずれば当然変わってくるのですけれども、先ほど確認しましたので、その中で、財政計画の中で調整するという話でありますので、当然ほかの事業にも調整上影響が出てくるわけですが、これは財政政策、財政課ですか、ほかの事業が相当動くということに、その規模からして思われます。その確認だけさせていただきます。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 教育部局から、まだ予算も締め切っておりませんし、これから査定しながら、どの程度の経費がかかるのかということもまだ把握してございませんので、そういった部分も踏まえまして、当然新規事業ということになれば新たに経費も出てきますから、それについては調整をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） すみません、2点目にちょっと戻りますけれども、本郷こども園の改築場所、位置、答弁では整備検討委員会を立ち上げ、町民の皆様のご意見をいただきながら検討してまいる。当然場所も提示しながら言わなければ話は進んでいかないと思います。具体的に言うわけにはいかないのですか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 本郷こども園の移転場所につきましては、候補地として挙げているところはございます。私が進めたい幼小中一貫教育におきましては、やはり小学校と隣接しているということが教育のメリットを高める大きな要因だというふうに考えておりますので、ぜひ小学校と隣接する場所にこども園が移転できればいいなというふうな思いで今後進めたいというふうに考えておりま

す。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 今の話ですと、当然空いているところというのはもう限られています。想定して私のほうから言うわけにはいきませんが、可能な限り言えることはないのですか、具体的な場所。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 私の中で今具体的に考えているのは、本郷小学校の校庭辺りも一つの候補地ではないかというふうに考えているところでございます。これにつきましては、本郷小学校の校庭に移転するために、本郷小学校の子供たちの運動場というところの確保、教育課程に影響がないかどうかも含めて様々な附帯する条件がございますので、その辺りを整理しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） これ以上詰める必要ないのかなと思っています。議会のほうにも十分説明する時間がつくられるということですので、それを待ちたいと思います。

いずれにしても、この幼小中一貫教育、すごい考え方で、本郷地域の部分が適地だという捉まえ方、それはすごく理解するところであります。ただ、全国的に見ますと、小中一貫教育に取り組んでいるという、特に東北地方ではあまり進んでいないように認識しております。この課題も当然いろいろあることも見ておりますけれども、そこを踏まえてしっかりクリアして、会津美里町らしい当然取組をしていこうとしておるのでしょうけれども、そのこのところの教育長としての決意といたしますか、理念をしっかりと披瀝していただいでもらえばこの質問は終わりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 思いをとということではありますが、非常に語れば長くなりますので、端的に申し上げることでお許しをいただきたいと思うのでありますが、やはり私は子供の教育は三つ子の魂百までとはよく言われますけれども、小さいときにこそやはりしっかりと身につけなければならないものがたくさんあるかというふうに思っております。これが小学校や中学校で様々な知識や技能を身につけるための学びのやっぱり基礎となる部分、そこをしっかりとやっていかないと学びが身につかないというふうに考えております。今、国においては幼児教育の無償化を契機に、幼児教育の質の向上であったり、小学校教育との接続の在り方などを検討しておりますけれども、私はやっぱり9年間の義務教育だけではなくて、やっぱり3歳児教育、それ以前のもあるかもしれませんが、こども園から連携した幼児教育と小学校教育、中学校教育を俯瞰した中で身につけなければならない能力というのはたくさんあるかと思うのです。これは、私は全国に先駆けるわけでは決してありませんが、美里町のやっぱり教育ブランドとして、いわゆる算数ができる、国語ができるという学びの中身だけではなくて、人間力ともいべきそういう力を、学びの基礎となる力を身につけていきたいというふう

に考えております。ぜひそれを町全体で進めたいと思いますし、立地に恵まれている本郷地域では、モデル地区としてもっともっと推進できるものと考えておりますので、ぜひご支援をいただきながら、幼小中一貫教育を当町の教育のモデルとして進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 熱い思いを披瀝していただいて恐縮でした。

では、次の質問に参ります。

○発言の訂正

○議長（横山知世志君） すみません、ちょっと待ってください。ここで政策財政課長より発言の訂正が求められておりますので、許可します。

政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 先ほど長財への影響におきまして、総事業費は変わらないのですよねという話の中で、私そうですというふうに申し上げたかと思いますが、あくまで長期財政計画は総事業費ではなく、標準財政規模70億であります。そこに補助金だとかいろいろ加わって170億ぐらいで組んでありますけれども、いわゆる一般財源について一応財源で見ていきたいということですので、一般財源の振替部分に関してはなかなか動いていけないので、それを調整させていただく。だから、総額は変更になる場合がありますというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） よろしいですか。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） まさにそのとおりだと思います。分かりました。

では、3点目に参ります。旧本郷第一小学校跡地の利活用の具体的検討についてということで、答弁で3つの理念をベースに今後住民参加によるワークショップを開催して具体的な整備内容を検討してまいりたい。これ住民参加によるワークショップという点、やるべきことだと思っております。これ時期はいつ頃を想定していますか。それで、どのぐらい回数的にも、言えるならば。いつ頃をめどにまとめたいという考え方なのですか。言えたらお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、まず時期でございますが、先ほど教育長答弁でもありましたように、ここの一つのポイントといたしまして、本郷のこども園のいわゆる改築場所といたしますか、移築場所が一つのキーポイントになりますので、時期につきましては今後開催される教育文化課、教育委員会の住民説明会の状況を踏まえて来年度中には実施をしたいという考えでございます。

あともう一点、何回程度かということがございますが、やはり今後行われる、先ほど幼小中一貫の説明もございますので、その辺の経過を見ながら、ぜひなるべく早急にこういった検討、住民を交えたワークショップについて開催をしたいということでございます。回数につきましては、その後調整させていただきたいと考えておりますので、具体的に何回という考えはまだ現段階ではございません。ただ、複数回は当然必要かと思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 大変すばらしい取組になることを期待したいと思っておりますけれども、よく言う先進事例にもすばらしいところあります。以前に課長とお話できましたように、子供による公園づくりにも取り組んで、すばらしい、国から評価されている事例もあります。いろんな取り組み方があっていいと思います。ただ、この理念に沿ってやるということの大前提にして、しっかり町民の皆さんと、楽しいワークショップしながら、この利活用の整備に向かえますように期待したいと思っております。その確認だけさせていただきます。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまご指摘のとおり、住民を交えた懇談会、さらにはワークショップ等を複数回開催いたしまして、ぜひ住民の合意形成の下に事業を進めていければなと思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 4番目に参ります。本郷庁舎の大規模改修についての町民に向けての懇談会、説明会、結果どういふふうにしますよ、したいという協議をする。とても大事なことだと思っております。いつを予定しているのでしょうか。これも兼ね合いがあるのかな。答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 開催時期でございますが、まだ正式には決めておりませんが、年明け早々に、なるべく早い時期に、しかしながらやはり町民へのPRといひますか、周知も必要でございますので、そういった状況も踏まえながら早期に検討して日程を詰めてまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） そのときに丁寧な説明をしてください。結果だけ説明するのではなくて、いろんな要望があったり、いろんな提案、いろんな意見がありました。その一つ一つにしっかりと応えていくというその丁寧さが大事だと思ひます。希望をかなえられない中身だつて当然あるわけで、財源的にもありますし、技術的にも、あるいは構造的にもいろんなことありますから、そういうのを含めて丁寧に説明するということはとっても大事だと思ひます。それによって自分たちの意見が反映したということで、自分たちの施設だといふふうにはなつていくと思ひます。そうすると、大事な本郷地域のある意味行政拠点として生かされていくといふふうには思ひます。その認識伺つておきたいと思ひます。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 私もそのとおりだと思っております。次回開催いたします説明会についてはぜひその経過、皆様のご意見の範囲状況だったり、丁寧に説明をしたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 次、5点目に参ります。街なかの活性化ですけれども、①の高田地域の中心市街地、とにかく選挙中街頭演説しているときに私びっくりしました。まだ6時になっていませんでした。人が通っていないのです、暗くて。びっくりしました。これ何とかしなければなと思いました。何とかしましょう、町長。そのために一から、今までのこといろいろありますよ、やってきたこともそれはそれとして、それはストックとしてありますから、それも踏まえながら、未来に向けてとにかく若い人たちにも入ってもらって、どうしたいのだという、そういう集約を図る動きを今起こすべきだと。新町長になったから、なおさらそれやりやすい。ぜひこれはお願いしたいなと思っておりますけれども、ただ具体的な中身的にはどうなのだろうなというふうに、考え方はこのとおりでいいと思っておりますけれども、商工会中心にとっても、なかなか今までのことを思いますと、そこだけにお任せというのはちょっと重荷になる。これは、町がやっぱり住民の皆さんに呼びかけて、しっかりした組織をつくって、この町どうやったらいいのだということ、先ほど同僚議員からありましたね、どうしたいのだということ。私たちはこうしたほうがいいと思うという、そういう話をどんどん吸い上げる、そういう組織が必要だと思えます。その辺どのように考えますか。

○議長（横山知世志君） 町長、答弁。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

答弁でも申し上げましたけれども、私自身この高田の商店街、そしてまた本郷地域の商店街も含めてですけれども、全国的に本当にシャッター通りが増えて、活性化が失われているという状況を危惧しておりました。私もここは何とかしなければいけないなと思っている一人でもあります。そのためには何をすべきかということだというふうに思います。

成功事例をやっばり見てみますと、そこに住んでいる方々が本気になってこの商店街を何とかしよう、この町並みを何とかしようという方がいらっしゃって、その方が先頭に立って旗を振って、そこに集っているいろんなことを考えながら、いろんな議論をしながらまちづくりをしていって成功していったという事例が多いのだというふうに思います。そんな中で、私はまず来年、令和4年度は、まずは商工会になるのかもしれませんが、地域に面した方々が本気になっていただくためにも街なか活性化の協議会という、これ仮称ですけれども、立ち上げていただいて、その中で議論を尽くしていただいて、どうすればいいのかということ、まず地元の方々が真剣になる。行政でできることというのは限りがありますので、それに対して町のできることはしっかり応援をしていく、そういうことをまず第一歩としてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 基本的に異論ありません。その際、商工会中心にと矮小化しない。テーブルは大きいほうがいいです。いろんな人がそこで絡み合う、これ大事だと思います。やっぱり当事者意識皆さんに持ってもらわないと、私もそれを言うてきました。誰かがやってくれるのではないと、あなたたち、私たちなのだという思いを共有していきましょうということではひくいべきだというふうに思いますので、そこだけはしっかり確認させていただきたいなど。絶対小さい組織ではちょっと厳しいというふうに思います。そここのところ確認だけさせていただきます。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

全くそのとおりだというふうに思っておりますので、そういう行動を取ってまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 次に、本郷地域ですけれども、本郷地域とて同じです。ああいう状態になってしまいました。高田地域は、ああいうふうになるのを少しでも避けなければならない、阻止したい、私は。ですから、今お話しさせてもらっているのです。では、本郷はあのままでいいかって、よくありません。このタイミングにぜひグランドデザインづくりに取り組んでいくべきだと思います。これも組織が当然必要です。それも併せて高田地域と同じようにぜひ立ち上げることをしていただきたいと思います。確認させていただきます。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、一緒に立ち上げてまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 期待しています。お願いします。

最後に参ります。コロナ禍の現状ですけれども、現状認識と農商工業支援策の継続についてということです。まず、1点目については分かりました。相談もなかったということで、ただ新聞紙上等、マスコミ等でもそうですけれども、やはりいわゆる困窮者の方々が本当に困っているという現実はいくらでもあるようです。ですから、本町はどうなっているのだろうかという問題意識が湧きました。当然窓口はあるのだろうかと思いましたがけれども、あえてそういうものを設けなくても、とにかく問合せがあったら対応はできるということは分かるのですけれども、ただ町民の皆さんに向けての受皿、また窓口的なものはしっかりありますよ、相談は何でも受けますよということの周知は図られているのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 窓口の件につきましてですが、専用の窓口というのは実際設けてはおりませんが、コロナに関する電話相談専用ダイヤルということで昨年の2月に全戸に周知して対応してきたところでございます。基本的にはコロナに関する相談ということなのですが、その中でい

ろいろご相談を受けたりということが実際的にはございました。ただ、目的がコロナによって経済的に困窮しているとかという話ではなくて、コロナに関する、病気に関するご相談という流れの中でついでにという話があったりとかというのは過去にはあったと、去年当初、初めの頃にはあったということですが、そのための話だけではなく、質問というのは特にはなかったという形で聞いております。その専用ダイヤルのほうで基本的には周知して対応してきたということでございます。あと、窓口のほうに来られた場合には適切に対応して関係機関のほうに、あと関係課のほうにつないで専門的な対応をしていただくということで対応してきたということでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 皆さんのそういう対応は、私も知らないわけではありません。確かにやっていただいていると。ただ、そういうコロナの対応を入り口にしてということだけではなくて、やはり周知を図る上ではこういうことでの生活相談でも全て何でもいいですよ、ぜひご相談くださいという周知は図ったほうがいいのではないですかという提案です。再度お願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 専用の窓口の設置についてでございますが、今後、今現在ワクチンに関する対策室等もでございます。あと、関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 次に、2点目に参ります。農商工業者への支援策ですが、昨年と同様、同じことをやれと言うつもりはありませんけれども、当然検証しなければなりません。じわじわ、じわじわとやっぱりダメージ的に影響を受けていることはこれ間違いありません。一時期、第5波でしたか、3波、4波でしたっけ、収まったときに景気が回復するのではないかとみんな期待しましたよね。でも、そうはならなかった。やっぱりこのダメージは相当きついものがある。2年間ですよ。これを考えれば、当然検証をしっかりとやっていただいて、速やかな支援策は講じていくべきだというふうに思っていますけれども、その基本的な認識、再度お願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

現在の景況感につきましては、やはり一部に持ち直しの動きというものは見られておりますが、依然として各産業とも新型コロナウイルス感染症の影響というのは大きくて、依然としまして厳しい状況にあるというふうに私どものほうでも認識しております。今までやってきた事業の検証も当然させていただきながら、今現在各それぞれの産業がどういった状況になっているのかというものを町の識見を有しております金融団の方々ですとか経営指導員の方々と情報を共有、協議をさせていただいて、適宜に的確な支援ができるように、今からその方法論というものをしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） そのようにぜひ求めたいと思います。特に商工会さんにぜひ動いていただきたい。認識を共有して、しっかり連絡を密にして、ぜひこれを取り組んでいただきたい。商工会でしっかり動けば当然やらなければならないことが浮き上がってきます。私は、それをぜひ行政としてしっかり見落とさないでやっていただきたい。再度の確認でこの質問を終わります。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 議員おただしのとおり、当然商工会、本当に基軸になっていただかなければならない重要な機関でございますので、しっかりと働きかけをしながら、町も当然一緒になってこの窮状を脱するために取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 3時43分）

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 4 号)

令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議

議事日程 第4号

令和3年12月10日（金）午前10時00分開議

- 第1 議案第84号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
 - 第2 議案第85号 会津美里町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例
 - 第3 議案第86号 会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定について
 - 第4 議案第87号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）
 - 第5 総括質疑
 - 第6 議案の常任委員会付託について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議案第84号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第1、議案第84号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） おはようございます。それでは、議案第84号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書17ページ、併せまして提出案件資料5ページ中段、参考資料、新旧対照表、30ページから32ページを御覧ください。本案は、会津美里町行政手続における押印の見直し方針に基づきまして、本町における行政手続の簡素化や住民等の利便性の向上を図るため、各種届出や申請書における押印を不要とするため、関係する条例について所要の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、条例中で規定しております様式の書面への押印を不要とするものでございます。まず、第1条におきましては、会津美里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部の改正でございます。これは、別記様式の宣誓書への押印を削るものでございます。

次の第2条は会津美里町火入れに関する条例の一部改正で、様式第1号の火入れ許可申請書への押印を削るものでございます。

続きまして、第3条は会津美里町消防団設置等に関する条例の一部改正で、別記様式の宣誓書への押印を削るものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和4年1月1日から施行することとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 14番、横山義博議員の入場を許可します。

〔14番（横山義博君）入場〕

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 確認の意味でお尋ねします。この押印見直しの件は、随時いろいろ説明は受けてきていることは認識しております。今回の条例の見直しということでもありますけれども、これま

ではどういふことで不要にする等の見直しを図ってきて、今回はこの3点が上がっておりますけれども、今後についてはまだ出てくるのかどうなのか、確認させてください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、現在町ではそういった手続の方針を定めてございます。その手続の方針に基づきまして今回提案するものでございます。原則といたしまして、町民等が手続を行いますそういった申請書等に押印等については省きましょうという方針でございます。今回提案した整理条例でございますが、条例は3本でございますが、その中の押印する箇所を、様式の押印箇所を削るということでございます。

今後でございますが、今回は条例でございますが、それに伴います規則、要綱等がございます。あわせて、それにつきましては来年の1月1日から押印を不要とする改正というようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 今の来年1月1日から不要の部分、規則等を変えていくということですが、その周知はどのようにされていくのですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 町民への周知でございますが、まず12月1日号で一度町民のほうにはお知らせしております。さらに、来月、1月1日号でございますが、その広報にもお知らせをすることということでございます。ただし、今回の改正でございますが、あくまでも押印を不要とするものでございますが、当面の間は押印をしても申請とか、そういったものについては受け付けるということになってございますので、広報については、周知につきましては1月1日広報紙、さらにはホームページ等でお知らせをする考えでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 大体分かりました。問題は、町民の方々に混乱を与えないような対応で、ぜひスムーズなところで進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第84号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第85号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案第85号 会津美里町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、児島隆昌君。

〔町民税務課長（児島隆昌君）登壇〕

○町民税務課長（児島隆昌君） おはようございます。それでは、議案第85号 会津美里町特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書18ページから19ページ、併せまして提出案件資料5ページ下段、参考資料33ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料及び参考資料によりご説明させていただきます。

本件は、福島県内における放射性物質による汚染の有無、またはその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客数の低迷、いわゆる特定風評被害によりその経営に及ぼす影響に対処するため、事業者が行う新たな事業の開拓、事業の再編による新たな事業の開始、または収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資、その他の事業活動等、それら特定事業活動の振興を図るため、福島県が福島復興再生特別措置法の規定に基づき令和3年4月20日に特定事業活動振興計画を作成し、国へ提出したところでございます。これに伴いまして、特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を実施する事業者が当該特定事業活動の用に供する機械及び装置、建物もしくは土地等に対する固定資産税について、福島県復興再生特別措置法及び福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の規定に基づき課税免除の措置を講ずるため、新たに条例を制定するものでござ

います。

課税免除の内容につきましては、特定事業活動施設等の新設、増設の対象期間を特定事業活動振興計画が提出された令和3年4月20日から令和8年3月31日までとし、課税免除の期間を固定資産税が課されることとなった年度から5か年度分とするものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

なお、付け加えまして、特定事業活動振興計画の概要について説明をさせていただきたいと存じます。当該特定事業活動振興計画には目標や期間、特定事業活動の振興を図るため、実施しようとする措置の内容が示されてございます。目標につきましては、措置の内容等含めまして2点ございます。

1点目は、農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復、開拓であります。2点目は、観光資源の魅力増進及び観光誘客、交流の促進とされてございます。また、計画の期間につきましては、認定福島復興再生計画に即し、令和3年度から令和7年度までの5年間とされております。なお、計画の対象地域につきましては、福島県内の全59市町村が対象となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明は終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点だけお聞かせください。この33ページの（6）に将来にわたる効果及び費用というふうになっているところと令和8年3月31日までというふうになっています。今の説明の中では5年間見ておるようですけども、やはりこれはなかなか見通せない厳しい現実がございますから、5年というふうに切ってしまうといいのかなというふうに私は思っています。そのところで、これは延長も可能となるのでしょうかけれども、その辺の認識だけ伺っておきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） ただいまの根本議員の質問にお答えしたいと思います。

期間につきましては、令和8年3月31日までとされております。こちらにつきましては、当該振興計画の期間が5年とされておりますので、まずはその計画自体の変更があった場合については、当然課税の特例というのが法で定められておりますので、もし変更計画があれば、それに基づいて期間の延長ということは考えられるかと存じます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第85号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第86号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第86号 会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課主幹、福田富美代君。

〔教育文化課主幹（福田富美代君）登壇〕

○教育文化課主幹（福田富美代君） おはようございます。議案第86号 会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定についてをご説明いたします。

議案書20ページと併せまして、提出案件資料6ページの上段、また提出案件参考資料の34ページから36ページを御覧ください。本案は、令和4年3月31日をもって指定管理委託期間が終了となります高田体育館をはじめとする高田地域体育施設6施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項及び会津美里町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の指定管理となる公の施設の名称は、高田体育館、二本柳運動場、宮川運動場、河畔公園庭球場、宮川庭球場、小山スキー場であります。

指定管理者となる者の名称は、特定非営利活動法人会津美里クラブ衆であり、指定管理者の管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。今回の指定管理につきまして公募いたしましたところ、1社のみ応募でありました。その後11月9日に町公の施設の指定管理者選定審議会より、指定管理者候補者に選定する旨の答申をいただいたところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

3番、渡辺葉月君。

○3番（渡辺葉月君） 1点確認なのですが、私の手元にある配付された資料ですと、この選定側の主観に基づいた資料のみ配られているのですが、選定側の選定作業に資する資料というものはご準備ないということで間違いありませんか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、その選定会議の中の資料ということでございますが、その件につきましては指定管理者からこれに基づきます計画書等、申請書等が提出がございます。現在それにつきましては、非公開ということでさせていただいておりますので、資料の提示につきましては現在提出しております参考資料のみということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 14番、横山義博議員。

○14番（横山義博君） 指定管理者選定するわけですが、その前にこの施設が結構年数がたっていて古くなっている場所が結構多いと思うのです。現実に補修しながら多分利用されていると思うのですが、その補修内容の金額的、あるいは期間的な限度というのはどのように考えて審査すればいいのですか。

○議長（横山知世志君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの横山議員さんのご質問であります。例えば修繕のあった場合ということで、お互いに協議してということになります。しかしながら、軽微な修繕についてはということで軽微なところなのですが、基本10万以内のものを軽微というふうに扱っており、協議しながらということで進めております。ただ、超えた場合であっても、それぞれ指定管理者によって修繕可能である場合については行っていただいているということではございますので、その都度情報を共有しながらということではやっております。

○議長（横山知世志君） 14番。

○14番（横山義博君） 金額的には10万程度というふうな一つの目安ということで提示されたのですが、昨年聞いておりますけれども、宮川の庭球ソフトコート、これが二、三か月多分剥がれて利用不可になっていたということで使っている方に問合せがありまして、確認させていただいたところ、修繕するのですけれどもという話でした。もう終わりましたけれども、その金額とか期間というのは、使われている方に早めに連絡できるような、そういう体制を取っていただきたいと思います。それをやるのは多分指定管理者にされたところであると思うので、町の指導もそういうふうなことが迅速に、あるいは速やかにという形でやってもらうように指導をお願いしたいということです。

○議長（横山知世志君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの横山議員からのおただしですが、先般の鈴木議員からの一般質問もございました。町としましては指定管理したから全く知らないではなくて、やはりそういった町民の声に耳を傾けながら、早急な修繕なりなんなりというところで指導してまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 3点ばかりお伺いいたします。審査の採点結果ですけれども、審査基準の2、それから5が総体的に見てもちょっと低めに出ているなというところで、いわゆる現場をよく知っておられるところに指定管理をお願いしていることからしても、私は全て80点以上には少なからずなっているのだろうというふうに思っていました。でも、現実にはそうはなっていないと。それはどうしてなのだろうなというふうに考えたときに、いわゆる使用者のみならず、町側としてのしっかりした状況把握、コミュニケーションも含めてしっかり取られているのかな、あるいは行政的助言指導がしっかり入っているのかなというところをまず確認させていただきたい。

2点目は、附帯意見のところでもオンラインを使った施設予約の方法等を町と検討を進めることと。今これ検討を進めることということでは、私はちょっと時代遅れになりはしないかと。もうとうにこういうことは取りかかっているからいけない。これは、行政全般にも言えることかと思えますけれども、そこをどのように認識されているのか。

3点目ですけれども、やはり附帯意見のところの2ポツのところでも補助金等予算確保を徹底する等というのは、この補助金はどこからの補助金のことを指しているのか。町のみならず、ほかからの補助金、県とか国とかってあるのかもしれません。あるいは、民間でもいろいろな支援、事業がありますから、そういうところも見ながらしっかりチョイスできるような努力を、自主運営に向かって努力していただきたいということなのか、そこを教えてください。

○議長（横山知世志君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 1点目の指定管理者とのコミュニケーションが図られているかというところなのですが、今現在特定非営利活動法人クラブ衆のほうに委託しております。常日頃から体育館の管理だけではなくて、クラブ衆も自主事業として多くスポーツ事業なども行っております。また、こちらのじげんホールなども使いながらも活動しております。そうしたところでいろんな形でこちらの公民館窓口へ行きまして、いろんな町民の声だったり、あと課題となるというか、ご相談であったりということで随時受付しておるところなので、連携のほうは図られているかと考えております。

2点目の……

○議長（横山知世志君） 1問ずついきましょう。

根本議員。

○12番（根本謙一君） それは、連携されているのは当然のことだと思っております。努力されていることも認めさせていただきたいと思えます。私が問いたいのは、この評価のレベルです。私は、80点以上ですばらしい管理をしていただいているという数字が出てきているのだろうというふうに思いましたけれども、意外、私からすれば少し低いなと思ったのです。及第点ですよと言えればそれまでですけれども、それでは私はいけないと思っています。これ競争が働いていないということを言うつもりはありませんけれども、私はもっとレベルの高い評価をいただいているべきだと思っています。なぜならば地元をよく知っている方々が関わっていますから、もっともっと喜んでもらえるような運営の仕方があるのだろうなというふうに思っているからゆえ、この評価点は当局としてはどのようなふうを受け止めておられますか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

ただいま議員からおたがしがあつた中身につきましては、実は定例の教育委員会の中でも議論がありまして、この点数の細分化されたウエート、各分野ごとの観点ごとのウエートがあるわけですが、そこも含めて一体何点だったら合格なのかというような基準を明確にしていく必要があるだろうということが1点あります。それから、トータルでのやはり合格点というものも定めていく必要があるのではないかと。加えて、このウエートの中身、観点もありますけれども、そういうものを含めて審査の基準をきちんともう一度練り直す必要があるだろうということで教育委員会の中で意見もありましたので、次回に向けてその辺もちょっと整理、検討していかなければならないというふうに思っております。

なお、委員それぞれの点数につきましては、これは個人的な、いわゆる絶対評価となりますので、これについては何点以上を合格の場合にはおつけくださいとかというものはないということで、トータル、合わせるとちょっと見劣るような点数になってしまったということについては、そのような事情があるということでご理解いただければというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 問題提起としてさせていただいたということでご認識いただければ、その後の推移を見させていただきます。

では、2点目をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 2点目のオンラインを使った施設予約等の確立につきましては、実際町としましてはそれぞれの窓口に来ていただいて空き状況を確認していただき、それぞれ利用される方が予約していただいているということで、いまだにちょっと旧方式でやらせていただいております。先般公共施設の整備計画の中での長寿命化計画の補完計画といたしまして、会津美里町社会体育施設整理計画というところを今策定しようとしております。その中でやはり一体的な施設の管理、

また施設の有効活用を図るためというところで今後オンラインを導入しまして一括して管理して、皆様の利用者サービスの向上を踏まえてオンラインを導入したいと考えているところであります。それにあわせて、やはり指定管理者となる方々のご理解も得ながら今後進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 3点目、お願いいたします。

○議長（横山知世志君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 3点目の補助金等の予算確保を徹底するということのご意見だったのですが、実際クラブ衆におかれましては、各スポーツ事業におかれましてオリンピック選手、出場された選手を招聘して子供たちのスポーツ教室等数多く行っております。その都度t o t o助成というものの補助金を助成を受けながら、それを活用しながら事業を行っております。そういったところも踏まえて、そういった補助金というのはあくまでも町からの補助金ではなくて、自主事業のためにそういった人と助成等を活用しながらというところでのご理解をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） ということはまだまだ取組を、補助金あるいは助成金をいただきながら、もっともっと事業活動を進展させられる余地があるということでの受け止め方でよろしいですか。

○議長（横山知世志君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） そういった意欲は強く持っているというふうを考えております。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

3番、渡辺葉月君。

○3番（渡辺葉月君） それでは、議案第86号 会津美里町体育施設の指定管理者の指定について、反対の立場から意見をさせていただきます。

公の施設の責任主体につき、2003年に大きな変革がなされました。それまでと違い、民間にも広く開放することとなった、これが指定管理者制度です。このとき指定管理者の指定につき、議決事項とすることになったのも大きな変更の一つでした。本件は、残念ながら常任委員会付託されることなく即決となりました。議会側できちんと常任委員会に付託をして審議を深めることが大切だと考えます。この辺りは議会運営委員会の皆様にもお考えいただきたいと思えます。

選定作業そのものを非公開にすることは仮に理解を示すとしても、選定作業の後に議会に対して非公開というのは言わば独裁そのものであり、これに黙って賛成することは議会が町長に白紙委任をし

たことに等しく、私には理解ができません。もし町民から情報公開請求をされた場合、町民には請求に応じて、議会側にはそれを出さないといったときには本末転倒になってしまいます。つまりいかにすれば議会は審議をしっかりとすることができるのかということが大きなポイントになってくると考えます。都内のとある自治体では、再指定の場合に指定期間中に実績報告書や実業報告書並びに選定委員会の選定評価の際の資料も議会に提出され、常任委員会で議論する事例があると聞いています。地方自治法から考えると、これがあるべき姿ではないかと私は考えます。

まとめますと、私自身もふだんからクラブ衆さんに関してはすごく利用していますので、信頼はすごく置いているのですが、これとそれとは別で、議員側の立場からすれば、判断材料となる資料そのものが公開されていないまま議決することは二元代表制の大原則に反することだと判断しましたので、本議案には反対します。

なお、町側におかれましては、今後はきちんと議会に審査に資する資料を出すこと及び、議会側としてはその資料を受け取る場としてきちんと常任委員会付託をすべきだと考えます。その旨申し添えます。趣旨ご理解の上、ご賛同お願いいたします。

以上です。

○議長（横山知世志君） 賛成の討論はありませんか。

6番、長嶺一也君。

○6番（長嶺一也君） 私は、議案第86号 会津美里町体育施設（高田地域体育施設）の指定管理者の指定については賛成する立場でございます。この議案として上程される前に、会津美里町公の施設の指定管理者選定審議会の中で適正に審議され、指定管理者の指定候補者として町長に答申しまして今回議案として提案されたものだと思います。なので、第三者機関たる選定審議会の中で十分審議を受けたものですから、この団体、特定非営利活動法人会津美里クラブ衆は、管理運営するに値する適正な団体だというふうに判断されたものと思います。もし今回否決された場合、改めて募集から粛々と手続を進めるような形になろうかと思いますが、そうなりますと来年4月1日からの管理者は多分決まらないのではないかなと思います。そうなりますと、町民の健康保持、増進する施設を利用できなくなってしまいますので、町民にも不利益が及ぶと思いますので、本日この場で賛成の立場で採決したいと思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第86号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してく

ださい。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第87号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第87号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第87号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。予算書と併せまして、提出案件資料7ページから41ページを御覧いただきたいと存じます。

予算書の表紙を御覧いただきたいと思います。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,212万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,043万3,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正であります。2枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為補正を御覧ください。追加でありまして、いずれも令和3年度末で債務負担行為の設定期間が終わるものにつきまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。事項、期間、限度額の順に読み上げまして説明とさせていただきます。窓口業務委託事業、令和4年度から令和6年度まで、9,397万3,000円。外国語指導助手派遣業務委託事業、令和4年度から令和5年度まで、2,805万円。小中学校スクールバス運行業務委託事業、高田小学校、高田中学校分、令和4年度から令和6年度まで、1億2,247万6,000円。小中学校スクールバス運行業務委託事業、本郷地域、令和4年度から令和6年度まで、4,130万9,000円。以上、4つの事業について計上させていただくものでございます。

第3条、地方債の補正であります。1枚おめくりいただきまして、第3表、地方債補正を御覧ください。追加でございます。会津若松地方広域市町村圏整備組合消防費負担金として、緊急防災・減災事業債を記載のとおり追加するものでございます。これは、会津美里消防署の新築工事として、当初予算において過疎対策事業債を計上してございましたが、国の見解により事務室等一部施設が過

疎対策事業債の対象外とされたことから、県と広域市町村圏整備組合及び町の3者で協議いたしまして、その一部につきまして緊急防災・減災事業債を活用させていただくものでございます。

次のページであります、変更であります。旧会津美里町公民館解体事業に係る合併特例事業債につきまして、事業費の確定によりまして、限度額を記載のとおり減額するものでございます。

次の会津若松地方広域市町村圏整備組合消防費負担金に係る過疎対策事業債につきましては、地方債の追加でご説明いたしましたとおり、会津美里消防署新築工事に係る過疎対策事業債の一部が対象外となり、緊急防災・減災事業債を活用すること及び事業費の確定によりまして、限度額を記載のとおり減額するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、本郷中学校プール解体事業に係る過疎対策事業債でございますが、事業費の確定により、限度額を記載のとおり減額するものでございます。

次の水道未普及地域生活用水確保対策基金事業に係る過疎対策事業債でございますが、廃止と関連してございますので、先にそちらをご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、廃止の欄を御覧いただきたいと思います。企業誘致促進支援事業に係る過疎対策事業債でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、高田工業団地販売用地の取得を予定している企業が年度内の取得を見送ったことから、450万円を廃止するものであります。1枚戻りまして、水道未普及地域生活用水確保対策事業に係る過疎対策事業債につきまして、廃止した450万をこの過疎ソフトに充当するため、記載のとおり増額をするものでございます。

次の急傾斜地崩壊対策事業負担金に係る緊急自然災害防止対策事業債でございますが、本郷地域の西光寺地区で行われております福島県事業の負担金でございますが、事業費の確定により、限度額を記載のとおり減額するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課ごとの補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

歳入であります。13款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金491万6,000円の増額の主なものにつきましては、2節の認定こども園入所費負担金（公立分）でございますが、保育料の算定切替えにより487万5,000円を増額するものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,192万3,000円の増額の主なものにつきましては、2節の障がい者自立支援給付費等負担金でございますが、障がい福祉サービス利用者等の増加により1,349万8,000円を増額するものでございます。

4ページをお開きください。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,758万5,000円の増額につきましては、1節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、事業者支援分を増額するものでございます。

2目民生費国庫補助金278万3,000円の増額につきましては、2節の子ども・子育て支援事業費補助

金でございまして、児童手当制度改正によるシステム改修のため、増額をするものでございます。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金636万9,000円の増額につきましては、2節の障がい者自立支援給付費負担金でございまして、障がい福祉サービス利用者等の増加により増額するものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金2,054万4,000円の減額の主なものにつきましては、2節の重度心身障がい者医療費給付事業補助金で今後の執行見込みにより639万円、また3節の地域医療介護総合確保基金事業補助金で事業予定法人より施設構造上の理由から事業取下げの申出があったことなどによりまして、1,406万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

5ページに参りまして、4目農林水産業費県補助金1,463万7,000円の減額の主なものにつきましては、1節の経営所得安定対策等推進事業補助金で107万円の減、多面的機能支払交付金で219万9,000円の増、担い手づくり総合支援事業補助金で763万2,000円の減、2節のふくしま森林再生事業補助金で865万2,000円の減でございまして、それぞれ事業費の確定等によりまして補正をするものでございます。

3項県委託金、3目土木費県委託金239万1,000円の減額の主なものにつきましては、2節の河川浄化作業委託金で事業費の確定に伴い159万4,000円を減額するものでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入130万8,000円の増額につきましては、1節の加工米工場貸付収入でありまして、土地売却を予定しておりましたが、貸付けを延長することとなったため、増額をするものでございます。

6ページをお開きください。18款寄附金、1項寄附金につきましては、令和3年8月1日から9月30日までにお寄せいただきました寄附金でございまして、1目一般寄附金につきまして3件107万円、2目ふるさと納税寄附金につきまして355件701万6,000円、3目民生費寄附金につきましては2件8万円をそれぞれ増額するものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億6,813万6,000円の減額につきましては、今回の補正予算における一般財源余剰額の調整のため、減額を行うものでございます。

21款諸収入、4項雑入、1目納付金371万4,000円の減額につきましては、2節の学校給食費（現年度分）について、年間給食数の確定見込みにより減額をするものであります。

2目雑入3,950万2,000円の増額の主なものにつきましては、7ページに参りまして、1節の福島県後期高齢者医療広域連合負担金還付金で、令和2年度療養給付費負担金の確定に伴いまして2,329万3,000円、それから支障物件移転補償金で新鶴地域、梁田地区のほ場整備に伴い、電柱に共架している光ファイバーケーブルの移転が必要となったため113万8,000円、それから多目的機能支払交付金事業返還金で令和2年度事業費の精算に伴いまして373万2,000円、次の社会福祉施設等改修事業者負担金では、本郷デイサービスセンター浴室改修工事及び新鶴デイサービスセンターのろ過装置更新工事に係る事業者負担分1,143万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

22款町債、1項町債につきましては、先ほど第3表の地方債補正でご説明申し上げました内容でありまして、2目衛生債から7目教育債までそれぞれ記載のとおり補正するものであります。

8ページをお開き願います。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費46万5,000円の減額の主なものにつきましては、1節の報酬で新型コロナウイルス感染症対策による地域おこし協力隊の募集活動の中断等に伴いまして296万5,000円の減、4節市町村職員共済組合負担金では、算定に係る標準報酬月額の設定に伴いまして、402万円を増額するものであります。

2目自治振興費332万1,000円の減額の主なものにつきましては、18節の地域おこし協力隊活動費助成金で、先ほどもご説明いたしました、新型コロナウイルス感染症対策による地域おこし協力隊の募集活動の中断等に伴いまして、130万円を減額するものでございます。

6目財産管理費762万5,000円を増額の主なものにつきましては、事業費の確定見込みなどによりまして、12節清掃委託料260万9,000円、測量・登記委託料267万円をそれぞれ減額し、24節ふるさと振興基金積立金で、歳入でご説明いたしました一般寄附金及びふるさと納税寄附金の増額分808万6,000円、それから10ページに参りまして、過疎地域持続的発展基金積立金で、第3表、地方債でご説明いたしました水道未普及地域生活用水確保対策基金事業の増額分450万円を基金に積み立てるため、それぞれ減額をするものでございます。

7目企画費81万8,000円の減額の主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金の説明欄3つ目からであります。若者定住住宅取得支援事業補助金で事業費確定見込みにより200万円の減、それから住宅取得支援事業補助金につきましては、今後の執行見込みによりまして320万円の増、交通事業者支援金で新型コロナウイルス感染症対策事業の事業費確定によりまして149万5,000円を減額するものでございます。

9目電算管理費735万3,000円を増額の主なものにつきましては、12節のシステム構築委託料で新鶴庁舎大規模改修に伴う庁内ネットワーク機器の移設構築のため134万4,000円、それから電柱添架委託料で、歳入でもご説明いたしました、梁田地区のほ場整備に伴う光ファイバーケーブル移設のため113万9,000円、それから機器移設委託料で旧会津美里町公民館の解体に伴う防災情報システム屋外スピーカーの移設のため270万6,000円、それから17節ソフトウェア購入費で業務効率化を目的とした会議録システム導入のため115万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページをお開きください。一番下であります。3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費1,493万4,000円を増額の主なものにつきましては、13ページに参りまして、19節の自立支援給付費で、歳入でもご説明いたしました障がい福祉サービス利用者等の増加によりまして2,862万7,000円の増、重度心身障がい者医療給付費で今後の執行見込みにより1,000万円の減、自立支援医療(更生医療)給付費で生活保護受給者の更生医療の利用実績がなかったため、315万円を減額するものであります。

4目高齢者福祉費573万1,000円を増額の主なものにつきましては、14ページをお開きいただきまし

て、一番上であります。19節老人福祉施設入所者保護措置費（養護老人ホーム）で入所者数の今後の見込みにより240万円の減、27節介護保険特別会計繰出金で事務費及び保険給付費の増額に伴い933万2,000円を増額するものであります。

5目高齢者福祉施設費1,400万円の減額につきましては、18節の地域医療介護総合確保基金事業補助金でありまして、歳入でもご説明いたしました事業予定法人からの事業取下げによりまして減額をするものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童手当費304万8,000円の増額の主なものにつきましては、12節のシステム改修委託料で、歳入でもご説明いたしました児童手当の制度改正に伴うシステム改修について、278万3,000円を増額をするものであります。

15ページに参りまして、5目認定こども園費2,948万4,000円の減額につきましては、12節の保育業務委託料で新型コロナウイルス感染症の影響から土曜登校園児が減少したことから減額をするものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費204万3,000円の増額の主なものにつきましては、12節の妊産婦健診・新生児聴覚検査委託料で対象となる妊産婦及び新生児の増加見込みにより253万8,000円を増額するものでございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費318万4,000円の減額につきましては、事業費の確定によりまして、12節の廃棄物収集運搬委託料215万円、17節の衛生用備品103万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

16ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費3,708万6,000円の減額の主なものにつきましては、8節の費用弁償で鳥獣被害及び捕獲件数が減少したことによりまして、鳥獣被害対策実施隊の費用弁償325万2,000円、18節の説明欄4つ目からであります。担い手づくり総合支援事業補助金で事業費の確定に伴い763万2,000円、認定農業者等経営継続支援給付金では新型コロナウイルス感染症対策事業の事業費確定に伴い1,690万円、それから農業生産力強化支援事業補助金で事業費の確定見込みにより122万2,000円、有害鳥獣防除事業補助金350万1,000円及び有害鳥獣被害箇所修繕事業補助金200万円につきましては、鳥獣被害及び捕獲件数の減少により、また経営所得安定対策等推進事業補助金について、事業費の確定見込みにより107万円をそれぞれ減額するものであります。

4目農地費476万7,000円の増額の主なものにつきましては、歳入でも申し上げました18節多面的機能支払交付金で事業費の確定見込みにより293万1,000円、17ページに参りまして、22節国庫・県支出金返還金で令和2年度事業費の精算に伴い280万円をそれぞれ増額するものであります。

2項林業費、1目林業総務費148万円の増額につきましては、3節の時間外勤務手当を増額するものであります。

2目林業振興費1,322万7,000円の減額の主なものにつきましては、12節ふくしま森林再生業務委託

料で、歳入でも申し上げましたが、事業費の確定見込みにより1,161万円、それから松倉分収造林保育管理委託料で事業費の確定見込みにより101万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

18ページをお開き願います。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費6,180万円の減額につきましては、18節商工業活性化対策等振興事業補助金で新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止のため260万円、中小企業等経営継続支援給付金で新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業費の確定により5,920万円をそれぞれ減額するものであります。

3目企業誘致促進費464万4,000円の減額の主なものにつきましては、18節の工場等用地取得費補助金で、第3表、地方債でも申し上げました高田工業団地の取得を予定していた企業が取得を見送ったため、450万円を減額するものであります。

19ページに参りまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費126万7,000円の減額の主なものにつきましては、18節の急傾斜地崩壊対策事業負担金で事業費の確定により119万円を減額するものであります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費709万9,000円の増額の主なものにつきましては、10節の修繕料で除雪機械及び道路等の修繕箇所が増加により790万円を増額するものであります。

2目道路新設改良費157万円の補正増につきましては、3節時間外勤務手当について増額するものであります。

3項河川費、2目河川整備費164万7,000円の減額の主なものにつきましては、12節の河川浄化作業委託料について、事業費の確定に伴い減額をするものであります。

20ページをお開き願います。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費128万円の減額の主なものにつきましては、18節の木造住宅耐震改修支援事業補助金でありまして、事業費の確定に伴い120万円を減額するものであります。

21ページに参りまして、8款消防費、1項消防費、1目非常備消防費462万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による消防団員活動事業の中止に伴い、7節報償費から18節負担金補助及び交付金までそれぞれ記載のとおり減額をするものであります。

3目災害対策費193万6,000円の増額につきましては、12節の機器移設委託料についてであります。新鶴庁舎の大規模改修に伴う震度計移設のため増額をするものであります。

9款教育費、1目教育総務費、2目事務局費59万5,000円の減額の主なものにつきましては、13節諸車借上料について、新型コロナウイルス感染症対策による事業の中止等により103万円を減額するものであります。

23ページをお開きください。23ページ中ほどでございますが、4項社会教育費、2目公民館費238万円の減額の主なものにつきましては、12節の設計委託料で旧会津美里町公民館及び分室解体設計の事業費の確定により170万5,000円を減額するものであります。

3目生涯学習センター費409万円の減額の主なものにつきましては、10節消耗品費で新型コロナウ

イルス感染症対策による事業費の事業の中止、規模縮小により133万円の減、1枚おめくりいただきまして、24ページであります。14節工事請負費で感染症対策として実施した水道水栓工事の事業費確定により122万2,000円を減額するものであります。

25ページに参りまして、5項保健体育費、4目学校給食費227万8,000円の減額につきましては、10節の燃料費で価格高騰による燃料費の不足が見込まれるため128万円の増、歳入でもご説明いたしましたが、賄材料費で年間給食数の確定見込みにより355万8,000円を減額するものであります。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目現年農用地等施設災害復旧費119万9,000円の増額につきましては、本年7月27日の大雨により発生した高田地域、松沢地区及び赤留地区の農地等災害復旧工事について増額するものであります。

13款予備費、1項予備費、1目予備費160万2,000円の増額につきましては、子育て世帯臨時支援事業での事務費、衆議院議員総選挙事業での投票場購入について予備費の充当を行ったため、大雪による除雪経費の増大など今後の想定外の予算の不足に備えまして、増額をさせていただくものであります。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書でありますので、御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。歳入歳出一括して質疑を許可します。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 3点お願いします。まず、17ページ、林業費の林業振興費、ふくしま森林再生事業業務委託料について、2点目が次の18ページ、商工振興費で中小企業等経営継続支援給付金について、3点目が21ページ、災害対策費で機器移設委託料についてお尋ねいたします。

まず、1点目ですけれども、事業費が確定したということの説明でありました。金額が金額、結構大きい金額でしたので、予定どおりの業務がなされての余剰金なのか。その進捗状況はどうだったのか確認させていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてご説明させていただきます。

このふくしま森林再生事業でございますが、進捗につきましては当初予定していた場所が地形上の問題、いわゆる急傾斜地でございます。すごく作業に支障が出る場所がございました。このために、施工困難箇所を除くために事業を縮小したため、このような減額となった次第でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 分かりました。説明のときにそこまで言っていただくと、そうだったのだということで質疑する必要がなくなります。もう少し説明を丁寧にしていただければありがたいなというふうに思います。

急傾斜地の困難地を避けた、除外したということのようですけれども、そこは今後はいじらないということなのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 議員おただしのとおり、かなり危険な場所でございますので、今後につきましてもその部分に関しては作業しないというふうなことになります。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 積算するときに現地は当然確認されていると思うのです。そういう中でこういう内容よっての減額というのは少し、素人ですけれども、どうしてなのだろうというふうな思うところがございます。その点についてもう一度お願いいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、確かに積算の段階で、調査の段階である程度現場のほうは確認はしてございますが、全てにおいて詳細な確認というのはなかなかできていないところがございます。ですので、実際現場に入ってみて、見た目はできそうな場所につきましても、実際そういう地盤ですとか、その土地の状況によりまして、できないというふうな判断に至ったものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 分かりました。了解しました。

では、次に参ります。2点目ですけれども、中小企業等経営継続支援給付金について、これも確定でこれだけのお金が減額ということですか。実績と、どのように総括されているのかお示しをいただきたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 中小企業等経営継続支援給付金につきましてでございますが、当初計画では500事業所を予定してございました。これに対しまして実績がちょうど200件でございます。300件の減となったわけでございます。これにつきましては、当初計画につきましては前年度実施しました給付金事業を参考にしまして、前年度455件の事業所様から一応申請いただいたというふうな実績に基づいて計画を500件とさせていただいたところでございます。今回につきましては、前回とちょっと違うところで、前回は対前年同月比で少しでも、一円でも減収になっていればその給付金の該当にしたわけでございますが、今回の中小企業等経営継続支援給付金に関しましては、最低でも基準を実際減収10%以上、10万円以上の減収が対前年でございますして、対前年10%減、さらには10万以上の実際の減収がなければ対象にしなかったものですから、そういった意味で実績が減ったというふうに見ておるところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） ということは、その後町内事業者のほうからいろんな問合せあるいは問いか

け、それで疑問等々、何かいろいろな声があったのかどうなのか。あるいは、商工会等からやはりこの基準ではいかなものかという問題提起があったのか。そうしますと、それに基づいて次年度どうするかということにもなっていくわけですので、そこはどのように認識されていますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまの件でございますが、この事業の制度設計に当たりましては、当然商工会の経営指導員並びに金融機関、金融団の方々と制度について話をさせていただいて、このような制度設計をさせていただいております。実際のところ、やはりコロナによりまして減収になったところをしっかりと精査をさせていただいて、それに見合ったいわゆる支援をしなければいけないというふうなところで、やはり公費を投入するものですから、ばらまきでは決してあってはいけないというふうなこともございましたので、そういった意味で、しっかりと支援をするというふうな意味で、そういった本当に困っている事業者のための給付金となるように制度をつくったというふうなことでご理解をお願いしたいというふうに思います。

お問合せといいますのは、いわゆる関係機関のほうからは当然事前にお話しさせていただいたので、特に問題提起というのにはございませんでした。当然事業所さんのほうからもこの件に対してご不満な点ですとか、そういった話というのにはなかったというふうなことでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） これ補正予算の審議ですので、これ以上は何うことはちょっと厳しくなるかもしれませんが、いわゆる今年度の状況が年明けには分かってくるわけですよ。特に商工会、金融団に対する協議等、連携は取られているようですので、そこはしっかり押さえていただきたいなと。今年度、昨年と比べればそんな変わっていないというふうに私は認識していますので、今課長が言われたように、しっかり支援するところは支援するという制度設計の中身も再確認されていくべきだというふうに思いますけれども、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがしでございますが、当然制度設計に当たりましては、今最新のそういったコロナ禍の影響というのを加味する必要があるというふうに思っております。ですので、しっかりと関係機関と連携を図りながら、いろいろなお知恵をいただきながら、しっかり支援できるような体制を今から検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 分かりました。

では、3点目に参ります。21ページの災害対策費、機器移設委託料ですけれども、案件資料を見ますと震度計の移設というふうに載っております。どうして新鶴庁舎にそもそもあるのかなというところも含めて、この庁舎の大規模改修は当然この震度計をどうするかということも含めて、しっかり積算される過程で検討されたというふうに私は思いますけれども、どうして今の節でこの増額の予算措

置というふうになって出てきたのか、そこが少し疑問ですので、教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、まず1点目、なぜ新鶴にあるのかということでございますが、まず震度計は各3庁舎、高田、本郷、新鶴庁舎の各庁舎に1基ずつございます。まず、そこが1点目でございます。

次に、なぜ今の時期なのかということでございます。まず、この震度計につきましては、基本的にこの財産は福島県の財産でございます。その中で今年新鶴庁舎の改修、いわゆる民俗資料館としての今改修工事を行っております。これの移設につきましては、最終的には県との協議が必要でございます。その協議が調いまして、今回の補正予算の計上というふうになった経緯でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 理解が少し進みました。その震度計、3庁舎にあるということです。それで、いわゆる事があったときに、いわゆる地震があったときに、美里町の震度という情報は新鶴庁舎の震度計をもって発信されるというふうに伺ったことがあります。ですから、あそこが美里町としてのいわゆる象徴的なところなのだというふうに思ったのです。確かに10年前の東日本大震災のときは私も現場に、新鶴庁舎にいました。すごい揺れでした。ところが、本郷の自宅に帰ってみたら、棚から物が何一つ落ちていなかったという、この差は何なのだと思うぐらいに、結構地面は揺れていても、その揺れ方はやっぱり地域によって違うのだなということも再確認しました。そういう意味でも確かに3庁舎にあるということはいいことなのでしょうけれども、新鶴庁舎がいわゆる美里町の震度の代表的な発信箇所なのだという受け止め方でよろしいですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、新鶴庁舎が中心的なものなのかということでございますが、その経過についてちょっとご説明申し上げます。まず、震度計については旧町村の庁舎にございまして、計3件、今3か所にございます。今新鶴が中心ではないのかというおたがしでございますが、結果的に新鶴の震度計から出た数値が発表されているということでございます。つまりどういうことかと申しますと、いわゆる今3か所ございますので、この3か所、例えば地震があったときに3か所同時に、本郷、高田、新鶴の震度計がそれぞれその震度を測って計測しております。結果一番震度が強かったと申しますか、高かったというところがいわゆる発表されるということでございますので、これまで経験上、新鶴が主に一番震度なりが高かったということでございますので、それはたまたまということで新鶴の数値が出たということでございます。ただ、やはり今までの経験上、本郷、高田、新鶴の地盤等の影響があると思うのですけれども、結果的には今のところほぼ新鶴のほうが若干高めに出るというような結果になっております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 3番、渡辺葉月君。

○3番（渡辺葉月君） 10ページの7の企画費のところ、若者定住住宅取得支援事業補助金と住宅取得支援事業補助金のところで、前者については見込みに至っていないから減額ということだと思うのですが、以前から利用が少ないのか、それとも今回たまたま少ないのかが1点と、2点目が……

○議長（横山知世志君） 1個ずつお願いします。

○3番（渡辺葉月君） では、1点で。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 若者定住であります、例年少しずつは伸びてきているのかなというふうに思っております。若者定住につきましては、いわゆる町内の方がなるべく転出していただけないようにと申しますか、中にいていただいて、住宅を直す際に補助しましょうというところがあります。今見込みといたしまして、実際は当初予算で1,350万を取ったところがあります、今回の実績、それから今後の申請見込み、今までの中で10件ほど、それから申請見込みとしまして6件ほどございましたので、それも基本ベースは70万ですが、プラス町内の事業者さんで直す場合は10万加算になるわけです。そういった部分から今回精算いたしますと、200万落とさせていただくということをやったところがあります。

○議長（横山知世志君） 3番。

○3番（渡辺葉月君） ということは、200万円余ったから、それをマイナスするということですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 当初の見込みでは、金額ベースで言いますと1,350万見込んでおりました。これは、昨年の実績だとかプラスアルファを考えまして1,350万見込んだところがあります、今現在までの申請件数、それから今おいでいただいている方々の件数、大体6件なのですが、既にもうオーケーなのが10件ありまして、そういった相談件数を見込みまして今回落とすと。それは、いわゆるなるべく12月で、予算編成上としましては、今回12月補正予算というのは事業がある程度固まってきた場合なるべく増減しましょうというか、減額、確定したものは落としましょう。そして、その金額についてはまた次の展開に生かしていくということで、一応12月が基本的に精算みたいな形で予算上取り扱っておりましたので、今回は見込みを表して、当初予算として比べてどうなのかということで、あと200万はどうしても使わないだろうということから今回減額をさせていただくと。その下の部分に関しましては、見込みも含みまして必要となったもので、それは今回増額措置をさせていただく。基本的に12月でやらさせていただいているということでございます。

○議長（横山知世志君） 3番。

○3番（渡辺葉月君） 分かりました。その見込みを、マイナス200万ってこれは要らないよねとなったのは分かるのですが、補正でここマイナスにしようねというところまでは分かるのですが、もし補正の中でマイナスにするのであれば、では本当にこの補助金がニーズに合っているのかとか、

もっとそれ以上に若者が食いつくような補助金の出し方ってあるのかなというような、本当に求められているものが何なのかという分析というのが必要だと思うのですけれども、それに関してはちゃんと分析は重ねていっているのですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ただいまの分析の部分であります、例年ニーズも含めましてどういった、補助金を交付された方々にお伺いしたり、そういったことを聞きながら政策に生かしているところでもあります。また、補助事業は基本的に3年間だとかの見直しを、時限を決めてその間で見直しをするというふうな考え方もございまして、ずっと続いているわけではないので、その間事業のほうをいろいろニーズを調査しつつ拡充したり、またこれは要らなくなったら違う事業に乗り換えましよう、そんな形で構築をしているところでございます。

○議長（横山知世志君） 3番。

○3番（渡辺葉月君） 分かりました。いろいろ分析をされているということで、私自身も……

○議長（横山知世志君） 次の質問どうぞ。

○3番（渡辺葉月君） 2点目の質問なのですけれども、さっきの、今の回答の中で述べられていたことなので大丈夫なののですけれども、何かというと……

○議長（横山知世志君） 2問目ではない、2問も終わったということでよろしいですか。

○3番（渡辺葉月君） では、2問目いきます。

○議長（横山知世志君） 2問目どうぞ。

○3番（渡辺葉月君） 2問目に移りますが、今の回答の中でもあったのですけれども、後者の住宅取得支援事業補助金でプラス320万円とありまして、そこで見込みがあるからプラス320にしているよということだったので、具体的に何名ほどいて、1人当たり幾らぐらいなのかというのを教えてください。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 見込みはこれも6件ございます。1件当たり、まず5件のほうは、5件と1件ありまして、県内からこちらにおいでいただく方が5件ございまして、80万円の5件で一応400万円を想定してございます。それから、県外からこちらにおいでになる方は80万円でありまして、これは県外からおいでになる場合、福島県としても補助金が交付されまして、県からいただいて併せて交付しますから、160万円ということで倍になります。倍になるというか、県の同額を町でも措置しているので、県外からおいでになった方は今のところの想定だと160万円を想定してございます。

以上であります。

○議長（横山知世志君） 3番。

○3番（渡辺葉月君） ご回答ありがとうございました。分かりました。

私自身も移住者なので、若者で移住してきた身としてやっぱりそこをすごく自分でも勉強しているので、先ほどおっしゃった、分析しているよということだったので、私も共に勉強してまいりますので、そういったところ、力を入れて頑張っていってほしいなと思います。

以上です。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 17ページの質問でございます。農林水産業費のふくしま森林再生事業業務委託費1,161万円の減額補正ですが、なぜこんな金額の減額補正になったのか。当初の町の委託の仕様書が甘かったのか、受託業者が適正に業務ができなかったのか……

○議長（横山知世志君） 長嶺議員、これ先ほど説明あったかと思うのですが、根本議員のときに説明あったかと思うのですが、質問と説明があったと思うのですけれども、分からなかったですか。

○6番（長嶺一也君） すみません。聞き逃していました。すみません、今の質問は取り消します。

もう一つ、職員手当等の時間外勤務手当の増額補正でございます。各款ごとに増額補正が計上されているわけなのですが、増額補正するに値する何か特殊要因があったのかどうかお聞きしたいのですが。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、今回の補正予算で時間外手当を補正をしてございます。これは、特別な事情があったのかということでございますが、確かに各所管する課において、このコロナ禍でございますので、いろいろな事業をコロナに対する事業に振り分けたというのもございます。それが1点でございます。あとは、職員の人事異動等もございまして、その結果こういった各補正で時間外手当をお願いするという結果になったということでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） それで、働き方改革としまして、町として職員の時間外勤務の縮減に向けた取組というのはやっているのかどうかお聞きします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに町としまして、そういった縮減に向けた取組を行ってございます。今の指針なり方針としましては、1か月当たり45時間以内、年間といたしまして360時間を上限として取り組んでおります。しかし、こういった現下のコロナの感染症対策とか選挙等々いろいろななかなか特定できない事業がございまして、そういった場合については若干それをオーバーするようなこともある場合がございます。今般の補正予算でも今回お示ししておりますが、例えば職員のそういった事務の時間数、なるべく効率的に上げましょうというようなことで今回補正でも上げておりますが、会議録のシステムを入れたり、なるべく電算化をしたり、そういった手でやっている作業をなるべくICTを活用した中で効率化に向かって作業を進めるという

ような方向では向かってございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 取組については分かりました。時間外勤務につきましては、1人の職員に集中することなく、セクションで業務を分担するなりしまして、そういった中で超過勤務も縮減を図っていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（横山知世志君） 13番、根本剛議員。

○13番（根本 剛君） 商工費の中で、ページ数は18ページなのですが、企業誘致促進費の事業の中で、説明では新型コロナウイルス感染症の影響により取得を予定している企業が取得を見送ったとあるのですが、その企業は今回をもって先々断念したのか、取得を断念するのか、またコロナ感染の影響で一、二年、令和四、五年にずれ込むのか、その辺の見通し等を詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてご説明申し上げます。

今現在の交渉しております企業の予定でございますが、先ほど政策財政課長申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、ちょっと業績が芳しくないというふうな状況で今のところでございます。ですが、土地といいますか、工業団地のほうに進出を決して諦めているわけではございませんで、なるべくは次年度中には何とかめどを立てて工業用地のほうに進出したいというふうな意向を持っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 10番、星次議員。

○10番（星 次君） ページ数は25ページです。学校給食費の需用費の賄材料費の355万8,000円の減についてですが、この年間日数の減によるという、年間給食日数の確定見込みで減だというふうに記載になっていおりますが、この日数については当初3月の時点で学校給食運営委員会で小学校何日、中学校何日と決めるのですよね。それに伴って、コロナ禍のために日数をクリアできなかったのか、それとも各学校で弁当持参等もあったためにこういう減額になったのか、その辺をちょっとお示しお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの学校給食費の賄材料費についてのご質問でございますが、当初予算に計上いたしました時点では、まだ今年度の授業日数ですとか給食の日数が確定しておりませんので、今年度、議員がおっしゃったとおりに令和3年3月の学校給食運営委員会、そして教育委員会定例会において年間の学校給食日数であったり、学校給食費等が決定してまいるわけですが、当初予算にはそれが反映できない状態でございます。今年度に入りまして、給食の年間の日数に合わせ

た給食費が確定しております。また、転入転出の児童生徒であったり、また教職員の人数の変更であったり、いろいろな要素を勘案しまして、今この時点での学校給食費の見込みの確定ということで今回補正予算に計上させていただきました。

以上です。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） 今、当初予算の編成時と3月の時点の学校給食運営委員会の日数等で少し差が出てきているのと、転入転出でその人数の差というふうなことで今答弁あったのですが、普通ですとこの時期は増額なのです、賄材料費というのは。物価が賄いの材料費は上がってしまうのです。この350万というのは大きな数字なので、精査したというのではなくて、何か根拠があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（横山知世志君） 根本剛議員の退室を許可します。

〔13番（根本 剛君）退席〕

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの星議員の再度のご質問でございますが、学校給食費につきましては、年度途中での物価上昇とか、そういったものについては特にそれによりまして学校給食費を値上げするとか年度の途中で変更するものではございませんので、あくまでも今年度の給食の日数、そして提供する人数、あと先ほど申しました転入転出等によりまして今後の給食費の額の確定見込みによりましての補正となっております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） 了解。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって質問を終了いたします。

ここで11時50分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時42分）

再 開 （午前11時50分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

○会議時間の延長

○議長（横山知世志君） お諮りいたします。

間もなく12時となりますが、審議の途中でありますので、日程終了まで延刻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、日程終了まで延刻いたします。

○総括質疑

○議長（横山知世志君） 日程第5、総括質疑を行います。

総括質疑は所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第73号 会津美里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例、議案第74号 会津美里町税条例の一部を改正する条例、議案第75号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例、議案第76号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

次に、議案第77号 会津美里町立小・中学校条例の一部を改正する条例、議案第78号 会津美里町学校給食センター条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

次に、議案第79号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第80号 会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

次に、議案第81号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第82号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第83号 会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第88号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第89号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前11時54分）

第 2 回 定 例 会 1 2 月 会 議

(第 5 号)

令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議

議事日程 第5号

令和3年12月16日(木) 午前10時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 議案第73号 会津美里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第74号 会津美里町税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第75号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第76号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第77号 会津美里町立小・中学校条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第78号 会津美里町学校給食センター条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第79号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第80号 会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第81号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第82号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第83号 会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第87号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算(第11号)
- 第14 議案第88号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第15 議案第89号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第16 同意第14号 会津美里町監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
- 第17 同意第15号 会津美里町監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて
- 第18 陳情第6号 町長選挙及び町議会議員選挙の不在者投票に関する陳情
- 第19 会津美里町選挙管理委員会委員の選挙について
- 第20 会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

第 20 まで同じ

追加日程第 1 議案第 90 号 令和 3 年度会津美里町一般会計補正予算（第 12 号）

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	鈴木英昭君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（横山知世志君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、星次君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（星 次君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（星 次君） それでは、総務厚生常任委員会報告を申し上げます。

本委員会は、12月6日に論点抽出を行いました。論点はなく、また12月10日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとして質疑を行いました。令和3年12月13日午前10時より本庁舎議場において、委員全員、所管課及び議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託されたのは、議案9件及び陳情2件の合計11件でありました。審議、審査の結果は、お手元に配付されておりますので、件名を省略し、議案番号で報告いたします。

議案第73号は、質疑討論もなく、賛成全員で可決しました。

次に、議案第74号は、委員より、公的年金等受給者における国外居住親族の取扱いの詳細についての問いに、町当局より、国外における担税能力のある方について令和6年1月から控除扶養対象から除外するものととの答弁がありました。また、留学生は対象となるのかとの問いに、町当局より、対象となるものととの答弁がありました。そのほか委員より何点か質問がありましたが、反対討論はなく、賛成全員で可決しました。

議案第75号は、委員より、対象業種の詳細を示せの問いに、町当局より、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等ととの答弁でした。また、内容によって比率が変わるのかの問いに、町当局より、内容によって比率は変わらないとの答弁がありました。採決に入り、反対討論もなく、賛成全員で可決されました。

議案第76号は、委員より、国民健康保険税の被保険者均等割額となっているが、所得割等については、対象外となるのかの問いに、町当局からは、未就学児に係る均等割額のみが対象となりますとの答弁がありました。そのほか委員より何点か質問がありましたが、反対討論はなく、賛成全員で可決しました。

議案第79号は、委員より、出生時の在胎週数が28週以上となっているが、28週とした根拠は何かの問いに、町当局より、詳細は把握していないが、早産等の判断基準がありますとの答弁があり、そのほか委員より何点か質問がありましたが、反対討論はなく、賛成全員で可決しました。

議案第80号は、委員より、対象となっている当町の事業者数はこの問いに、町当局より、事業開始当初は8事業者で、現在は6事業者となっていますとの答弁があり、その他何点か質問がありましたが、反対討論はなく、賛成全員で可決しました。

議案第83号は、質疑討論もなく、賛成全員で可決しました。

次に、議案第88号は、委員より、システム改修委託料は軽減判定ミスの関係で必要になったものかの問いに、町当局からは、高額療養費の関連でシステムの改修が必要となったためのものでありますとの答弁がありました。採決に入り、反対討論もなく、賛成全員で可決されました。

議案第89号は、委員より、介護サービス給付費の増加は利用者の増加によるものなのかの問いに、当局より、一番の大きな理由としては介護報酬の改定でありますとの答弁があり、そのほか何点か質問がありましたが、反対討論もなく、賛成全員で可決されました。

次に、陳情第5号について委員全員から意見を聞いた結果、現在国と沖縄県において対立関係にあり、内容の判断も非常に難しい問題であることから、近隣市町村の動向も参考にしながら、さらに内容の理解度を図った上で判断したいとの意見となり、継続審査となりました。

陳情第6号は、委員多数がおおむね賛成の意向を示され、採択に入り、反対討論はなく、賛成多数で採択となりました。

以上で本委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） ただいま総務厚生常任委員長の報告がございました。これに対する委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、根本謙一君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（根本謙一君）登壇〕

○産業教育常任委員長（根本謙一君） これより産業教育常任委員会の報告を申し上げます。

12月13日午前10時より常任委員会室において、委員7名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されましたのは議案4件であります。なお、今回の付託案件に論点はなかったことを報告いたします。審議の結果については、お手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第77号について、委員より、改正理由と児童不在はいつからか。また、起債償還終了はいつかの問いに、当局より、最後の児童は平成26年度に卒業、起債償還の完了は平成18年度ですとの答弁があり、委員より、平成18年度に起債償還完了なのに、なぜこれまで改正できなかったのか。もっと早くてもよかったのではないかとの問いに、当局より、確かに手続が遅くなったが、昭和56年度に国庫補助で鉄骨平家建てを改築し、耐用年数は34年で平成27年までであった。児童の不在以降、沼山地区の集会所としていたが、今は使われていないとの答弁がありました。さらに、委員より、用途外

使用でも耐用年数は平成27年に終わっているのに、おかしいのではないか。目的に沿って早くやるべきではなかったか。公会計は資産の透明化を見ている。適正な対応をしていくべきではないかとの問いに、当局より、ごもっともなご指摘であり、手続が遅かった。今後は、きちんと施設等の廃止、維持管理を適正にしていきたいとの答弁がありました。次に、委員より、今後の児童入学の見込みはとの問いに、当局より、現在5世帯住んでおられ、高齢者がほとんどである。もし児童入学の際には、スクールタクシーで新鶴小学校に通学できるようになるとの答弁がありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第78号について、委員より、学校給食運営委員会の役割の見直しと諮問機関としての位置づけを明確にした理由について質問があり、当局より、改正前では役割がはっきりしていなかった。給食費の運営について調査、審議して答申してきていたが、明確ではなかったため、教育委員会の諮問機関としての役割をはっきりさせたとの答弁がありました。また、委員より、高田、新鶴、両施設廃止後の利活用について質問があり、当局より、ただいま検討中であるとの答弁、さらに委員より、統合後の職員の処遇、合理化の人数について質問があり、当局より、町事務職員はそのまま。栄養士は県費で配置となり、基準は1年。調理、運搬は一括で業務委託。町調理師3名は新鶴こども園に異動予定との答弁がありました。ほかにも質疑ありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第81号について、委員より、施行期日をあえて公布の日からとした理由はとの問いに、当局より、国の改正基準において町の準備が整い次第この手続が可能になるので、公布の日からとしてできるとしたとの答弁がありました。さらに、委員より、国の改正はいつかの問いに、当局より、令和3年8月2日の公布ですとの答弁で、委員より、8月であったなら速やかにやるべきではなかったか。町は通年議会なのである。遡及や事故があったら対応できなくなる。附則の施行期日は大事であるから、法律上は速やかに対応すべきでないかとの問いに、当局より、そのとおりでもあるが、9月13日、国の訂正があつて遅れた。今後は速やかに対応していくとの答弁がありました。ほかにも若干の質疑ありましたが、討論はなく、採決の結果、本案は賛成全員により可決いたしました。

次に、議案第82号について、若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

以上をもって産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

以上で常任委員会委員長報告を終わります。

○議案第73号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案第73号 会津美里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第73号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第74号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第74号 会津美里町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第74号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第75号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第75号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第75号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第76号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第76号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第76号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第77号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第77号 会津美里町立小・中学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第77号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第78号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第78号 会津美里町学校給食センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第78号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第79号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第8、議案第79号 会津美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第79号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第80号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第9、議案第80号 会津美里町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第80号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第81号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第10、議案第81号 会津美里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第81号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第82号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第11、議案第82号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第83号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第12、議案第83号 会津美里町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第83号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第87号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第13、議案第87号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第87号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第88号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第14、議案第88号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第88号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第89号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第15、議案第89号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第89号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○同意第14号の議題、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第16、同意第14号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、荒川佳一君の退席を求めます。

〔4番（荒川佳一君）退席〕

○議長（横山知世志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第14号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、荒川佳一君の入場を許可します。

〔4番（荒川佳一君）入場〕

○議長（横山知世志君） 荒川佳一君に申し上げます。

同意第14号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては、全会一致で同意されましたことをお知らせいたします。

○同意第15号の議題、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第17、同意第15号 会津美里町監査委員（識見を有する者）の選任に

つき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第15号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○陳情第6号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第18、陳情第6号 町長選挙及び町議会議員選挙の不在者投票に関する陳情を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり採択するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、陳情第6号は原案のとおり採択されました。

○会津美里町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（横山知世志君） 日程第19、会津美里町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時37分）

再 開 （午前10時38分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

選挙管理委員会委員には、小沼會志君、長峯重弘君、山田孝子君、渋川英和君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小沼會志君、長峯重弘君、山田孝子君、渋川英和君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

○会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（横山知世志君） 日程第20、会津美里町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午前10時39分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

選挙管理委員会委員補充員には、荒木百合子君、板橋信幸君、野中庄一君、馬場美智子君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました荒木百合子君、板橋信幸君、野中庄一君、馬場美智子君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま町長、杉山純一君、追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時41分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（横山知世志君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第90号の1議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第90号の議題及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

議案第90号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）であります。子育て世帯への臨時特別給付金の追加給付に伴う必要経費を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,518万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億9,561万5,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第90号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第1、議案第90号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） 議案第90号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料を御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付対象者に対する1人5万円の追加給付に係る補正となります。よろしく願いいたします。

それでは、予算書の表紙でございます。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,518万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億9,561万5,000円とするものでございます。

内容であります。事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開きいただきたいと存じます。歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1億3,518万2,000円の増額につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の追加給付に係る給付事業費補助金1億3,500万円及び給付事務費補助金18万2,000円について、それぞれ増額するものであります。

続きまして、4ページ、歳出でございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億3,518万2,000円の増額につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の追加給付に係る費用につきまして、10節需用費から18節負担金補助及び交付金まで、それぞれ記載のとおり増額するものであります。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） この事業執行につきましては、職員の負担がかなり多くなるかと思うのですが、人件費については今ある予算内でこの事業をやりなさいということによろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 職員の人件費についてと、超過勤務等についてということと思いますが、当初11月29日の補正におきまして、超過勤務の分は計上させていただいております。現在のところ、それで当面間に合うという判断で、今回の分には計上していないということでございます。今後状況を見極めながら、もし不足するような場合があれば内部で検討させていただいて、対応させていただきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。前の質問でも言ったとおり、一部の職員だけに負担が行かないように対応していただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点だけお願ひします。

これいつ給付、振込予定になりますか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 給付の時期ということでございますが、取りあえず今現在先行で行っております5万円分について、23日以降に給付するということで該当者の方には通知をしているところでございます。したがって、先行分については、今回の補正分を合わせて23日以降で対応するというところでございます。今後の分につきましては、対象者に通知をするという形になります。

以上です。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 最後の部分がちょっと聞こえなかったのですが、お願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 児童手当対象者以外の方については、今後時期を調整して対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 確定的な日には言えないというところですね。確定的でいいですから。

○議長（横山知世志君） 根本議員に申し上げます。あくまでもこの補正の追加の部分についてでありますので、その分については後から報告が、全員協議会のほうで説明させますので。

○12番（根本謙一君） はい、了解しました。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第90号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会12月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和3年会津美里町議会第2回定例会12月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時10分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 山 内 豪

議 員 長 嶺 一 也